

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の
平成22事業年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

<参考> 業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

評価結果の総括

・第二期の中期計画の達成に向けて順調に進捗している。年度計画に基づき、業務の着実な実施と改善・充実を行うことにより、各業務の質の向上や効率化にきめ細かく取り組み、計画を順調に達成している。特に、経営改善計画の作成支援においては、学校法人自身が実態に合わせた分析を行うことにより、取り組むべき課題を早期に認識するための自己診断チェックリストをホームページ上で掲載するとともに、経営改善計画の作成支援を希望する学校法人の経営相談を行い、計画に基づく実施状況に合わせたフォローアップをするなど充実した活動を行っている。今後も私立学校の振興に資するため、各業務の改善・充実を実施することを期待する。

平成22年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

(1)事業計画に関する事項

・補助金申請に必要な調査票提出のために利用している電子窓口システムのさらなる改善については、新たな経費負担等もあることから、慎重に判断し、年度内開発を先送りとした。

次年度に向けて電子窓口システムの修正・改善に向けた今後の着実な取り組みが必要である。(項目別 - 16)

・貸付事業については、事業団の助成業務に係る業務経費を貸付事業の収益で賄っているため、毎年度一定の貸付実績を確保し、総貸付金残高を増やしていくことが重要であることから、今後も貸付実績の確保と利用促進に努める必要がある。

なお、平成22年度の貸付計画額の執行率や貸付実績が前年度を下回ったことについては、学校法人側の事業の取りやめ、計画の見直し等の特殊事情によるものと理解するが、今後、貸付計画の実行性を高めていくことを期待する。(項目別 - 19)

(2)業務運営に関する事項

・貸付事業におけるリスク管理債権の抑制においては、貸付先法人の信用格付け変化のモニタリング、電話・文書などによる督促、外部専門家との連携といった取組により回収率を向上させ、適切な債権管理を行っている。なお、目標の範囲内であるが、リスク管理債権の割合が若干増加していることから、将来、不良債権化する可能性がある債務を有する法人に対して経営改善指導を行うなどの適切な措置を講じることが望まれる。(項目別 - 25)

特記事項

特になし

文部科学省独立行政法人評価委員会
高等教育分科会 日本私立学校振興・共済事業団部会 名簿

部会長

佐野 慶子 日本公認会計士協会常務理事

臨時委員

石堂 正信 株式会社J R 東日本リテールネット常務取締役

佐藤 誠二 国立大学法人静岡大学人文学部長

田中 清 銀座ファースト法律事務所所長弁護士

渡辺 善子 日本アイ・ビー・エム株式会社常勤監査役

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の 平成22事業年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						(小項目名) 情報収集提供機能の充実・改善状況	A	A	A		
(大項目名) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A			(小項目名) 学校法人等に対する情報提供状況	A	B	A		
(中項目名) 私立大学等に対する補助事業	A	A	A			(中項目名) 受配者指定寄付金事業	A	A	A		
(小項目名) 補助金配分方法の見直し状況	A	A	A			(小項目名) 利用促進に向けた取組状況	A	A	A		
(小項目名) 補助金制度の周知状況	A	A	A			(小項目名) 電算処理システムの構築状況	A	A	A		
(小項目名) 補助金申請方法の改善状況	A	A	B			(中項目名) 学術研究振興基金事業	A	A	A		
(中項目名) 学校法人等に対する貸付事業	A	A	A			(小項目名) 交付対象事業・採択基準等の見直し状況	A	A	A		
(小項目名) 借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況	A	A	A			(小項目名) 研究成果の普及の取組状況	A	A	A		
(小項目名) 貸付対象・貸付条件の見直し状況	A	A	A			(小項目名) 審査の客観性及び透明性の確保の取組状況	A	A	A		
(小項目名) 延滞債権の回収に向けた取組状況	A	A	A			(小項目名) 取扱基準の周知の取組状況	B	A	A		
(中項目名) 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A	A	A			(小項目名) 基金事業の広報活動状況	A	A	A		
(小項目名) 経営改善等に向けた支援の取組状況	A	A	A			(中項目名) 事業に関する情報開示	A	A	A		
(小項目名) 経営改善計画の作成支援状況	A	A	A			(小項目名) ホームページ等を活用した情報開示の状況	A	A	A		
(小項目名) HP内容の工夫・改善の取組状況	A	A	A			(小項目名) 公表資料のHPへの掲載状況	A	A	A		

当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
業務運営の効率化に関する事項						(中項目名) 期間全体に係る予算	A	A	A		
(大項目名) 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A			(中項目名) 期間全体に係る収支計画	A	A	A		
(中項目名) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A			(中項目名) 期間全体に係る資金計画	A	A	A		
(中項目名) 経費等の縮減・効率化	A	A	A			(大項目名) 短期借入金の状況	-	-	-		
(中項目名) 契約の適正化	A	A	A			その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
財務内容の改善に関する事項						(大項目名) その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A		
(大項目名) 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A			(中項目名) 施設・設備に関する計画	-	-	-		
(中項目名) 収益の確保、予算の効率的な執行、 適切な財務内容の実現	A	A	A			(中項目名) 人事に関する計画	A	A	A		
(小項目名) 収支計画に沿った適切な運営状況	A	A	A			(小項目名) 適切な人事配置の状況	A	A	A		
(小項目名) 自己収入確保の状況	A	A	A			(小項目名) 人材確保に向けた取組状況	A	A	A		
(中項目名) 財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A			(小項目名) 職員の資質・能力向上に向けた取組状況	A	A	A		
(小項目名) 財務内容の透明性等の確保の状況	A	A	A			(中項目名) 研修等助成に関する計画	A	A	A		
(小項目名) 財政状態の健全性の確保の状況	A	A	A			(中項目名) 中期目標期間を超える債務負担	-	-	-		
(中項目名) 人件費の削減等	B	A	A								

当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入						支出					
政府出資金	-	-	-	11,000	-	貸付金	53,751	39,044	55,488	86,216	70,140
借入金	35,900	18,800	40,100	56,900	46,600	借入金償還	57,587	56,325	53,634	54,613	55,404
私学振興債券	7,999	7,998	3,998	8,000	8,000	借入金利息	13,261	12,160	10,886	9,879	9,166
貸付回収金	66,156	67,404	64,982	65,681	69,559	債券利息	545	696	807	889	999
貸付金利息	15,989	14,890	13,709	12,804	12,340	債券発行諸費	31	30	16	30	30
預金利息	4	25	15	7	3	助成金	-	22	73	100	100
国庫補助金	256,210	328,050	324,827	321,782	322,182	交付補助金	256,210	328,050	324,827	321,782	322,182
受入寄付金	20,266	20,007	15,762	13,099	13,616	配付寄付金	15,343	20,759	15,455	14,404	12,630
受入基金	6	26	19	10	8	学術研究振興費	120	115	129	129	130
基金受取利息	110	110	110	110	114	人件費	1,031	1,139	1,100	1,039	1,016
雑収入	2,395	123	401	595	2,473	一般管理費	168	167	159	158	155
						業務経費	425	415	387	379	387
						施設設備費	44	40	-	-	-
						長期勘定へ繰入	-	11	37	50	70
						雑支出	2,373	109	384	577	2,456
計	405,035	457,433	463,923	489,988	474,895	計	400,889	459,082	463,382	490,245	474,865

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
費用						収益					
経常費用						経常利益					
交付補助金	256,210	328,050	324,827	321,782	322,182	補助金等収益	256,210	328,050	324,827	321,782	322,182
借入金利息	13,208	12,103	10,827	9,822	9,118	貸付金利息	15,995	14,915	13,576	12,794	12,315
配付寄附金	15,343	20,759	15,455	14,404	12,631	寄附金収益	15,467	20,877	15,587	14,536	12,764
一般管理費	575	628	545	552	535	財務収益・雑益	2,398	147	410	601	2,475
その他	4,811	2,319	2,454	2,948	4,919	受託収入	6	-	1	1	0
臨時損失	59	2	0	1	0	臨時利益	182	96	390	9	36
法人税、住民税及び事業税	7	3	0	0	0						
計	290,213	363,864	354,108	349,509	349,385	計	290,258	364,085	354,791	349,723	349,772
						純利益(損失)	45	221	683	214	387
						総利益(損失)	45	221	683	214	387

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出						業務活動による収入					
交付補助金支出	256,210	328,050	324,827	321,782	322,182	国庫補助金収入	256,210	328,050	324,827	321,782	322,182
貸付による支出	53,751	39,044	55,488	86,216	70,140	貸付金の回収による収入	66,562	67,526	64,982	65,681	69,559
長期借入金の返済による支出	57,587	56,325	53,634	54,613	55,404	長期借入による収入	35,900	18,800	40,100	56,900	46,600
借入金利息支出	13,261	12,160	10,886	9,879	9,166	貸付金利息収入	16,017	14,945	13,586	12,797	12,275
受配者指定寄付金の配付による支出	15,341	20,458	14,839	14,398	12,596	受配者指定寄付金の受入による収入	20,264	19,722	15,159	13,097	13,584
その他の支出	4,733	2,733	3,108	3,061	5,223	その他の収入	10,640	8,361	4,645	8,725	10,623
投資活動による支出	9,329	118,441	105,988	130,027	106,035	投資活動による収入	9,598	119,768	105,875	129,521	108,032
財務活動による支出	0	33	110	150	170	財務活動による収入	6	26	19	11,010	8
翌年度への繰越金	11,565	11,519	11,832	11,219	13,166	前年度よりの繰越金	6,580	11,565	11,519	11,832	11,219
計	421,777	588,763	580,712	631,345	594,082	計	421,777	588,763	580,712	631,345	594,082

[参考資料2] 貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
資産						負債					
流動資産	640,140	610,237	601,659	622,286	622,015	流動負債	66,620	64,242	64,667	64,680	71,293
固定資産	8,760	8,482	8,210	7,682	8,206	固定負債	527,392	499,374	489,507	498,520	491,935
						負債合計	594,012	563,616	554,174	563,200	563,228
						純資産					
						資本金	48,969	48,969	48,969	59,969	59,969
						資本剰余金	5,321	5,346	5,365	5,375	5,383
						利益剰余金	598	787	1,360	1,424	1,641
						(うち当期末処分利益)	45	221	683	214	387
						(うち当期末処理損失)	-	-	-	-	-
						純資産合計	54,888	55,102	55,694	66,768	66,993
資産合計	657,724	618,719	609,869	629,968	630,221	負債純資産合計	648,900	618,719	609,869	629,968	630,221

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
当期末処分利益(又は損失)					
当期総利益	45	221	683	214	387
当期総損失	-	-	-	-	-
前期繰越欠損金	-	-	-	-	-
利益処分額					
積立金	12	112	533	44	187
積立金取崩額	-	-	-	-	-
日本私立学校振興・共済事業団法第35条 第1項に基づく助成金	22	73	100	100	100
日本私立学区振興・共済事業団法附則第1 2条の規定に基づく長期勘定への繰入	11	37	50	70	100

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員数	103	103	103	103	103

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の平成22事業年度に係る業務の実績評価(項目別評価)

【(大項目)1】	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A			
【(中項目)1-1】	1 私立大学等に対する補助事業	【評定】 A			
【(小項目)1-1-1】	(1) 補助金配分方法の見直し状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:各大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。</p> <p>中期計画:文部科学省における補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、効率的な補助金の交付に向け、積極的に文部科学省と協議を行うなど配分方法の適時適切な見直しを行う。</p> <p>年度計画:補助金の適切な配分を行うため、定員充足状況に応じた減額など増減率表等の見直しを行うとともに、地方中小規模校に対し所要の配慮を行う。また、未来経営戦略推進経費の中間評価を実施する。</p>		H18	H19	H20	H21
				A	A
【インプット指標】 (単位:百万円、人)					
(中期目標期間)	H20	H21	H22		
人件費	164	153	154		
業務経費	157	123	132		
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)		
従事人員数	20	19	20		
<p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。</p> <p>注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。</p> <p>注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。</p> <p>助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>					
評価基準		実績		分析・評価	
<p>【補助金配分方法の見直し状況】</p> <p>補助金の適切な配分を行うため、定員充足状況に応じた減額など増減率表等の見直し</p>		<p>(1)補助金の適切な配分を行うため、一般補助、特別補助について、下記のとおり配分方法の見直しを行った。また、未来経営戦略推進経費の中間評価を実施した。(実績報告書P.35～42)</p>		<p>大規模法人に対する不交付基準の厳格化、地方中小規模校に対する補助金加算など、計画どおり、全体としてきめ細かい制度運用の見直しがなされており、評価で</p>	

<p>しを行うとともに、地方中小規模校に対し所要の配慮を行っているか。また、未来経営戦略推進経費の中間評価を実施しているか。</p>	<p>【一般補助】(実績報告書P.35～39)</p> <p>定員充足状況に応じた減額など増減率表等の見直し</p> <p>ア 補助金の不交付基準(取扱要領)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不交付となる定員超過率の変更 <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度以降、収容定員が 8,000 人以上の大学等に対しては、経過措置を設けた上で、不交付となる定員超過率について、収容定員超過率を 1.4 倍以上、入学定員超過率を 1.2 倍以上(医・歯学部を除く)に引き下げることにした。 ・ 不交付となる入学定員超過率の例外措置要件の変更 <ul style="list-style-type: none"> 一つの学部等のみを設置する大学等に対しては、学校全体の入学定員充足率の定めにより不交付となる場合でも、学部等に係る入学定員充足率と同様に過去 3 年間の超過率の状況により、交付対象とすることとした。 ・ 不交付となる収容定員充足率の例外措置要件の変更 <ul style="list-style-type: none"> 不交付となる収容定員充足率が 50%以下の学部等に係る例外措置要件の一部について、「当該学部等の翌年度の入学定員減を含む経営改善計画を学校法人として意思決定していること」に変更するとともに、収容定員が大学 1,000 人以下、短大・高専 500 人以下の学校に設置されている学部等に限定して適用することとした。 <p>イ 補助金算定方法等(配分基準)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定員超過による傾斜配分の強化 <ul style="list-style-type: none"> 定員超過の学部等に係る傾斜配分について、平成 23 年度から 25 年度までの年次計画により減額を強化(最大 50%減)するとともに、収容定員 8,000 人以上の学校に設置されている学部等については、別途増減率の区分を設け、より減額を強化することとした。 ・ 地方中小規模校に対する所要の配慮 <ul style="list-style-type: none"> 地方の大学等に対する教育の質の維持・向上を図る観点から、次の要件に該当する地方の中小規模校(収容定員 2,000 人以下)について、一般補助の学生経費(一人当たり)の単価に 25,000 円を加算するよう見直した。 	<p>きる。</p> <p>計画進行に遅れている法人について、フォロー調査することも考えられる。</p> <p>また、未来経営戦略推進経費の中間評価を順調に行っている。</p>
--	--	--

		変更前 (21年度の基準)	変更後 (22年度の基準)
学 部	医・歯学部(生命歯学部を含む)及び獣医学を履修する課程の学生(医学部看護学科の学生を除く。)	36,000 円	61,000 円
	上記以外	26,000 円	51,000 円
短期大学・高等専門学校 (通信教育を除く)		26,000 円	51,000 円

(地方の定義)

以下のア、イ以外の地域

ア 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県(ただし、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項、第33条第1項及び同条第2項に基づき過疎地域に指定されている地域を除く。)

イ 政令指定都市

・ 財政状況(収入超過)による傾斜配分の強化

多額な翌年度繰越消費収入超過額を計上している学校法人が、大学等の教育条件の維持・向上や在学する学生に係る修学上の経済的負担の軽減に努めることを促すため、傾斜配分を強化することとした。

・ 高額給与支給者に対する補助基準額の減額強化

近年の厳しい経済情勢や私立学校を取り巻く経営環境を踏まえ、高額な役員・専任教職員給与を支給している学校法人に対する減額について、減額対象となる年間給与費支給額を以下のとおり見直すとともに、一定額(500万円)を超える支給状況に応じて、増減率による減額補正とする仕組みに変更した。

	変更前 (21年度の基準)	変更後 (22年度の基準)
専任教員	1,600万円を超える者	変更なし
専任職員	1,200万円を超える者	変更なし
役員	2,000万円を超える者	1,800万円を超える者

・情報の公表による傾斜配分の強化

学校教育法施行規則の改正(平成 23 年施行)を踏まえ、教育研究活動等の状況についての情報の積極的な公表を促す観点から、情報の公表による傾斜配分を強化することとした。

変 更 前 (21年度の基準)		変 更 後 (22年度の基準)	
	補正方法(%)		補正方法(%)
在籍学生数 (当該年度のすべての学部又は学科ごとの在籍学生数を公開)	+1	教育研究上の基礎的な情報 (学部等ごとの名称及び教育研究上の目的等をすべて公表)	すべて公表 0 非公表情報あり 2
		修学上の情報等 (教員組織、各教員が有する学位及び業績等をすべて公表)	すべて公表 +1 公表情報あり 0 公表情報なし 2
財政状況 (前年度の財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事の監査報告書すべてを公開)	+1	財務情報 (前年度の財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事の監査報告書すべてを公表)	すべて公表 +1 非公表情報あり 0

【特別補助】(実績報告書P.40～42)

未来経営戦略推進経費の中間評価の実施

平成 19 年度に採択した 28 法人 31 校に対して、書面、ヒアリング及び現地調査により、中間評価を実施した。中間評価は、未来経営戦略推進経費の採択を受けてから 3 年が経過した学校に対して行うものである。(「未来経営戦略推進経費 中間評価審査要領」)

(実施日程)

・平成 22 年 6 月 4 日～7 月 2 日

特別補助審査委員による書面評価の実施

・平成 22 年 7 月 20 日～7 月 22 日

特別補助審査委員、経営支援室、補助金課による個別ヒアリングの実施

- ・平成 22 年 8 月 6 日
平成 22 年度第 1 回特別補助審査委員会の開催(現地調査対象校の選定ほか)
- ・平成 22 年 9 月 16 日・30 日
現地調査の実施 2 法人
- ・平成 22 年 10 月 1 日・8 日
現地調査の実施 2 法人
- ・平成 22 年 11 月 12 日
平成 22 年度第 2 回特別補助審査委員会の開催(中間評価の決定ほか)

(評価結果)

- ・計画が予定通り実行され、その成果も十分現れている。...7 校(4 大学・3 短期大学)
- ・計画がほぼ予定通り実行され、その成果が現れている。...7 校(5 大学・2 短期大学)
- ・計画は概ね実行されているが、実施手順等について更なる工夫を行うことで、成果が見込まれる。...13 校(8 大学・5 短期大学)
- ・計画の進行に遅れがあり、着実に成果を挙げるためには付された意見を十分参考にして取組を行う必要がある。...4 校(2 大学・2 短期大学)
- ・計画の進行に遅れがあり、計画の実現に向け早急な対応が必要である。...該当なし

上記の評価基準は、「未来経営戦略推進経費 中間評価審査基準」による。

申請ゾーン・補助項目の見直し

各大学等が自らの選択に基づきそれぞれが求められるニーズに応じた特色ある教育研究を展開するためには、それぞれの特色に応じた支援が必要である。このため、平成 22 年度においても、申請ゾーンの見直し、補助項目の変更を平成 23 年 3 月 7 日付けで行った。

申請ゾーンの見直しについて

「専門職大学院等支援(特定大学院支援経費を名称変更)」、「法科大学院支援(法科大学院支援経費を名称変更)」の 2 項目につい

て、制度が定着しつつあることから、「大学院教育研究高度化支援メニュー」の中に移行し、申請ゾーンの中での予算措置とした。

補助項目の見直しについて

大学等における 教育の質向上や国際化の推進、 経営基盤の強化、 地域活性化への支援、 経済情勢の悪化を踏まえた学生への修学支援の強化など、近年の私立大学等を取り巻く諸情勢を踏まえた対応が、より適切、かつ明確なものとなるよう、補助項目について整理統合を行った。また、補助の内容や算定方法等についても、以下のとおり見直しを行った。

(補助項目の統合)

・ 大学間連携等の推進(項目統合)

大学間連携による教育研究や教育内容改善のための組織的取組を支援するため、以下の項目を統合した。

- * 単位互換の推進
- * 地域共同研究支援

・ 大学院教育の実質化の推進(項目統合)

大学院における人材養成目的を明確化し、大学院教育の実質化などに組織的に取組む大学を支援するため、以下の項目を統合した。

- * 教育研究拠点大学院重点経費
- * 研究科特別経費

(個別補助項目内容の見直し)

・ 地域社会のニーズに応える人材養成支援(項目追加)

地域医療の人材需要に対応して、医学部の入学定員増を行い、地域医療に関する取組を実施している大学を支援するため、本項目で補助対象とした。

・ 世界を舞台に活躍する人材養成支援(対象拡大)

留学生受入れを促進するために、「大学等の国際化に向けた取組み」に、 帰国留学生のフォローアップ、 経済的に修学困難な留学生に対する授業料減免の2項目を補助対象として加えた。

・ 未来経営戦略推進経費(対象拡大)

複数の学校法人が共同して経営改善計画を策定する場合と、経営改善計画等の策定段階の大学等(当該年度の収容

	<p>人員が1,000人以下)について、補助対象に加えた。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 授業料減免事業等支援経費(要件追加) 経済的に修学困難な学生への支援をより明確にする観点から、補助要件に家計基準を導入した。 家計基準:(給与所得者)841万円以下 (給与所得者以外)355万円以下・ ICT活用教育研究支援(要件追加) 電子計算機器(サーバ・ホストコンピュータ、PC・端末機)の補助に対し、 資産計上していること 原則として各大学等の定める減価償却期間内の機器であること の要件を追加し、算定根拠を明確化した。	
--	---	--

【(小項目)1-1-2】

(2) 補助金制度の周知状況

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

中期目標:各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底する取組を強化する。

中期計画:各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、補助金事務に関する手引書を改訂するなど取組を強化する。

また、私立大学等のニーズに応じた内容の研修会を毎年度開催するとともに研修会ごとにアンケートを実施し、理解度を80%以上とする。

年度計画:各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため以下の取組を行う。

参加者の習熟度やニーズ等に応じたコース別の研修会を実施する。なお、研修内容の理解度等に関するアンケートを実施し、理解度を80%以上とする。

補助金事務に関する手引書の改訂に着手する。

文書による注意喚起を徹底する。

事業の実施状況について大学等に対し実地調査を行う。

H18

H19

H20

H21

A

A

【インプット指標】

(単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	164	153	154
業務経費	157	123	132
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)
従事人員数	20	19	20

・補助金事務担当者研修会の参加者の理解度

22年度:経験者編 92.8%(回収率71.9%)

入門者編 91.8%(回収率85.8%)

21年度:政策レベル 91.5%(回収率72.8%)

実務レベル 90.7%(回収率77.4%)

20年度:経験者編 91.3%(回収率65.0%)

入門者編 89.9%(回収率92.1%)

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合に私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【補助金制度の周知状況】</p> <p>各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するための取組を行っているか。</p> <p>参加者の習熟度やニーズ等に応じたコース別の研修会を実施する。なお、研修内容の理解度等に関するアンケートを実施し、理解度が80%以上となっているか。</p> <p>補助金事務に関する手引書の改訂に着手しているか。</p> <p>文書による注意喚起を徹底しているか。</p> <p>事業の実施状況について大学等に対し実地調査を行っているか。</p>	<p>(2) 補助金制度への理解を深め、補助金の適正な申請及び使用等について注意を喚起するため、以下の取組を行った。(実績報告書P.43～47)</p> <p>補助金事務担当者研修会(実績報告書P.43～44)</p> <p>学校法人の補助金事務担当者を対象に、6～7月に全国6会場(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡)で補助金事務担当者研修会を開催した。東京会場は4日間(2日間×2回)、それ以外の各地区は2日間開催した。平成22年度においては、平成21年度の同研修会におけるアンケート結果を踏まえ、経験者編、入門者編の構成で開催した。</p> <p>経験者編では、制度の解説を中心とした平成22年度補助金の配分方法の見直し、申請上の留意点及び会計検査院の実地検査状況等について説明し、入門者編では、一般補助・特別補助の概要を説明し、それぞれ補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。</p> <p>また、前年度の会計検査院実地検査報告に不当事項として指摘された事項については、事例を詳しく解説することにより同種の事態を引き起こさないよう注意を促し、再発防止に努めた。</p> <p>研修会への参加者数は、経験者編は2,819名、入門者編は1,817名であった。</p> <p>【経験者編】</p> <p>6/8・10 東京会場:文京学院大学 参加法人数 309 法人 参加人数 1,242 人</p> <p>6/15 大阪会場:近畿大学 参加法人数 173 法人 参加人数 683 人</p> <p>6/22 名古屋会場:愛知大学 参加法人数 73 法人 参加人数 273 人</p> <p>6/24 札幌会場:北海学園大学 参加法人数 31 法人 参加人数 167 人</p> <p>6/29 仙台会場:東北学院大学 参加法人数 40 法人 参加人数 138 人</p> <p>7/1 福岡会場:福岡大学 参加法人数 72 法人 参加人数 316 人</p>	<p>研修会等、補助金制度への理解を深める取組を順調に実施し、事業の実施状況について大学等に対し実地調査を適切に行っている。</p> <p>会計検査院からの指摘事項、金額共に減少していることは活動の成果と評価できる。</p> <p>研修内容のアンケート回収分については理解度が目標値の80%を上回っているが、入門者に比べ経験者を対象とした研修会におけるアンケート回収率が70%余りと低いので、より一層の回収努力が望まれる。</p> <p>なお、アンケート結果により、次年度開催計画の改善点を見いだすなど、適切な分析がなされている。</p>

【入門者編】

6/9・11 東京会場:文京学院大学

参加法人数 247 法人 参加人数 797 人

6/16 大阪会場:近畿大学

参加法人数 141 法人 参加人数 422 人

6/23 名古屋会場:愛知大学

参加法人数 63 法人 参加人数 191 人

6/25 札幌会場:北海学園大学

参加法人数 24 法人 参加人数 93 人

6/30 仙台会場:東北学院大学

参加法人数 30 法人 参加人数 88 人

7/2 福岡会場:福岡大学

参加法人数 55 法人 参加人数 226 人

両コースの参加法人数及び参加人数合計:1,258 法人・4,636 人

(21 年度の参加法人数及び参加人数合計:1,449 法人・5,752 人)

(20 年度の参加法人数及び参加人数合計:1,098 法人・3,557 人)

補助金研修会において、参加者全員を対象としてアンケートを実施した結果、参加者の理解度は経験者編が 92.8% (回収率 71.9%)、入門者編が 91.8% (回収率 85.8%) となり、目標とした 80% を大きく上回った。

(過年度の参加者の研修内容の理解度)

21 年度:政策レベル 91.5% (72.8%)

実務レベル 90.7% (77.4%)

20 年度:経験者編 91.3% (65.0%)

入門者編 89.9% (92.1%)

アンケート結果等を分析したところ、研修会については、概ね高評価であったが、提供した資料以外の情報や入門者編、経験者編の順に開催を求める意見が見受けられた。これを踏まえ、平成 23 年度研修会においては、入門者編、経験者編の順に実施するなど、改善を図る予定である。

補助金事務に関する手引書の改訂の着手(実績報告書P.45)

平成 23 年度予算における制度の見直しの内容を反映させることとし、平成 24 年度の完成に向け、骨子案を作成した。(平成 24 年度発行予定)

なお、骨子案の主な内容は、一般補助と特別補助の配分の仕組み、実例による補助金計算及び会計検査院実地検査の状況と留意点からなる。

文書による注意喚起の徹底(実績報告書P.45)

・平成 22 年度以降の不交付となる定員超過率など、定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて、電子窓口にて周知した。(平成 22 年 7 月 8 日)

・情報の公表等に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて、電子窓口にて周知した。(平成 22 年 10 月 22 日)

以下の 2 点については、平成 22 年 3 月 31 日に電子窓口に掲載した。

* 一般補助・特別補助に係る平成 21 年度各種調査票の見直しの依頼(619 法人)

* 平成 21 年度事務担当者資料(一般補助・特別補助の見直し編)

・平成 22 年度の一般補助・特別補助に係る各種調査票の見直しの観点を中心とした事務担当者資料を電子窓口に掲載した。(平成 23 年 3 月 30 日)

「月報私学」による配分方法等の周知

・平成 21 年度最終交付状況と配分方法の主な変更点(平成 22 年 4 月号)

・平成 21 年度未来経営戦略推進経費の採択事例紹介(平成 22 年 4 月号)

・平成 22 年度予算(平成 22 年 4 月号)

・平成 22 年度配分方法の主な変更点(平成 22 年 7 月号)

・補助金 Q & A(平成 22 年 8 月号・9 月号)

・平成 22 年度第一次交付(平成 22 年 12 月号)

- ・ 会計検査院の实地検査結果(平成 22 年 12 月号)
- ・ 平成 22 年度特別補助「未来経営戦略推進経費」の採択状況等(平成 23 年 2 月号)

私学関係団体等の講演・研修会等を利用した補助金制度の周知徹底

以下の私学関係団体等が主催する講演会・研修会等において補助金制度についての講演を行い、制度に対する理解を促すとともに、補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。

- ・ (社)私立大学情報教育協会(5月3日、11月25日)
- ・ 関東私立短期大学協会(7月27日)
- ・ 全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム(9月12日)
- ・ (社)日本私立医科大学協会
(9月30日、10月1日、2月3日・4日)
- ・ 日本私立大学協会(10月28日・29日)
- ・ 日本私立短期大学協会(11月17日・18日)
- ・ (社)日本私立大学連盟東部地区金曜会(12月3日)

事業の実施状況について大学等に対し实地調査を行う。(実績報告書P.45～47)

補助金交付法人への实地調査

補助金の適正な申請及び使用の状況を確認するため、平成 21 年度に補助金を交付した学校法人のうち 52 法人 63 校に対して实地調査を行う。

- ・ 東京地区 7 法人
(9月13日、11月26日・29日、12月3日、1月21日、2月1日、3月11日)
- ・ 富山・石川・福井地区 3 法人(10月19日～21日)
- ・ 福岡地区 3 法人(10月26日～29日)
- ・ 神奈川地区 6 法人
(11月5日・25日・26日、12月15日、2月10日、2月22日)
- ・ 埼玉地区 2 法人(11月8日・25日)
- ・ 宮城地区 2 法人(11月9日・10日)
- ・ 兵庫地区 3 法人(11月10日～12日)
- ・ 大分地区 3 法人(11月16日～19日)

- ・大阪地区 3 法人(11 月 24 日～26 日)
- ・栃木地区 3 法人(11 月 29 日～12 月 2 日)
- ・秋田・山形地区 3 法人(11 月 30 日～12 月 2 日)
- ・岐阜・滋賀地区 3 法人(12 月 1 日～3 日)
- ・長野地区 3 法人(12 月 6 日～8 日)
- ・広島地区 3 法人(12 月 8 日～10 日)
- ・千葉地区 2 法人(12 月 14 日、2 月 10 日)
- ・愛知地区 3 法人(2 月 23 日～25 日)

異なる地区に設置の大学への調査を実施した法人が 1 法人あるため、延べ法人数では 52 法人となる。

(参考) 20 年度 73 法人 109 校、21 年度 79 法人 97 校

昨年は、補助金課による実地調査以外に、管理部門の職員を中心とした総合出張において補助金の調査を行っていたが、今年度は、調査内容の充実を図る観点から、補助金課職員を中心とした実地調査に集約することとした。

調査の結果、申請上の軽微なミスは散見されるものの、法人の管理運営を問うような「不適正な事象」と判断される事例はなかった。

会計検査院の指摘事項(実績報告書P.46～47)

(私立大学等経常費補助金に対する会計検査院検査結果への対応状況)

私立大学等への実地検査の状況

	平成 20 年度 検査	平成 21 年度 検査	平成 22 年度 検査
検査対象	49 法人・66 校	56 法人・76 校	60 法人・78 校
指摘事項	5 法人・5 件	5 法人・7 件	3 法人・3 件
指摘金額	43,001 千円	42,239 千円	9,378 千円

(会計検査の根拠等)

私立大学等経常費補助金は、事業団が国から資金の交付を受け、それを学校法人に交付する間接補助方式となっている。補助金の交付を受けている学校法人は、会計検査院法第 23 条第 1 項第 3 号に基づき選択的検査対象に指定され、会計検査を受けることになる。

指摘事項への対応

検査の結果、不当との指摘を受けた事項に関し、会計検査院から事業団に照会文書が送付され、照会内容に対し回答(平成22年9月上旬)。その後の具体的措置は以下のとおりである。

- ・ 指摘補助金額の取消・返還(平成22年11月中旬)
事業団から当該法人に対し、指摘された補助金額の取消・返還命令を通知し、学校法人から事業団に返還させた。(後に事業団から国庫へ返還)
- ・ 今後の改善策等の提出(平成23年1月下旬)
平成22年度は、会計検査院の「決算検査報告」には掲記されなかったが、「不当事項」の指摘を受けた学校法人に対し、指摘事項に関する今後の改善策等について文書による提出を求める。
- ・ 取消・返還額相当額を更に減額(当該年度「一般補助」)
補助金額の取消・返還命令を受けた学校法人等については、私立大学等経常費補助金取扱要領4.補助金の減額等の(3)に基づき、一般補助の減額交付ができることとなり、当該法人について返還を命じられた金額に相当する額を当該年度の一般補助から減額した。

全学校法人への周知徹底

会計検査院から指摘を受けた事項については、他の学校法人で今後同様の問題が生じないよう、以下の方法により周知徹底を図っている。

- ・ 広報誌「月報私学」(平成22年12月号)に不当事項の内容掲載と注意喚起
- ・ 学校法人が申請内容を見直すための資料(「事務担当者資料」)に過去からの指摘事例及び見直しのポイントを掲載
- ・ 補助金事務担当者研修会(全国6会場)において会計検査制度や指摘事例の説明及び注意喚起

【東日本大震災に伴う措置】(実績報告書 P.47)

平成21年度に交付した補助金の現地調査を、当初は52法人63校に対して実施する計画であったが、平成23年3月25日に調査を予定していた1法人1校は、先方の了解を得て中止とした。

	<p>補助金最終交付にあたり、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟及び長野の 11 県に大学、短期大学を設置する 78 法人に対して、法人が指定する金融機関の口座へ送金が可能かどうかを、各法人へ電話で照会した。この結果、平成 23 年 3 月 18 日に計画していた最終交付を支障なく実行することができた。</p>	
--	--	--

【(小項目 1 - 1 - 3)】	(3) 補助金申請方法の改善状況	【評定】				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:文部科学省の補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、学校法人に対する経常費補助金の配分方法の適時適切な見直しを行い、補助効果を高めることとする。</p> <p>中期計画:学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、調査票を簡素化するなど申請方法の改善を行う。</p> <p>年度計画:学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減のため、調査票の簡素化を進めるとともに、電子窓口システムのさらなる改善を図る。</p>		B				
		H18	H19	H20	H21	
				A	A	

【インプット指標】 (単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	164	153	154
業務経費	157	123	132
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)
従事人員数	20	19	20

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賅っており、本事業の人件費・業務経費のみを賅うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【補助金申請方法の改善状況】</p> <p>学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減のため、調査票の簡素化を進めるとともに、電子窓口システムのさらなる改善を図っているか。</p>	<p>(3) 学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減のため、以下の取組を行った。</p> <p>特別補助調査票の簡素化(実績報告書P.48～49)</p> <p>特別補助の調査票の簡素化を図るため、平成22年4月から7月にかけて内容の見直しを行い、特別補助の調査票全体で421項目あった調査項目を397項目とし、およそ6%を削減した。</p> <p>また、特別補助の調査票のページ数については、69ページから65ページにと、およそ6%を削減した。</p>	<p>補助金申請方法の改善を行っている。</p> <p>電子窓口システムのさらなる改善については、新たな経費負担等もあることから、慎重に判断し、年度内開発を先送りとした。次年度に向けて電子窓口システムの修正・改善に向けた今後の着実な取組が必要である。</p>

	<p>電子窓口システムのさらなる改善</p> <p>「電子窓口システムのさらなる改善」については、調査票の提出ミスを防ぐためファイル認証を確認させるシステムの導入を計画していたが22年度開発の最終段階(運用テスト)において、電子窓口への掲載処理にかなりの時間を要することとなり迅速な情報提供の観点から問題があることが判明した。改善には、新たなシステム修正及び電子窓口システムのサーバの入れ替えが必要となるため、平成23年度以降の稼働環境が整うまでは従前どおり個別にチェックすることとし、平成22年度中の新システムの稼働を見送った。</p>	
--	---	--

【(中項目)1-2】	2 学校法人等に対する貸付事業	【評定】 A			
【(小項目)1-2-1】	(1) 借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学校法人等の資金需要を踏まえて貸付規模を適切に把握し、その必要な財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努める。</p> <p>中期計画:学校法人の施設整備計画及び借入ニーズを把握するため、引き続き調査等を行う。 また、学校法人等の資金需要を満たし、安定した貸付財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努める。</p> <p>年度計画:貸付事業の利用促進を図るとともに、安定した貸付財源を確保する。 利用促進方策として次のことを行う。 ア 借入希望のアンケート調査などにより、今後の借入ニーズを把握する。 イ 施設整備計画がある学校法人等を積極的に訪問し、貸付事業の利用促進を図る。 ウ 平成22年度以降に借入を希望または検討している学校法人等に対し、個別の相談会や融資制度の説明会を実施する。また、平成22年度の新規融資分まで、利子助成制度が拡充されていることから、特に耐震化事業に関する融資制度の周知を図る。 エ ホームページ等を活用して貸付制度の周知を図る。 事業計画900億円の財源を確保するとともに、貸付金残高に占める自己調達資金の拡大に努める。</p>		H18	H19	H20	H21
				A	A
【インプット指標】 (単位:百万円、人)					
(中期目標期間)	H20	H21	H22		
人件費	145	165	155		
業務経費	148	165	136		
貸付事業収益	1,925	2,060	2,202		
従事人員数	17	21	19		
<p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。</p> <p>注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。</p> <p>注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。</p> <p>助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賅っており、本事業の人件費・業務経費のみを賅うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>					

評価基準	実績	分析・評価
<p>【借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況】</p> <p>貸付事業の利用促進を図るとともに、安定した貸付財源を確保しているか。</p> <p>利用促進方策として次のことを行っているか。</p> <p>ア 借入希望のアンケート調査などにより、今後の借入ニーズを把握しているか。</p> <p>イ 施設整備計画がある学校法人等を積極的に訪問し、貸付事業の利用促進を図っているか。</p> <p>ウ 平成22年度以降に借入を希望または検討している学校法人等に対し、個別の相談会や融資制度の説明会を実施しているか。また、平成22年度の新規融資分まで、利子助成制度が拡充されていることから、特に耐震化事業に関する融資制度の周知を図っているか。</p> <p>エ ホームページ等を活用して貸付制度の周知を図っているか。</p> <p>事業計画900億円の財源を確保するとともに、貸付金残高に占める自己調達資金の拡大に努めているか。</p>	<p>(1) 貸付事業の利用促進を図り、安定した貸付財源を確保するため以下の取組を行った。(実績報告書P.50～54)</p> <p>利用促進方策として次のことを行った。</p> <p>ア 借入希望のアンケート調査などにより、今後の借入ニーズを把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度以降の施設整備計画及び平成22年度の事業団資金の借入需要額を把握するため、「平成22年度事業団資金の借入希望および施設・設備計画についてのお願い」によりアンケート調査を実施した。(発送日:平成22年2月25日、計6,096法人)なお、信用リスクが著しく高いと見られる学校法人については、案内を控えた。 アンケート調査の結果、借入希望法人は150法人であった。幼稚園法人、専修学校法人については、例年一定の需要があることを勘案して、平成22年度の借入希望がある場合のみ回答を依頼した。 ・平成22年度における学校の 신설、定員増等のための施設整備に係る事業団資金の借入需要を把握するため、道府県主管課を通じて借入希望の照会を実施した。(平成22年9月27日、借入希望2法人) ・大学、短期大学及び高等専門学校法人667法人を対象とした「私立学校校舎等実態調査」を平成20年度・21年度に引き続き実施し、建築年度、耐震化の実施等の法人所有施設の状況を調査した。調査にあたっては、事業団電子窓口を利用した。 <p>イ 施設整備計画がある学校法人等を積極的に訪問し、貸付事業の利用促進を図る。</p> <p>財務内容が健全な法人に対して、事業団融資制度の周知のため、平成22年度も精力的に融資促進活動を行った。(延べ106法人)その結果、20法人、409億8,500万円の融資に結びついた。</p> <p>ウ 平成22年度以降の借入を希望または検討している学校法人等に対し、融資相談会等を実施する。</p> <p>【融資相談会】</p> <p>平成22年2月に実施した借入希望のアンケート調査において、平成22年度に借入れの希望がある既設の学校法人を対象とした融資相談会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 山口会場7法人(平成22年5月31日～6月3日) * 東京会場17法人(平成22年6月14日～23日) 	<p>借入希望のアンケート調査、施設整備計画がある学校法人等への訪問、個別の相談会や融資制度の説明会等の貸付事業の利用促進方策を着実に実施し、計画どおり進捗しており、評価できる。</p> <p>なお、貸付計画額900億円に対し、貸付額は701億円(執行率78%)であることについては、学校法人側の事業の取りやめや計画の見直し等の特殊事情があり、事業団に対する評価を下げるまでには至らないが、今後、貸付計画の実行性を高めていくことを期待する。</p>

- * 名古屋会場 19 法人(平成 22 年 6 月 22 日～25 日)
 - * 福岡会場 9 法人(平成 22 年 6 月 28 日～30 日)
 - * 静岡会場 6 法人(平成 22 年 7 月 1 日～2 日)
 - * 大阪会場 16 法人(平成 22 年 7 月 6 日～9 日)
- 計 74 法人(平成 20 年度 63 法人、平成 21 年度 40 法人)

【融資制度説明会】

特に地方の小規模法人に対して、学校施設の耐震化事業を始めとした融資制度の周知を図るため、融資制度説明会を下記のとおり実施した。この説明会では、高等学校・中学校・小学校法人と幼稚園・専修学校法人にグループを分けて融資制度の説明を行い、説明の後に、借入希望のある法人に対して個別相談(30 法人)を実施した。

- * 名古屋会場 20 法人(平成 22 年 9 月 15 日～17 日)
 - * 広島会場 8 法人(平成 22 年 9 月 28 日～10 月 1 日)
 - * 福岡会場 14 法人(平成 22 年 10 月 19 日～22 日)
 - * 大阪会場 29 法人(平成 22 年 10 月 26 日～29 日)
- 計 71 法人(平成 20 年度開催せず、平成 21 年度 45 法人)

エ ホームページ等を活用しての周知活動

・ホームページの更新

- * 融資ガイド(平成 22 年 4 月 1 日更新)
- * 融資金利表(平成 22 年 4 月 14 日、5 月 19 日、6 月 9 日、7 月 14 日、8 月 11 日、9 月 9 日、10 月 18 日、11 月 11 日、12 月 9 日、平成 23 年 1 月 17 日、2 月 9 日、3 月 9 日)

・平成 22 年度版及び平成 23 年度版「融資ガイド」の配付

アンケートで借入希望のあった学校法人に対して、平成 22 年 5 月～7 月に実施した融資相談会及び平成 22 年 9 月～10 月に実施した融資制度説明会時において平成 22 年度版融資ガイドを配付した。また、Q & A の項目を追加する等さらに内容を充実させた平成 23 年度版を作成し、平成 23 年 3 月に各都道府県の私学振興会に配付した。

・パンフレット「夢のおてつだい」の配付

第 1 回私学リーダーズセミナー(全国 7 会場)において事業団融資の特徴を紹介するパンフレット「夢のおてつだい」を配付した。

・月報私学への掲載

- * 事業団融資のご利用について(平成 22 年 5 月号)
- * 事業団資金で明日を拓く(融資対象事業の紹介)(平成 22 年 10 月号、平成 23 年 1 月号)
- * 事業団融資ご利用のポイント(平成 22 年 11 月号)

- * 融資事業のご案内(平成 22 年 4 月号～平成 23 年 3 月号まで掲載)
- * 平成 23 年度融資事業のご案内(平成 23 年 3 月号)

貸付財源の調達・確保

平成 22 年度の貸付実績は、貸付計画額 900 億円に対し 701 億円(執行率は 78%)となり、平成 21 年度の貸付実績を 161 億円下回ったが、その主な要因は、土地買収事業の取りやめ、事業計画の変更による事業の延期等である。

この貸付財源を以下のとおり調達・確保した。

[22 年度の事業実績 (701 億円)の貸付財源の調達・確保]

- ・長期勘定からの資金の融通 140 億円(執行率 40.7%)
(20 年借入金利 1.60%、10 年借入金利 0.90%、5 年借入金利 0.50%)
- ・私学振興債券 80 億円(執行率 100.0%)
(10 年債、表面利率 1.090%、発行者利回り 1.133%)
- ・長期借入金(財政融資資金) 326 億円(執行率 100.0%)
(20 年借入金利 1.50%～1.60%、10 年借入金利 0.70～0.90%)
- ・自己資金 155 億円(執行率 103.3%)

自己調達資金の拡大

貸付金残高に占める自己調達資金のうち私学振興債券の割合は、平成 22 年度末時点 11.0%(平成 21 年度末時点 9.7%)となり、発行残高は平成 22 年度末時点 680 億円(平成 21 年度末時点 600 億円)に拡大した。

ただし、私学振興債券に長期勘定からの資金の融通を加えた自己調達資金(長期勘定+私学振興債券)は、平成 22 年度末時点で 336,669 百万円(54.5%)となり、平成 21 年度末時点の 351,549 百万円(57.0%)より 14,880 百万円(2.5%)減少した。

これは、平成 21 年度の国の緊急経済対策として私立大学附属病院の施設設備に対する融資枠の拡充により財政融資資金 200 億円が追加措置され、平成 22 年度においても引き続き同様の措置がされたため、貸付金残高に占める財政融資資金の割合が高まり、また、予算の執行においても貸付額の減少に伴い、国の政策である財政融資資金の調達を優先したことによる。

【(小項目)1-2-2】	(2) 貸付対象・貸付条件の見直し状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等を踏まえ、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行う。</p> <p>中期計画:学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等に対応して、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行う。</p> <p>年度計画:学校法人等のニーズに対応して、適宜貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを行う。</p>		H18	H19	H20	H21
				A	A
<p>【インプット指標】 (単位:百万円、人)</p>					
(中期目標期間)	H20	H21	H22		
人件費	145	165	155		
業務経費	148	165	136		
貸付事業収益	1,925	2,060	2,202		
従事人員数	17	21	19		
<p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p>					
<p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。</p>					
<p>注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。</p>					
<p>注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。</p>					
<p>助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賅っており、本事業の人件費・業務経費のみを賅うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p>					
<p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>					
<p>貸付利率一覧表:実績報告書P56参照</p>					
評価基準	実 績			分析・評価	
<p>【貸付対象・貸付条件の見直し状況】</p> <p>学校法人等のニーズに対応して、適宜貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを行っているか。</p>	<p>(2) 学校法人等のニーズに対応した貸付対象となる貸付事業の見直し、貸付条件の見直しを以下のとおり行った。(実績報告書P.55~56)</p> <p>貸付事業の見直し</p> <p>「高等学校等就学支援金制度」の実施にあたり、支援金の交付を受けるまでの資金繰りのため、学校法人への短期融資制度を導入した。</p> <p>しかし、高等学校等就学支援金が年4回の分割交付となったため、借入需要がなくなり、結果借入希望はなかった。</p>			<p>学校法人等のニーズに対応して、適宜貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを迅速・適切に行っており、評価できる。また、東日本大震災に対する措置を適切に講じている。</p>	

	<p>貸付条件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育環境整備費のうち経営充実資金について、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により被災した学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に資金が必要な場合においても融資できるよう「貸付金査定細則」を平成 23 年 3 月 31 日付けで改正した。 ・ 融資に係る保証人免除等、事業団融資の在り方について文部科学省と協議を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> * 第 57 回運営審議会・第 82 回理事会において審議(平成 22 年 6 月 22 日、23 日開催) * 融資に係る保証人免除等について内部検討、文部科学省と継続協議を実施していくこととなった。 <p>財政融資資金からの借入条件変更に合わせて融資金利の改正を実施(実績報告書P.55)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 4 月 14 日、5 月 19 日、6 月 9 日、7 月 14 日、8 月 11 日、9 月 9 日、10 月 18 日、11 月 11 日、12 月 9 日、平成 23 年 1 月 17 日、2 月 9 日、3 月 9 日 <p>東日本大震災に伴う措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災に伴い、既存メニューにおける支援策を検討し、4 月 7 日付けで「東日本大震災等で被災された学校法人に対する融資制度のご案内」を通知した。 	
--	--	--

【(小項目)1-2-3】

(3)延滞債権の回収に向けた取組状況

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

中期目標:適切な与信審査などリスク管理機能の強化を図るとともに貸付債権の確実な回収に努め、事業の安定的な運営を図る。
 中期計画:貸付事業の安定的な運営を図るため、引き続き厳格な与信審査を実施するとともに、貸付金等が確実に回収される態勢の整備に努め、今後の学校法人等の経営の悪化を考慮しつつ、平成24年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合を3.0%以下とする。
 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握するとともに対応策を講じることで滞納の抑制に努める。
 貸付先法人のうち長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び将来不良債権化が予測される法人に対して、外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。
 年度計画:平成22年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合を3.0%以下とする。
 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握する。
 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行い、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努める。
 貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。
 * リスク管理債権とは、破綻先債権額及び6ヶ月以上の延滞債権額に、3ヶ月以上の延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を加えた合計をいう。

H18	H19	H20	H21
		A	A

【インプット指標】

(単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	145	165	155
業務経費	148	165	136
貸付事業収益	1,925	2,060	2,202
従事人員数	17	21	19

・リスク管理債権額の割合		
20年度末	21年度末	22年度末
2.04%	1.78%	1.90%
・リスク管理債権額		
20年度末	12,182,342千円	
21年度末	11,009,907千円	
22年度末	11,759,391千円	

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合に私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【延滞債権の回収に向けた取組状況】 平成22年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合が3.0%以下となっているか。</p> <p>貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握しているか。</p> <p>返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行い、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努めているか。</p> <p>貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努めているか。</p> <p>* リスク管理債権とは、破綻先債権額及び6ヶ月以上の延滞債権額に、3ヶ月以上の延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を加えた合計をいう。</p>	<p>(3) 平成22年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権の割合が3.0%以下となるよう以下の取組を行った。(実績報告書P.57～62)</p> <p>貸付債権のもつ信用リスクを早期に把握し、適切なリスク管理を行うため、「貸付債権の自己査定基準」に沿って、正常・問題債権の区分けや問題債権の分類を行っている。</p> <p>平成22年度において、監査法人の助言を参考にして、東日本大震災により被害を受けた貸付先法人の被災状況を自己査定に反映させ、より適切なリスク管理を行った。</p> <p>平成22年度末のリスク管理債権額は、「貸付債権の自己査定基準」に基づき算出した結果、11,759,392千円(35法人)となり、平成22年度末総貸付残高617,776,392千円(1,370法人)に占めるリスク管理債権の割合は、以下(、 、)の取組により1.90%となった。</p> <p>貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握する。</p> <p>新規滞納発生法人の抑制のため、平成21年度末貸付残高のある法人1,393法人について、債務者区分に基づく信用格付作業を実施(平成22年4月1日～5月14日)し、その推移をモニタリングした。(平成22年5月17～27日)さらに、信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人については、法人概況表や私学データ作成システムで出力した資料により、学生数等の推移や財務状況から要因を分析するなど、経営状況等の把握に努めた。このうち、特に短期滞納2法人に対しては、訪問調査を実施(平成22年8月18日、10月14日)した。また、前年度、直接面談等を実施して改善を促した12法人についても継続モニタリングを実施して、2法人から平成21年度の決算説明を受けた。(平成22年6月8日、28日)この他、貸付時に附帯条項を付した要モニタリング5法人から、平成21年度の決算説明を受けた。(平成22年6月10日～9月22日)</p> <p>また、平成21年度新規貸付法人107法人のうち、54法人について事業実施状況調査を実施するとともに、当該調査を通じて経営状況等を把握した。残り53法人は、事業が完了していないものの、経費に対する融資のため事業完了報告書で成果を確認したものの、継続的に借入をしている法人で経営状況の把握が出来るもの等であり、事業の完了が平成22年度となる法人については、平成23年度に事業実施状況調査を実施することとしている。</p>	<p>貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングにより早期に経営状況等の変化を把握、電話や文書などによる督促、外部専門家との連携等の延滞債権の回収に向けた取組を順調に行った結果、リスク管理債権の割合は、年度計画で設定された数値目標3.0%以下の1.90%になっており、適切な債権管理がなされていると評価できる。</p> <p>なお、貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額(貸付金等残高に占める割合)が若干、増加していることから、震災関連の法人を含めて、将来、不良債権化する可能性がある債務を有する法人に対して、より一層の指導、措置を講じることが望まれる。</p>

返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行い、3か月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努める。(実績報告書P.59～62)

早期の滞納解消・回収への取組

(返済期日までの確実な入金に対する一般的な注意喚起)

・事業団の償還方法は、元金の返済が9月15日・20日(10月1日～3月31日契約分)または3月15日・20日(4月1日～9月30日契約分)の年1回、利息の支払いが9月15日・20日と3月15日・20日の年2回となっている。ただし、教育環境整備費については、契約締結日によって4月～8月、10月～2月の間に返済される。

・平成22年度償還分について、平成22年8月26日及び平成23年2月25日に「貸付金に係る償還のご案内」をホームページに掲載した。また、「月報私学」平成22年8月号・9月号及び平成23年2月号・3月号に「貸付金に係る償還のご案内」を掲載し、返済忘れのないよう注意を喚起した。返済期日に入金がなかった場合は、貸付先法人に対して電話や文書等による督促を迅速に行った。

・滞納期間が3か月以上6か月未満の短期滞納法人に対しては、電話や文書等による督促のほか、訪問調査を実施し、直接経営者から事情聴取を行うなどして、滞納期間6か月未満での確実な返済を求めた。

*平成22年3月発生の滞納2法人のうち、3か月以上滞納したのは1法人であった。

*平成22年9月発生の滞納13法人のうち、3か月以上滞納したのは6法人であった。

回収計画の有無とその内容(実績報告書P.59)

事業団では、各貸付先法人の償還期日及び償還額に基づき、当該年度の回収計画を策定し、実施している。

回収計画の実施状況(実績報告書P.59～61)

平成22年度全体の回収計画額(各貸付先法人から償還が予定されている貸付金の総額)63,112,490千円に対する回収実績額は62,613,936千円となり、回収率は99.21%となった。(繰上償還及び

延滞債権額を除く)

なお、回収計画額と回収実績額との差額 498,554 千円は、平成 22 年 9 月に発生した新規滞納 45,565 千円(1 法人)、平成 23 年 3 月に発生した新規滞納 4,990 千円(2 法人)、長期滞納法人の 431,079 千円(16 法人)及び償還猶予法人の 16,920 千円(3 法人)の平成 22 年度約定償還分である。

事業団では、新規滞納発生法人については融資課が電話督促による早期回収を、長期滞納法人については審査・管理室が個別法人の状況を把握したうえで債権の回収に努めている。

過去 3 年における回収率

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
回収計画額 (A)	58,601,020 千円	59,064,053 千円	63,112,490 千円
回収実績額 (B)	58,076,620 千円	58,566,348 千円	62,613,936 千円
回収率 (B/A)	99.11%	99.16%	99.21%

・平成 22 年 9 月 15 日・20 日回収分の対処

1,351 法人(計画額 43,904,870 千円、長期滞納法人 13 法人を除く)の回収分に係る貸付金の平成 23 年 3 月末日現在の回収率は、99.98%(平成 21 年度 99.97%)となった。

・平成 23 年 3 月 15 日・20 日回収分の対処

1,344 法人(計画額 21,049,070 千円、長期滞納法人 14 法人を除く)の回収分に係る貸付金の平成 23 年 3 月末日現在の回収率は、99.90%(平成 21 年度 99.95%)となった。

未収法人 5 法人のうち、文書での督促等により 3 法人を回収した。残り 2 法人については、東日本大震災の影響により返済を猶予している。

東日本大震災に伴う措置(実績報告書P.61)

被災した学校法人に対し、平成 23 年 3 月期の元金の償還及び利息の支払いを猶予した。(元利合計 6 法人、19,038,325 円)

貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組(実績報告書 P.61)

・適切な貸付審査に係る取組

平成 22 年度においても引き続き、信用格付(金融庁による「預金等受入機関に係る検査マニュアル」に準じ、事業団が作成した債務者区分をいう。)により、学校法人等に係る信用リス

クを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証ひょう並びに必要な応じて行う現地調査等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検討し、学校法人等への適切な貸付けを行った。

・回収率の向上に向けた取組

- * 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握することにより、滞納の抑制に努めた。
- * 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行い、3か月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努めた。
- * 貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要な応じて顧問弁護士の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努めた。

貸倒懸念債権・破産更正債権等の金額(貸付金等残高に占める割合)(**実績報告書P.62**)

平成22年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権(貸倒懸念債権・破産更正債権等)の割合は1.90%と前年度と比較し0.12%増加した。これは東日本大震災による影響を自己査定に反映させた結果、延滞債権に区分した法人(7法人)があったこと、新規に長期滞納(6か月以上元利金を滞納)した法人(1法人)があったことによりリスク管理債権額が増額したためである。

貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要な応じて外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。

新規滞納法人への取組(**実績報告書P.62**)

平成22年3月において新たに元利金の滞納が発生した2法人については、文書、電話、面談による督促、状況把握に努めた結果、平成22年8月までに2法人の滞納を解消した。

また、平成22年9月において新たに元利金の滞納が発生した13法人については、文書、電話、面談による督促に努めた結果、平成23年3月までに12法人の滞納を解消した。未収法人

	<p>1 法人については、督促を継続している。</p> <p>恒常的に滞納を繰返す法人への取組 (実績報告書P.62) 【滞納法人への督促】 長期滞納(6 か月以上元利金を滞納している)法人に対しては、文書、電話による督促を行ったほか、直接学校法人へ赴き督促、現況聴取を実施するとともに提出された弁済計画の履行状況を確認するなどにより、滞納解消に向けた取組を継続した。</p> <p>なお、これらの法人を所管する 17 都道府県主管課に連絡し、法人の現況等について状況把握に努めた。</p> 【債権管理の強化】 信用リスクの高い法人(長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人)の一部については、私学経営情報センターと協働して 7 法人に対してプロジェクトチームを編成し、債権の保全・回収について経営相談を通じ学校法人の回収計画を含めた経営再建策等の検討を行い、リスク管理債権の回収に努めた。 <p>また、破産申立法人(1 法人)について、顧問弁護士と連携し、担保物件の任意売却により債権を回収するとともに、不良債権化が懸念される法人(1 法人)の担保物件の一部売却についても、顧問弁護士と連携して対応した。</p>	
--	---	--

【(中項目)1-3】	3 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業			【評定】 A																								
【(小項目)1-3-1】	(1) 経営改善等に向けた支援の取組状況			【評定】 A																								
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、学校法人の経営改善及び安定に向けた経営の分析及び経営相談などの取組を強化する。</p> <p>中期計画:学校法人の経営改善及び安定に向けた取組について積極的に支援するため、経営相談の実施及び必要に応じたフォローアップを行う。</p> <p>また、個別の学校法人の様々な要望に応じて、きめ細かな経営相談を実施するとともに、その体制の充実を図る。</p> <p>年度計画:学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、次のような取組を行う。</p> <p>学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行う。</p> <p>また、学校法人からの相談内容について専門的知見を要する事例が増加していることから、弁護士・公認会計士等の外部有識者の一層の助力を得て対応を行う。</p> <p>経営困難な学校法人に対して、必要に応じて文部科学省と連携して積極的に経営相談を実施する。</p> <p>経営相談の実施体制を充実するため、経営相談マニュアルの内容について不断の見直しを行い、必要な改善を行う。</p> <p>また、経営相談を担当する職員の資質向上を図るため内部研修等を充実する。</p>							H18	H19	H20	H21	A																	
<p>【インプット指標】 (単位:百万円、人)</p> <table border="1" data-bbox="120 842 891 1136"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>250</td> <td>193</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>229</td> <td>217</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>(貸付事業収益)</td> <td>(1,925)</td> <td>(2,060)</td> <td>(2,202)</td> </tr> <tr> <td>従事人員数</td> <td>28</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。</p> <p>注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。</p> <p>注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。</p> <p>助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>							(中期目標期間)	H20	H21	H22	人件費	250	193	197	業務経費	229	217	260	(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	従事人員数	28	25	25		
(中期目標期間)	H20	H21	H22																									
人件費	250	193	197																									
業務経費	229	217	260																									
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)																									
従事人員数	28	25	25																									

評価基準	実績	分析・評価
<p>【経営改善等に向けた支援の取組状況】</p> <p>学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、次のような取組を行っているか。</p> <p>学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行っているか。</p> <p>また、学校法人からの相談内容について専門的知見を要する事例が増加していることから、弁護士・公認会計士等の外部有識者の一層の助力を得て対応しているか。</p> <p>経営困難な学校法人に対して、必要に応じて文部科学省と連携して積極的に経営相談を実施しているか。</p> <p>経営相談の実施体制を充実するため、経営相談マニュアルの内容について不断の見直しを行い、必要な改善を行っているか。</p> <p>また、経営相談を担当する職員の資質向上を図るため内部研修等を充実しているか。</p>	<p>(1) 学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、以下の取組を行った。(実績報告書P.63～65)</p> <p>学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリング(1,351 法人)を行うとともに、経営相談(80 法人)、講師派遣(56 件)、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等(相談件数:会計処理 1,092 件、規程 37 件、財務 92 件、学生募集・志願動向 18 件、管理運営等その他 283 件 計 1,522 件、学校法人等への資料提供件数:253 件、私学情報資料室の外部利用件数:196 件)を積極的に行った。</p> <p>また、学校法人からの相談内容について専門的知見を要する事例が増加していることから、弁護士・公認会計士等の外部有識者の一層の助力を得て対応を行った。</p> <p>なお、これらの取組の詳細については、次のとおりである。</p> <p>平成 22 年 5 月 1 日現在の学生生徒等数及び平成 21 年度決算により、大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校法人のうち、「学校法人基礎調査」の提出のあったすべての学校法人(1,351 法人)に対して、経営判断指標を設定しモニタリングを実施した。</p> <p>平成 22 年度は、大学法人 53 法人、短期大学法人 15 法人、高等学校法人 12 法人の計 80 法人(平成 20 年度:88 法人、平成 21 年度:74 法人)から経営相談の申し込みがあり、そのすべてに対して経営相談を実施した。</p> <p>労務管理等の特別な課題については、専門的な知識を得て対応する必要があるところから、弁護士、社会保険労務士、公認会計士の計 3 名を私学経営相談員として委嘱し、適宜相談した。</p> <p>また、平成 22 年 9 月 21 日～11 月 30 日の間、札幌・仙台・広島・福岡・東京・名古屋・大阪の全国 7 会場で開催した「私学リーダーズセミナー」において、個別法人分析会を実施し、希望により私学経営相談員による専門家相談も併せて実施した。その後、経営相談・講演依頼につながった法人がある。</p> <p>(東日本大震災に伴う措置)</p> <p>東日本大震災への対応として「災害対策相談窓口」を設置し、被災した学校法人等からの経営相談に応じた。</p> <p>その他の取組については、次のとおりである。</p> <p>・教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言</p>	<p>学校法人の経営改善及び安定に向けた支援について、経営相談、講師派遣、面談等、着実に進んでいるとともに、支援の取組はコンテンツも含めウェブサイトでのアナウンスが行われており、私学支援に大いに役立っていることから評価できる。</p>

学校法人の役職員の訪問、文書依頼又は電話等によって、教育条件及び経営に関する諸問題について常時相談を受けており、適宜必要な指導・助言を行っている。相談の主な内容は、会計処理、財務等である。

* 相談件数:会計処理 1,092 件、規程 37 件、財務 92 件、学生募集・志願動向 18 件、管理運営等その他 283 件 計 1,522 件
(平成 20 年度:1,372 件、平成 21 年度:1,502 件)

・教育条件及び経営に関する資料の作成・提供

学校法人等の依頼を受け、学校法人基礎調査のデータを基に、入学志願動向、財務分析等の教育条件及び経営に関する分析資料を作成し提供した。

* 学校法人等への資料提供件数 253 件
(平成 20 年度:220 件、平成 21 年度:217 件)

・私学関係団体等の依頼による研修会等講師派遣

私学関係団体、学校法人、官公庁などの依頼を受け、当該団体が開催する私立学校の教育条件及び経営に関する研修会、講演会等に講師を派遣した。

* 私学関係団体等に 27 件、学校法人に 29 件、計 56 件を実施
(平成 20 年度:54 件、平成 21 年度:57 件)

・私学情報資料室の管理

教育全般に関する図書、学校法人の寄附行為等諸規程集(大学・短期大学法人の検索システムを毎月更新)、私立学校の自己点検・評価報告書、年史、法令判例集などを整備している。事業団内部や私学関係者の利用に供することを目的として、九段事務所 1 階に私学情報資料室を設置している。

* 私学情報資料室の外部利用件数 196 件
(平成 20 年度:230 件、平成 21 年度:208 件)

経営困難な学校法人に対しての経営相談の実施

上記の経営相談のうち経営困難な学校法人に対する経営相談を大学法人 45 法人、短期大学法人 15 法人、高等学校法人 9 法人の計 69 法人(平成 20 年度:57 法人、平成 21 年度:54 法人)実施した。(法人数は上記の内数)

このうち、大学法人 23 法人、短期大学法人 10 法人の計 33 法人(平成 20 年度:13 法人、平成 21 年度:18 法人)については、文部科学省の学校法人運営調査委員会において経営改善計画の作成が必要とされ、学校法人活性化・再生研究会最終報告におい

	<p>て示された「事業団が経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と共同して計画の進捗状況を把握する」法人として、経営相談を実施した。</p> <p>経営困難法人については状況に応じて経営相談を複数回実施した。</p> <p>経営相談マニュアルの内容についての改善及び内部研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営相談業務を担当する職員を対象にして、経営相談マニュアルの内容に基づいて私学経営情報センターにおいて内部研修会を実施した。 ・ 学校法人会計基準と財務分析について、事業団全体の内部研修会を実施した。 ・ 経営相談を実施する前に、経営相談を担当する職員が、当日の対応方針等を説明し、私学経営情報センターの参加者から助言を受ける経営相談事前検討会を実施している。平成 22 年度からは相談当日に学校に提供する資料についても経営相談事前検討会で議論することで担当する職員の資質向上を図っている。 ・ 経営困難法人については、経営相談実施後も半期ごとに事後報告会を実施し情報の共有化を図っている。 ・ 平成 22 年度 1 年間の経営相談の実施結果を踏まえ、マニュアルの改訂を行った。主な改訂内容は、従来の「実施手順編」「分析ツール編」の他に新たに「経営改善計画作成支援編」を作成し 3 分冊としたことである。 	
--	--	--

【(小項目)1-3-2】

(2) 経営改善計画の作成支援状況

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

中期目標:情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。

中期計画:経営改善計画の作成支援については、次のような取組を行う。

学校法人が自ら経営上の問題点を見つげられる自己診断チェックリストを提供し、取組課題を早期に認識させ、改善を促す。

私学経営等についての専門的な知見を活用しつつ、経営困難な学校法人の経営改善計画の作成支援をするとともに、その進捗状況のフォローアップを行う。

経営改善計画を立案・実行する経営者及び専門スタッフの人材育成を支援する。

年度計画:経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについては、次のような取組を行う。

学校法人が自ら経営上の問題点を見つげられる自己診断チェックリストの見直しと充実を図る。

経営困難な学校法人が数値目標と期限を明確にした抜本的な経営改善計画を作成するにあたり、専門的知見を活用しつつそれを支援するとともに、定期的なヒアリング等で進捗状況のフォローアップを行う。

経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、経営改善計画を策定するための教材(基礎知識編・ケーススタディ編)の見直しと充実を図る。

H18

H19

H20

H21

A

A

【インプット指標】

(単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	250	193	197
業務経費	229	217	260
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)
従事人員数	28	25	25

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賅っており、本事業の人件費・業務経費のみを賅うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【経営改善計画の作成支援状況】</p> <p>経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについては、次のような取組を行っているか。</p> <p>学校法人が自ら経営上の問題点を見つげられる自己診断チェックリストの見直しと充実を図っているか。</p> <p>経営困難な学校法人が数値目標と期限を明確にした抜本的な経営改善計画を作成するにあたり、専門的知見を活用しつつそれを支援するとともに、定期的なヒアリング等で進捗状況のフォローアップを行っているか。</p> <p>経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、経営改善計画を策定するための教材(基礎知識編・ケーススタディ編)の見直しと充実を図っているか。</p>	<p>(2) 経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについて、以下の取組を行った。(実績報告書P.66～67)</p> <p>学校法人が自ら経営上の問題点を見つげられる自己診断チェックリストの見直しと充実を図る。</p> <p>学校法人が自らの経営状態の問題点を発見して、取組課題を早期に認識するために自己診断チェックリストのモデルとして、大学・短期大学編と高等学校独自の観点を加えた高等学校編を作成しホームページにて公表している。</p> <p>平成 21 年度まではPDF版のみの公表であったが、平成 22 年度からは各学校法人が自らの実態に合わせた分析が可能となるように、新たにエクセル版をホームページに掲載することで私学の利用の便宜を図った。(平成 23 年 2 月 17 日)</p> <p>平成 22 年度に利用方法を簡単に解説した「自己診断チェックリストの活用方法」を作成し、ホームページに公開した。特に大学・短期大学編及び高等学校編については解説文を「月報私学」7 月号に掲載した。</p> <p>経営困難な学校法人による数値目標と期限を明確にした抜本的な経営改善計画を作成するにあたり、専門的知見を活用しつつそれを支援するとともに、定期的なヒアリング等で進捗状況のフォローアップを行う。</p> <p>平成 22 年度は、大学法人 30 法人、短期大学法人 12 法人、高等学校法人 3 法人：計 45 法人(20 年度 34 法人、21 年度 33 法人)から経営改善計画作成支援の申し込みがあり、そのすべての経営相談を実施した。</p> <p>個別の学校法人によっては、その進捗状況により複数回の学校訪問または来団等により、経営改善計画の作成を支援した。</p> <p>また平成 21 年度以前に経営改善計画を作成した法人に対して、計画の実施状況を実施管理表等を用いてヒアリングを行うことで、進捗状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行った。</p> <p>経営改善計画を策定するための教材の見直しと充実</p> <p>各学校法人は早期に自らの経営上の問題点を把握し、その解決に積極的に取組む必要がある。平成 19 年 8 月に公表した「学校法人活性化・再生研究会最終報告」において、経営困難状態(いわ</p>	<p>経営状態の問題点を発見し課題を早期に認識するために自己診断チェックリストのモデルを作成しホームページで公表することにより、学校法人自身の「気づき」を促しつつ、経営相談、経営改善計画指導など具体的な支援を行っている。また、不断に支援内容の見直しを行い、さらなる手引書の作成も予定するなど活動は充実しており高く評価できる。</p>

ゆるイエローゾーン)の学校法人は正常状態への回帰を目指して、早期に期限と目標を明確にした経営改善計画を立案し実施すべきであり、私学事業団はその作成を支援すべしとされている。この報告を受け平成 20 年度経営相談より、経営相談の実施項目の中に「経営改善計画作成支援」を追加した。

経営改善計画の実施立案の参考のための「基礎知識編」として経営改善計画の内容として標準的に盛り込むべき項目の記入例等を、「ケーススタディ編」として具体的な作成事例等を作成しホームページに公表し、毎年度内容の見直しと充実を図っている。

また、中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告(平成 22 年 6 月)」において「各学校法人が経営状況の分析・見通しを適切に行い、展開すべき分野を選別し、経営上看過できない状況に至る前に、自らの進むべき方向性を早期に判断できるよう備えることが重要であり、そのためには、文部科学省と日本私立学校振興・共済事業団の経営指導の充実が必要」との提言がなされた。この提言を受けて、私学事業団では、学校法人が将来的な方向性を早期に判断し得るように、また適時適切に必要な対応を行えるように、経営状況の分析、経営改善計画の策定・実施、自主的な撤退に当たっての留意事項、経営基盤強化の事例など実務の参考となる教材として以下の(1)～(4)の構成で「私立学校運営の手引き」の作成を予定している。

このうち平成 22 年度中に(1)(2)(4)を作成した。公表については東日本大震災による諸事情を勘案して、(1)(4)は平成 23 年 5 月 10 日にホームページに公表、(2)は平成 23 年 5 月 6 日に各学校法人宛に発送した。

- (1) 私学の経営分析と経営改善計画
- (2) 大学・短期大学の経営基盤強化事例集
- (3) 戦略的な連携・共同事例集(平成 23 年度に作成予定)
- (4) 私学の自主的な撤退に当たっての留意事項

【(小項目)1-3-3】	(3)ホームページ内容の工夫・改善の取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画: 私立学校の教育条件及び経営に関する情報の利用を促進するため、ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものになるよう改善を行う。</p> <p>年度計画: 利用者が活用しやすいものになるようホームページのリニューアルを実施し、更新情報の拡充及びサイトマップの追加等の改善を行う。</p>		H18	H19	H20	H21
				A	A

インプット指標

【インプット指標】 (単位: 百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	250	193	197
業務経費	229	217	260
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)
従事人員数	28	25	25

注1: 上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2: 単位は百万円未満切り捨てである。

注3: 貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4: 従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【ホームページ内容の工夫・改善の取組状況】</p> <p>利用者が活用しやすいものになるようホームページのリニューアルを実施し、更新情報の拡充及びサイトマップの追加等の改善を行っているか。</p>	<p>(3)ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものにするため、以下の改善を行った。(実績報告書P.68～69)</p> <p>平成22年度は、平成21年度に引き続き事業団トップページのコンテンツを整理・変更するとともに、トップページからリンクする本部共通ページのリニューアル(平成22年4月23日ホームページ掲載)等を実施し、以下の点において利用者の利便性の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップページのグローバルナビゲーションをより分かりやすく整理細分化(5項目→8項目)し、利用者が必要な情報にアクセスしやすい構成とした。 	<p>ホームページのコンテンツを整理・変更するとともに、本部共通ページのリニューアル等を実施し、利用者の利便性の向上を図り、工夫改善をしていることから評価できる。</p>

	<p>グローバルナビゲーション Webサイトにおける要素のうち、Webサイト内の各ページに共通して設置されるサイト内の各コンテンツを案内するためのメニューのこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トップページからリンクする本部共通ページのデザインをリニューアルするとともに、文字サイズ(大、中、小の3段階)の変更機能を追加し、利用者への視覚的イメージの向上を図った。 ・ トップページ(事業団本部、助成業務)の更新情報機能の拡充を行い、自動的に過去の更新情報を別ページにアーカイブ化(直近情報1か月毎、過去情報は1年毎の2種類)する機能を追加した。これによって、いつ何が更新されたか、また何が更新されるか予測しやすい環境とした。 アーカイブ 複数の情報を一つにまとめること。あるいはまとめたファイルのこと。 ・ 事業団ホームページのサイトマップ自動作成機能を追加し、利用者が迷うことなく必要な情報に素早くアクセスしやすい環境とした。 ・ 私学経営情報センター業務メニューの見直し 経営支援・情報提供業務メニューを提供情報ごとにタイトルを付けて分類、整理し、利用者が必要な情報をより選択しやすい構成に変更した(平成22年6月14日ホームページ掲載)。 	
--	---	--

【(小項目)1-3-4】

(4) 情報収集提供機能の充実・改善状況

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

中期目標:情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。

中期計画:私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善する。

電子窓口システムを改善し、学校法人の利便性を向上させるとともに、私学団体等に対しても利用可能なものとする。

ネットワークを利用した各種情報収集提供システムについて、機能の追加・拡充を行う。

年度計画:私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善する。

私学経営情報センターでこれまで実施した調査等により収集された文字情報について、学校法人が利用しやすいよう整理を行い、データベース化を図る。

ネットワークを利用した「私学データ作成システム」について、分析項目を追加するなど内容を充実する。

また、各種研修会等において説明を行い、当該システムの利用促進を図る。

政府機関統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に取り組む。

H18

H19

H20

H21

A

A

【インプット指標】

(単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	250	193	197
業務経費	229	217	260
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)
従事人員数	28	25	25

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【情報収集提供機能の充実・改善状況】</p> <p>私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善しているか。</p> <p>私学経営情報センターでこれまで実施した調査等により収集された文字情報について、学校法人が利用しやすいよう整理を行い、データベース化を図っているか。</p> <p>ネットワークを利用した「私学データ作成システム」について、分析項目を追加するなど内容を充実しているか。</p> <p>また、各種研修会等において説明を行い、当該システムの利用促進を図っているか。</p> <p>政府機関統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に取り組んでいるか。</p>	<p>(4) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能の改善を以下のとおり行った。(実績報告書P.70～72)</p> <p>私学経営情報センターでこれまで実施した調査等により収集された文字情報について、学校法人が利用しやすいよう整理を行い、データベース化を図る。</p> <p>過去に発刊した私学経営情報のうち大学経営の事例集等における個別の事例を、データごとにキーワードの貼り付け(インデックス化)を行ったうえで、文字情報として蓄積しデータベースを構築した。</p> <p>ネットワークを利用した「私学データ作成システム」について、分析項目を追加するなど内容を充実する。また、各種研修会等において説明を行い、当該システムの利用促進を図る。</p> <p>当該システムのデータは学校法人の詳細データであるため、システムのアクセスには、学校法人の利用者制限(親認証、子認証を持つ者のみ利用可能)を設けており、理事長など責任ある者だけが利用できるようになっている。従来は、子認証の付与は事業団への利用申請が必要であったが、平成22年度からは、当初より全ての学校法人に10の子認証を付与することとした。</p> <p>また、当該システムは、学校法人基礎調査に基づき集計・分析したデータの提供システムであり、分析項目として「定型帳票」、「データ分析」、「シミュレーション」及び「活性化分析」がある。前年度までは中学校法人、小学校法人、中学校部門及び小学校部門については、当該自法人のデータのみ利用であったが、当年度の開発により、他法人の合算データの集計・分析が可能となった。</p> <p>現在運用中である「今日の私学財政閲覧システム」、「私学データ作成システム」、「今日の私学財政作成システム」、「センターシステム」、「私学情報検索システム」は、それぞれのシステムの構築時期、運用歴が異なることから、システムごとにデータベース化しており、情報提供に至るまでの過程で重複する作業が発生しているため、各システムのデータの取得を一元化することとし、平成22年度から24年度までの3か年計画で新たなシステム構築を行うこととした。</p> <p>これにより各システムのデータベースは共通化され、迅速かつ円滑な情報提供を行うことが可能となる。平成22年度は開発1年目と</p>	<p>私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースについては、データ毎のキーワードの貼り付けや、各システムの統合・共通化を図り、情報収集提供機能の改善を実施していることから評価できる。</p> <p>システムへのアクセス数が年次毎に増加しているものの、平成22年度については、当初より子認証を付与したことによる増加の効果とまでは言えないため、現在進行中の3年計画での新たなシステム構築計画を着実に実施することで、より一層の利用促進が図られるよう期待する。</p>

して、「今日の私学財政作成システム」の開発し、関連するデータの集計を可能とした。

また、外部で開催される研修会等での講演(57回)、全国7会場での私学リーダーズセミナー(個別法人分析会を含む)等の機会を活用し、当該システムで作成した分析資料等について説明する際、システムの利用方法等を周知することにより利用促進を図った。

(私学データ作成システムへのアクセス件数)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度
アクセス件数	2,599	2,666	2,756

政府機関統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に向けての取組

「自己点検票」による調査を実施

平成 22 年 6 月 25 日から 7 月 16 日の期間に、課室情報セキュリティ責任者に対して「自己点検票」による調査を実施した。全員より提出があり同実施手順書に違反する回答はなかった。また、平成 23 年 3 月 17 日に、自己点検票に基づく点検結果を情報セキュリティ小委員会(私学振興事業本部)に報告した。

情報セキュリティ研修の実施

平成 23 年 2 月 16 日・23 日、3 月 9 日に私学振興事業本部に勤務する全役職員等に対して、情報セキュリティ対策を適切に実践できるようにするための「情報セキュリティポリシーの再確認」、「情報漏えいの対策」と外部への情報の持ち出しの取扱いについて周知・徹底を図るための「ファイル管理システム(Rアプリケーション)」についての研修会を実施した。

ファイル管理システム(Rアプリケーション)...保存利用する情報の機密性について適正に格付分類し、ファイルを外部に持ち出す際に情報セキュリティ責任者等の承認がないと持ち出せない仕組み。

情報セキュリティ監査の実施

平成 22 年事業年度の情報セキュリティ監査計画に基づき、下記のとおり 5 部署の情報セキュリティ監査を実施し、事業団の所有する情

	<p>報が適正に管理されていることを確認した。</p> <p>平成 22 年 4 月 26 日 同監査の監査員を情報セキュリティ監査責任者が指名</p> <p>8 月 24 日 企画室</p> <p>12 月 10 日 融資部</p> <p>平成 23 年 1 月 13 日 システム管理室</p> <p>2 月 18 日 私学経営情報センター</p> <p>2 月 25 日 監査班</p>	
--	--	--

【(小項目)1-3-5】	(5) 学校法人等に対する情報提供状況	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標：情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画：情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図る。</p> <p>年度計画：情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図る。</p> <p>地方において、学校法人の理事長、大学・短期大学・高等学校の学長・校長等を対象とした財務の見方セミナーや経営相談会を実施する。</p> <p>学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物を発行する。</p> <p>ア 今日の私学財政</p> <p>イ 私立大学・短期大学等入学志願動向</p> <p>ウ 私学経営情報</p> <p>・大学・短期大学・高等学校の教育条件や経営の改善の具体的事例を現地訪問等により詳細に調査し、事例集として刊行する。</p>		A			
		H18	H19	H20	H21
				A	B

【インプット指標】 (単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	250	193	197
業務経費	229	217	260
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)
従事人員数	28	25	25

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

- ・ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【学校法人等に対する情報提供状況】</p> <p>情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図っているか。</p> <p>地方において、学校法人の理事長、大学・短期大学・高等学校の学長・校長等を対象とした財務の見方セミナーや経営相談会を実施しているか。</p> <p>学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物を発行しているか。</p> <p>ア 今日の私学財政</p> <p>イ 私立大学・短期大学等入学志願動向</p> <p>ウ 私学経営情報</p> <p>・ 大学・短期大学・高等学校の教育条件や経営の改善の具体的事例を現地訪問等により詳細に調査し、事例集として刊行しているか。</p>	<p>(5) 学校法人等に対する積極的な情報の提供を図るため、情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施するなど以下の取組を行った。(実績報告書P.73～75)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方において、学校法人の理事長、大学・短期大学・高等学校の学長・校長等を対象とした財務の見方セミナーや経営相談会を実施する。 <p>大学及び短期大学法人の理事長、学長等のリーダーが経営面・教員面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図ることを目的として、「私学リーダーズセミナー」を企画し、平成22年9月21日～11月30日の間、札幌・仙台・広島・福岡・東京・名古屋・大阪の全国7会場で開催した。参加者にアンケートを実施した結果、「参考になった」96.3%、「参考にならなかった」3.7%となり、おおむね好評であった(回収率75.3%)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月21～22日 札幌 参加法人数 16 法人 参加人数 23 人 ・ 9月30日～10月1日 仙台 参加法人数 20 法人 参加人数 31 人 ・ 10月12～13日 広島 参加法人数 19 法人 参加人数 29 人 ・ 10月25～26日 福岡 参加法人数 22 法人 参加人数 33 人 ・ 11月1～2日 東京 参加法人数 21 法人 参加人数 26 人 ・ 11月10～11日 名古屋 参加法人数 17 法人 参加人数 24 人 ・ 11月29～30日 大阪 参加法人数 21 法人 参加人数 33 人 <p>合計 参加法人数 136 法人 参加人数 199 人</p> <p>学校法人の経営改善に資するための刊行物の発行</p> <p>ア 今日の私学財政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・特別支援学校編及び専修学校・各種学校編 <p>平成21年度学校法人等基礎調査のデータに基づき、平成22年7月6日まで財務状況について集計作業を行い、平成22年8月6日に「平成21年度版今日の私学財政(幼稚園・特別支援学校編)(専修学校・各種学校編)」として発刊し、幼稚園以下の学校を設置する法人、個人立の学校、文部科学省、私</p>	<p>学校法人等に対する積極的な情報の提供を図るため、情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供をしていることから評価できる。今日の私学財政等の刊行物の他、大学・短期大学・高等学校の教育条件や経営の改善の具体的事例「大学・短期大学の経営基盤強化事例集」も刊行している。</p> <p>また、「私学リーダーズセミナー」の地方での開催は評価できる。参加者アンケートの結果、「参考になった」96.3%は、努力の跡が窺える。</p>

	<p>学関係団体等に計10,065部配付するとともに学校法人ポータルサイトにも同日掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・短期大学編及び高等学校・中学校・小学校編 <p>平成22年度学校法人基礎調査のデータに基づき、平成22年11月17日まで財務状況について集計作業を行い、平成22年12月20日に「平成22年度版今日の私学財政(大学・短期大学編)、(高等学校・中学校・小学校編)」として発行し、小学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に計2,731部配付するとともに学校法人ポータルサイトにも平成22年12月21日に掲載した。</p> <p>また、「月報私学」平成23年2月号に、大学・短期大学・高等学校の財務状況を抜粋して掲載した。</p> <p>イ 私立大学・短期大学等入学志願動向</p> <p>平成22年度学校法人基礎調査のデータに基づき、平成22年7月2日まで入学志願動向の集計作業を行い、平成22年7月28日に「平成22年度私立大学・短期大学等入学志願動向」として発行し、高等学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に計2,910部を配付[別冊 参考資料2 参照]するとともにホームページにも平成22年7月31日に掲載した。</p> <p>また、「月報私学」平成22年9月号に、志願者数の増減比較及び入学定員充足状況を抜粋して掲載した。</p> <p>ウ 私学経営情報</p> <p>大学、短期大学の教育条件や経営の改善の事例及び大学間やコンソーシアムの連携事例の収集を行い、平成23年3月30日に私立学校運営の手引き第2巻(実績報告書P.75参照)として「大学・短期大学の経営基盤強化事例集」を刊行した。大学・短期大学を設置する法人等への発送は、東日本大震災による諸事情を勘案し23年5月6日となった。</p>	
--	--	--

【(中項目)1-4】	4 受配者指定寄付金事業	【評定】 A			
【(小項目)1-4-1】	(1) 利用促進に向けた取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:制度の趣旨、目的及び申請手続き等について、学校法人及び寄付者に広く周知することにより、学校法人への寄付の促進を図る。</p> <p>中期計画:ホームページ等を活用して学校法人及び企業等への広報活動を強化するなど、受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた取組を行う。</p> <p>特に、経済団体や地方公共団体にパンフレットを配布するなど、寄付金制度の周知を図る。</p> <p>年度計画:ホームページ、広報誌等を活用して、引き続き受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動の強化に努める。</p> <p>また、寄付金制度の周知のためのパンフレットを作成し、経済団体や都道府県主管課等に配布する。</p>		H18	H19	H20	H21
				A	A
【インプット指標】 (単位:百万円、人)					
(中期目標期間)	H20	H21	H22		
人件費	32	34	27		
業務経費	30	26	17		
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)		
従事人員数	5	5	4		
注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。					
注2:単位は百万円未満切り捨てである。					
注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。					
注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。					
助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。					
なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。					
評価基準		実績		分析・評価	
<p>【利用促進に向けた取組状況】</p> <p>ホームページ、広報誌等を活用して、引き続き受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動の強化に努めている。</p> <p>また、寄付金制度の周知のためのパンフレットを作成し、経済団体や都道府県主管課等</p>		<p>(1) 受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動を強化するため、また、寄付金制度の周知のため以下の取組を行った。</p> <p>(実績報告書P.76～78)</p> <p>ホームページ等の活用</p> <p>受配者指定寄付金制度利用促進に向けた広報活動として、以下の取組を行った。</p>		<p>受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動を強化するため、また、寄付金制度の周知のため、ホームページ等の活用、パンフレットの作成及び関係機関への配布等の取組を着実に実施しており、評価できる。</p>	

<p>に配布しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「寄付金事務の手引」の概要及び「寄付金パンフレット」について、引き続きホームページに掲載した。 ・Q & Aの項目を追加及び修正した。 ・「月報私学」7月号に、受配者指定寄付金の利用案内を掲載した。 ・「月報私学」8月号及び12月号に制度のPR記事を掲載した。 <p>「寄付金事務の手引」及び「寄付金パンフレット」の作成・配布</p> <p>学校法人の受配者指定寄付金制度の理解と利用に供するため、「寄付金事務の手引」を見直して作成し、学校法人・都道府県主管課に配布した。</p> <p>また、私立学校への寄付の拡充に向けて、法人等寄付者に制度をより理解してもらうための「寄付金パンフレット」を学校法人及び都道府県主管課に配布した。</p> <p>経済団体を訪問し、制度の説明を行い、会員企業に対し企業・法人向け「寄付金パンフレット」の配布を依頼（平成 22 年 7 月 22 日～10 月 13 日、12 団体 980 部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)日本工業倶楽部 ・(社)日本産業機械工業会 ・(社)不動産協会 ・(社)日本ガス協会 ・(社)日本鉄鋼連盟 ・(社)日本電機工業会 ・石油化学工業協会 ・日本化学繊維協会 ・(社)日本貿易会 ・電気事業連合会 ・1%クラブ(日本経団連内) ・(社)生命保険協会 <p>(20 年度実績: 10 団体、21 年度実績: 12 団体)</p> <p>「私学リーダーズセミナー」(項目別 - 44 (5) 参照)にて「パンフレット」の配布を依頼（新規取組）</p> <p>受配者指定寄付金の利用状況</p> <p>「受配者指定寄付金制度」の利用により、当該年度に寄付金を受け入れた学校法人数及び寄付者数（企業等法人）は、学校法人数 341 校、6,228 人（1 件辞退含む）であった。</p>	
------------------	---	--

【(小項目)1-4-2】	(2) 電算処理システムの構築状況	【評価】																							
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 寄付金の受入れから配付までの業務について、学校法人及び寄付者の要望等も踏まえつつ、円滑かつ適切に事務処理を行う。</p> <p>中期計画: 寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進め、学校法人が行う申請手続きの負担軽減を図るため、寄付金業務の電算処理システムを構築する。</p> <p>年度計画: 寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進めるため、関連部署と連携して寄付金業務電算処理システムの仕様を作成する。</p>		A																							
		H18	H19	H20	H21																				
				A	A																				
<p>【インプット指標】</p> <p>【インプット指標】 (単位: 百万円、人)</p> <table border="1" data-bbox="134 518 907 805"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">17</td> </tr> <tr> <td>(貸付事業収益)</td> <td style="text-align: center;">(1,925)</td> <td style="text-align: center;">(2,060)</td> <td style="text-align: center;">(2,202)</td> </tr> <tr> <td>従事人員数</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2: 単位は百万円未満切り捨てである。</p> <p>注3: 貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。</p> <p>注4: 従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。</p> <p>助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>						(中期目標期間)	H20	H21	H22	人件費	32	34	27	業務経費	30	26	17	(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	従事人員数	5	5	4
(中期目標期間)	H20	H21	H22																						
人件費	32	34	27																						
業務経費	30	26	17																						
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)																						
従事人員数	5	5	4																						
評価基準	実績	分析・評価																							
<p>【電算処理システムの構築状況】</p> <p>寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進めるため、関連部署と連携して寄付金業務電算処理システムの仕様を作成しているか。</p>	<p>(2) 寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進めるため、寄付金業務電算処理システムの構築に向け、以下の取組を行った。</p> <p>(実績報告書P.79～80)</p> <p>寄付金業務の電算処理システムについては、平成19年度に策定された「高度総合情報推進計画(平成20～24年度)」において、平成23年度にシステムの開発を行い、平成24年度に稼動することとなっていることを踏まえ、関連部署と連携してシステムの仕様を作成した。</p>	<p>寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進めるため、関連部署と連携し、受配者指定寄付金に関連する受入れ、配付などの業務についてデータベース化を目指すための寄付金業務電算処理システムの構築に向けた取組を実施しており、評価できる。</p>																							

具体的には、受配者指定寄付金に関連する受入れ、配付などの業務についてデータベース化し、学校法人へ認証システムを介して迅速な情報提供を行う。

業務データのデータベース化

- ・入金情報、寄付申込情報
- ・配付申込情報
- ・寄付金情報

学校法人への情報提供

- ・入金情報、残高情報
- ・配付情報

寄付金システム構築に係る仕様書の作成

- ・システム管理室との打合せ

本年度の開発スケジュールの確認を行い、開発範囲・優先順位の検討を行った。(平成 22 年 6 月 3 日)

開発範囲・優先順位の検討を行い、加えて新たに法人へのサービスツールの検討を行った。(平成 22 年 7 月 1 日)

- ・仕様書作成作業

仕様確定に要する各種資料の作成を行った。(平成 22 年 7 月～9 月)

- ・システム管理室へ現行ファイルの分析依頼

仕様内容と現行事務(エクセルファイル等)との整合性確認作業を依頼。(平成 22 年 9 月 1 日)

- ・現状の業務ファイルの分析結果と寄付金課の電算化コンセプトを擦り合わせ、システムの大枠を決定。

(平成 22 年 10 月 25 日)

- ・関係各課等へ寄付金システムの概要を説明。

(平成 22 年 10 月 26 日～29 日)

- ・関係部署等との最終調整を経て仕様を確定。

(平成 22 年 11 月 25 日)

- ・寄付金システム構築に係る仕様書完成。

(平成 22 年 12 月 6 日)

- ・『高度総合情報システム推進委員会』において、第二期中期計画における高度総合情報システム推進計画の寄付金システム構築を審議・決議した。(平成 22 年 12 月 17 日)

	<p>情報システムの構築と運用を推進することを目的として 設置した委員会。 寄付金業務の電算処理システムの開発作業は、平成 23 年度 に開始する予定である。</p>	
--	---	--

【(中項目)1-5】	5 学術研究振興基金事業	【評定】 A			
【(小項目)1-5-1】	(1) 交付対象事業・採択基準等の見直し状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:私立大学等における学術研究の充実を図り、真に必要な支援となるよう、社会のニーズや今後の学術研究に貢献するテーマを的確に把握する。</p> <p>中期計画:社会のニーズや学術研究に貢献するテーマを的確に把握し、若手研究者の研究に対する資金交付の充実を図るなど、交付対象事業及び採択基準等の適時適切な見直しを行う。</p> <p>年度計画:社会のニーズや学術研究の発展に貢献するテーマの把握に努め、より効果的な学術研究振興資金の交付を行う。 また、優れた若手研究者の研究に対する資金は、平成21年度の対象分野の見直しに基づき、理工・農学系の研究に対して交付する。</p>		H18	H19	H20	H21
				A	A

【インプット指標】 (単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	10	11	8
業務経費	9	11	10
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)
従事人員数	3	3	3

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【交付対象事業・選採基準等の見直し状況】</p> <p>社会のニーズや学術研究の発展に貢献するテーマの把握に努め、より効果的な学術研究振興資金の交付を行っているか。</p> <p>また、優れた若手研究者の研究に対する資金は、平成21年度の対象分野の見直しに</p>	<p>(1) 社会のニーズや学術研究の発展に貢献するテーマの把握に努め、より効果的な学術研究振興資金の交付を行うため、以下の取組を行った。</p> <p>(実績報告書P.81～83)</p> <p>平成22年度分の学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付申請のあった研究計画について、各分野別に審査するとともに、その評価に基づいて「第38回学術研究振興資金選考委員会」(平成</p>	<p>社会のニーズや学術研究の発展に貢献するテーマの把握に努め、学校法人がより応募をしやすいものとするため、資金交付の対象となる研究の各要件を緩和し、効果的な学術研究振興資金の交付を行っており、評価できる。また、平成22年度の若手研究者奨励金の対象については、「理工系・農学系及び理学系・工学系・</p>

<p>基づき、理工・農学系の研究に対して交付しているか。</p>	<p>22年2月23日)で採択を行い、平成22年5月28日に資金を交付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術研究振興資金：応募153件、交付70件、交付総額119,500千円 学術研究振興資金選考委員会で審議・採択された研究課題(医学、工学、理学、文学等様々な分野)に対し交付するもの。 ・若手研究者奨励金(理工・農学系): 応募49件、交付21件、交付総額10,500千円。 私立大学等の若手研究者を支援する目的で交付するもの(平成20年度創設) <p>学術研究振興資金採択基準の見直し</p> <p>学術研究振興資金について、学校法人がより応募をしやすいものとするため、資金交付の対象となる研究の各要件について、以下のような緩和を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象年度の4月1日現在において「2年以上の研究実績があり、その成果を発表しているものであること」という要件を、「1年以上の研究実績があること」とした。 ・「研究代表者及び研究分担者のうち一人は、原則として当該私立大学等の専任教職員であること」という要件を、「研究代表者は当該私立大学等の専任教職員であること。また、研究分担者には、私立大学等に所属する研究者(教職員)が一人いること」とした。 <p>(平成22年10月8日改正、平成22年9月1日から適用)</p> <p>上記見直し後に公募の締切り(平成22年10月22日)を行った。平成23年度交付分の学術研究振興資金については、平成22年度交付分比36件増の189件の応募となった。</p> <p>若手研究者奨励金の対象分野</p> <p>平成20年度に創設した若手研究者奨励金は、平成20年度・平成21年度交付分は「人文・社会科学系の分野」を対象(交付額一人30万円)とし、平成22年度・平成23年度交付分については「理工系・農学系及び理学系・工学系・農学系の複合分野」を対象とした。平成22年度・平成23年度交付分の交付額は、一人50万円とした。(平成22年9月1日、公募要領を学校法人に送付)</p>	<p>農学系の複合分野」とし、その交付額は、一人50万円としている。</p>
----------------------------------	--	--

	<p>平成 23 年度分の学術研究振興資金の交付に向けた取組</p> <p>平成 23 年度分の学術研究振興資金の交付に向け、学術研究振興資金選考委員会委員及び審査専門委員に対し、社会のニーズや学術研究の発展に貢献する研究課題を選考するための「審査方針及び評価記入方法」を示し、審査を依頼した。(平成 22 年 12 月 1 日発送、平成 23 年 1 月 21 日締切り)</p> <p>今後の学術研究振興資金の在り方について</p> <p>平成 23 年 2 月 21 日に開催した「第 39 回学術研究振興資金選考委員会」において、平成 24 年度交付分以降の学術研究振興資金の在り方について、選考委員会委員との意見交換を行った。選考委員会委員の意見も踏まえ、当該資金が「真に必要な支援」となるよう、今後、若手研究者奨励金の交付枠の拡充などの見直しについて検討を進める。</p>	
--	--	--

【(小項目)1-5-2】	(2) 研究成果の普及の取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:研究成果の公開、普及への取組を積極的に行う。</p> <p>中期計画:国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録し公開するなど、広く研究者への普及に努める。</p> <p>年度計画:研究成果の積極的な公開に努めるとともに学術研究振興資金制度の周知を図る。</p> <p style="padding-left: 40px;">国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録するほか、平成21年度の「研究報告書」を作成・配布する。</p> <p style="padding-left: 40px;">学術研究振興資金の公募要領等をホームページ等に掲載する。</p>		H18	H19	H20	H21
				A	A

【インプット指標】 (単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	10	11	8
業務経費	9	11	10
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)
従事人員数	3	3	3

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【研究成果の公開、普及の取組状況】</p> <p>研究成果の積極的な公開に努めるとともに学術研究振興資金制度の周知を図っているか。</p> <p>国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録するほか、平成21年度の「研究報告書」を作成・配布しているか。</p> <p>学術研究振興資金の公募要領等をホームページ等に掲載しているか。</p>	<p>(2) 研究成果の積極的な公開に努めるとともに学術研究振興資金制度の周知を図るため、以下の取組を行った。(実績報告書P.84~85)</p> <p>国立情報学研究所のデータベースへ研究成果の収録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広く一般の研究者への情報サービス及び研究成果の公表のため、平成21年度学術研究振興資金の交付対象となった研究成果について、学校法人から協力を得られた64件の研究テーマ・研究代表者等のデータを、公益財団法人助成財団センターを通じて、国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」へ情報提供した。(平成22年7月29日、データベース収録:平成22 	<p>国立情報学研究所データベースへの研究成果の収録等、研究成果の積極的な公開に努めるとともに、引き続き公募要領及び記入要領のホームページでの公開を行うことにより学術研究振興資金制度の周知化を図っており、評価できる。</p>

年 12 月 28 日)

【平成 21 年度の「研究報告書」の作成・配布】

平成 21 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付対象となった学校法人の研究者や、学術研究振興基金への寄付者等への研究成果に関する情報提供のため、「21 年度学術研究振興資金研究報告」を CD-R として作成し、平成 21 年度資金交付校等関係者に配布した。(88 部、平成 22 年 11 月 11 日)

学術研究振興資金の公募要領等のホームページ等への掲載

・公募要領及び記入要領のホームページでの公開

学校法人の研究者、事務担当者への周知・利便のため、平成 23 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募要領、記入要領、申請書様式(ダウンロード可能)を、学校法人宛公募通知文書の発送と同時にホームページに掲載した(平成 22 年 9 月 1 日)。

・学術研究振興資金制度の情報提供

* 学術研究振興資金制度の周知を図るため、事業団の概要及び学術研究振興資金の情報について、公益財団法人助成財団センターのホームページにある「助成団体データベース」の更新を依頼し、更新の確認を行った。

(情報提供:平成 22 年 7 月 13 日 データベース更新:平成 22 年 11 月 30 日)

* 学術研究振興資金制度の周知の一環として平成 20 年度から登録をしている、大学病院医療情報ネットワーク研究センターのホームページ「大学病院医療情報ネットワーク」に、事業団及び学術研究振興資金の情報の更新を依頼し、その更新を確認した。

(情報提供:平成 22 年 8 月 11 日 ホームページ更新:平成 22 年 8 月 18 日)

【(小項目)1-5-3】	(3) 審査の客観性及び透明性の確保の取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:選考審査の客観性及び透明性の確保を図る。</p> <p>中期計画:研究課題の採択にあたっては、審査の客観性及び透明性を確保する観点から、引き続き外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行うとともに、採択状況等を公表する。</p> <p>年度計画:選考審査の客観性及び透明性を確保し、採択状況等を公表する。</p> <p>採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行う。</p> <p>採択基準、応募状況・採択状況をホームページ等に掲載する。</p>		H18	H19	H20	H21
				A	A

【インプット指標】

【インプット指標】 (単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	10	11	8
業務経費	9	11	10
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)
従事人員数	3	3	3

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【審査の客観性及び透明性の確保の取組状況】</p> <p>選考審査の客観性及び透明性を確保し、採択状況等を公表しているか。</p> <p>採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行</p>	<p>(3) 選考審査の客観性及び透明性の確保を図るため外部委員による選考委員会において審査を行うとともに、以下のとおり採択状況等を公表した。(実績報告書P.86～88)</p> <p>採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行う。</p>	<p>外部委員による選考委員会において、採択基準に基づく評価項目について採点方式による審査を行う等、選考審査の客観性及び透明性を確保するとともに、採択状況等を公表しており、評価できる。</p>

<p>っているか。 採択基準、応募状況・採択状況をホームページ等に掲載しているか。</p>	<p>選考委員会委員による審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術研究振興資金 <p>平成 23 年度交付分の研究課題の採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員 15 名で構成された「第 39 回学術研究振興資金選考委員会」を開催し(平成 23 年 2 月 21 日)、「人文・社会科学系」、「理工系」、「生物系」の系統分野ごとに、「学術研究振興資金採択基準」(平成 16 年 3 月 30 日理事長裁定)に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究目的、 研究計画、 研究の独創性、 研究遂行能力、 研究費の妥当性、 <p>の 5 つの評価項目について採点方式による審査を行い、評価平均点(25 点満点)による順位付けを行った。</p> <p>なお、同点の場合は、「総合的に見て特に優れている」として選考委員の推薦を受けた数が多い研究課題を上位とした。</p> ・ 若手研究者奨励金 <p>平成 23 年度交付分の研究課題の採択にあたっては、「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)採択基準」(平成 19 年 10 月 18 日理事長裁定)に基づき、「理工系、農学系及び理学系・工学系・農学系の複合分野」を、外部の審査専門委員 5 名により、</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究目的・内容の着眼点、 研究計画・方法の妥当性、 研究の独創性、 研究の発展性、 <p>の 4 つの評価項目について採点方式による審査を行い、評価平均点(20 点満点)による順位付けを行った。</p> <p>なお、同点の場合は、総合評価(5 段階評価)の平均点が高い研究課題を上位とした。</p> 	
---	--	--

	<p>採択基準、応募状況・採択状況のホームページ等への掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採択基準の掲載 学術研究振興資金採択基準の平成 23 年度交付に係る見直しを行い、改正後の採択基準をホームページに掲載した。(平成 22 年 10 月 15 日) ・ 応募状況の掲載 平成 23 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金(平成 22 年 10 月 22 日公募締切)の応募状況を、ホームページで公開した。(平成 22 年 11 月 26 日) ・ 採択状況の掲載 平成 22 年 2 月 21 日開催の学術研究振興資金選考委員会で採択が承認された「平成 23 年度学術研究振興資金」74 件及び「若手研究者奨励金」21 件(うち 1 件辞退)の研究課題について、採択状況(学校名、交付予定額等)を、ホームページで公開した。(平成 22 年 3 月 1 日) 	
--	---	--

【(小項目)1-5-4】	(4) 取扱基準の周知の取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学術研究振興資金の適正な使用に関する取組を強化し、学校法人に対し周知徹底を図る。</p> <p>中期計画:学術研究振興資金の適正な使用に資するため、取扱の基準を策定し、学校法人に対し周知徹底を図る。</p> <p>年度計画:学術研究振興資金の適正な使用に資するため、学校法人に対し、引き続き取扱基準の周知徹底を行う。</p>					
				B	A

【インプット指標】 (単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	10	11	8
業務経費	9	11	10
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)
従事人員数	3	3	3

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4:従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【取扱基準の周知の取組状況】</p> <p>学術研究振興資金の適正な使用に資するため、学校法人に対し、引き続き取扱基準の周知徹底を行っているか。</p>	<p>(4) 学術研究振興資金の適正な使用について、資金を交付する学校法人に対し引き続き取扱基準を周知徹底するため、以下の取組を行った。</p> <p>(実績報告書P.89)</p> <p>平成 22 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付が決定した学校法人の理事長、研究者及び資金事務担当者に対し、「学術研究振興資金の適正な使用について(お願い)」を、交付決定通知書に同封して送付し、当該資金についての適正な管理・執行を依頼するとともに、不適切な使用を行った場合の資金の返還、応募資格の停止等の措置についても周知をした。(91 件:平成 22 年 4 月 26 日送付)</p>	<p>学術研究振興資金の適正な使用について、資金を交付する学校法人に対し引き続き取扱基準の文書及びホームページによる周知徹底を図っており、評価できる。</p>

	<p>(平成 20 年度 109 件、平成 21 年度 90 件)</p> <p>学術研究振興資金の適正な使用に関して、平成 23 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募要領の中に注記を記載し、大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人(654 法人)に送付した。(平成 22 年 9 月 1 日)</p> <p>(平成 20 年度 656 法人、平成 21 年度 652 法人)</p> <p>「学術研究振興資金の不適切な使用等が行われた場合における取扱い」(平成 20 年 8 月 13 日理事長裁定、平成 20 年 4 月 1 日から適用)を、引き続きホームページに掲載している。</p>	
--	---	--

【(小項目)1-5-5】	(5) 基金事業の広報活動状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 学術研究振興基金の趣旨・目的等の広報活動を強化し、寄付者の理解向上に努める。</p> <p>中期計画: 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業の意義についての理解と協力を得て、基金の増額を図るため、ホームページ等を活用して広報活動を強化する。</p> <p>年度計画: 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、ホームページの活用、募金趣意書の作成・配布などの広報活動の強化に引き続き努める。</p>					
				A	A

【インプット指標】 (単位: 百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	10	11	8
業務経費	9	11	10
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)
従事人員数	3	3	3

注1: 上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2: 単位は百万円未満切り捨てである。

注3: 貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。

注4: 従事人員数は、管理職を勘案した延べ人数としている。

助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【基金事業の広報活動状況】</p> <p>経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、ホームページの活用、募金趣意書の作成・配布などの広報活動の強化に引き続き努めているか。</p>	<p>(5) 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、以下のとおり広報活動の強化に努めた。 (実績報告書P.90)</p> <p>私学関係者をはじめ、広く一般に基金事業を案内するため、引き続き事業団ホームページに「学術研究振興基金のご案内」「募金協力へのお願い」「寄付の申込方法」「寄付金に係る減免税措置」を引き続き掲載している。</p>	<p>経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、ホームページに引き続き掲載するほか、「募金趣意書」の配布協力の依頼のため経済団体等を積極的に訪問するなど、広報活動の強化に努めており、評価できる。</p>

	<p>「募金趣意書」の経済団体等への配布(12団体・260部) 経済界への基金事業に係る広報活動のため、経済団体等を訪問し(平成22年8月18日～10月14日)、平成22年度版「募金趣意書」の、各団体の会員企業等への配布の協力を依頼した。なお、訪問した経済団体等からは、会報誌に同封して会員企業に送付することや、会員企業が集まる会議や各種委員会で配布する旨の回答を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)日本工業倶楽部 ・(社)日本産業機械工業会 ・石油化学工業協会 ・(社)日本ガス協会 ・(社)不動産協会 ・(社)日本電機工業会 ・(社)日本鉄鋼連盟 ・日本化学繊維協会 ・(社)日本貿易会 ・電気事業連合会 ・1%クラブ(日本経団連内) ・(社)生命保険協会 <p>(20年度実績:10団体、21年度実績:9団体)</p> <p>基金への寄付金額(経済団体及び個人) 20年度:5,201千円 21年度:5,667千円 22年度:5,202千円</p>	
--	--	--

【(中項目)1-6】	6 事業に関する情報開示	【評定】 A			
【(小項目)1-6-1】	(1) ホームページ等を活用した情報開示の状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p> <p>中期計画:私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p> <p>年度計画:私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p>		H18	H19	H20	H21
				A	A
【インプット指標】 (単位:百万円、人)					
(中期目標期間)	H20	H21	H22		
人件費	-	-	-		
業務経費	-	-	-		
(貸付事業収益)	(-)	(-)	(-)		
従事人員数	-	-	-		
【インプット指標を記載できない理由】					
<p>私学事業団のホームページ、広報誌「月報私学」及び新聞等の発表に関しては、各課の担当者が業務の一環として作成、編集、申請、承認及び照会を行っているため、専属で従事している部署や組織、人員は存在せず、従事人員を記載することは適当でない。また、システム維持管理経費(ホームページ)及び広報関係経費(印刷・発送費)についても上記の事情からセグメント毎に割り振られるために記載することは同様に適当ではない(当該経費に見合う収益も該当するものはない)。</p>					
評価基準		実績		分析・評価	
<p>【ホームページ等を活用した情報開示の状況】</p> <p>私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行っているか。</p>		<p>(1) 事業に関する情報について、以下のとおり積極的な情報開示を行った。(実績報告書P.91~92)</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立大学等経常費補助金の交付先等の事業に関する情報開示・新聞等への発表 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度私立大学等経常費補助金については、早期に積極的な情報開示を行う観点から、3月の交付決定と同時に学校別交付額等を報道機関に発表した。(平成23年3月8日) ホームページを活用した積極的な情報開示 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度私立大学等経常費補助金の学校別交付額及び特別補助の項目別内訳について、報道機関への発表と同時にホームページに掲載した。(平成23年3月8日) <p>私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準、特別補助配分</p>		<p>私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、報道機関やホームページ等を活用した積極的な情報開示を行っており、評価できる。また、私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準、特別補助配分基準についてもホームページに掲載している。</p>	

基準について、ホームページへの掲載による積極的な情報開示を行うことにより、学校法人における補助金事務の利便を図った。(平成23年3月8日)

・広報誌「月報私学」への掲載

私立大学等経常費補助金特別補助のうち未来経営戦略推進経費については、採択内容への理解を得るため、採択事例紹介を「月報私学」の平成22年4月号、採択状況等を「月報私学」の平成23年2月号に掲載した。

受配者指定寄付金の配付先等の事業に関する情報開示

・ホームページを活用した積極的な情報開示

受配者指定寄付金の配付先学校法人名及び配付対象事業名について配付審査・決定後速やかにホームページに掲載した。掲載の内訳は以下のとおり。

【平成22年】

4月2日:93件, 5月7日:16件, 6月1日:10件
7月1日:17件, 8月4日:24件, 9月1日:16件
10月5日:25件, 10月29日:27件, 12月1日:23件
12月27日:15件

【平成23年】

2月3日:13件, 3月1日:40件, 3月31日:88件

平成22年度末現在 計407件掲載

(21年度末 計269件掲載、20年度末 計274件掲載)

学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報開示

・広報誌「月報私学」への掲載

平成22年5月28日に資金交付した平成22年度学術研究振興資金70件及び若手研究者奨励金21件の課題について、研究分野別の件数、交付額等の交付状況を「月報私学」平成22年8月号に掲載した。

・ホームページを活用した積極的な情報開示

平成23年2月21日に開催した学術研究振興資金選考委員会で採択が承認された平成23年度学術研究振興資金74件及び若手研究者奨励金21件の研究課題について、採択学校名、研究課題名、交付予定額等の採択状況をホームページで公開した。(平成23年3月1日)

若手研究者奨励金については、採択決定後に1件の交付辞退があった(平成23年3月末で研究者が当該大学を退職)ため、平成23年5月の資金交付は「20件、10,000千円」となっている。

【(小項目)1-6-2】	(2) 公表資料のホームページへの掲載状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p> <p>中期計画: 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p> <p>年度計画: 法令で公表が義務付けられている資料のほか、公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p>					
				A	A

【インプット指標】 (単位: 百万円、人)			
(中期目標期間)	H20	H21	H22
人件費	-	-	-
業務経費	-	-	-
(貸付事業収益)	(-)	(-)	(-)
従事人員数	-	-	-
<p>【インプット指標を記載できない理由】</p> <p>私学事業団のホームページは、各課担当者が業務の一環として作成や編集を行い、管理者に対する申請、承認を経て外部に公開する仕組みとなっているため、ホームページ業務として専属で従事している部署や組織、人員は存在せず、従事人員を記載することは適当でない。また、システム維持管理経費についても上記の事情からセグメント毎に割り振られるために記載することは同様に適当ではない(当該経費に見合う収益も該当するものはない)。</p>			

評価基準	実績	分析・評価
<p>【公表資料のホームページへの掲載状況】</p> <p>法令で公表が義務付けられている資料のほか、公表すべき資料については、速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載しているか。</p>	<p>法令で公表が義務付けられている資料のほか、関連部署と連携し、自主的に公表した資料について最新の情報をホームページに掲載し、学校法人及び一般に広く周知した。(実績報告書P.93~94)</p> <p>法令で公表が義務付けられている資料(更新情報を掲載)</p> <p>事業団法による公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 22 年度計画」: 平成 22 年 4 月 1 日掲載 ・「平成 21 年度計画業務実績報告書(抜粋)」 :平成 22 年 7 月 1 日掲載 ・「日本私立学校振興・共済事業団法」:平成 22 年 12 月 1 日掲載 ・「役員給与規程」、「職員給与規程」:平成 22 年 12 月 1 日掲載 <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特殊法人における随意契約見直しの取組状況フォローアップ等について」:平成 22 年 6 月 25 日掲載 	<p>法令で公表が義務付けられている資料のほか、公表すべき資料(定期刊行物、役職員の報酬・給与等、私学経営情報、融資情報等)については、速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載しており、評価できる。</p>

- ・「平成 21 事業年度財務諸表、業務報告書、決算報告書、財務諸表等及び決算報告書に関する意見書、独立監査人の監査報告書(助成勘定)」:平成 22 年 11 月 11 日掲載
- ・「役員の数、氏名、任期及び経歴」
:平成 22 年 4 月 2 日、10 月 29 日掲載
- ・「役員に対する報酬の支給の基準」、「職員に対する給与の支給の基準」:平成 22 年 12 月 1 日掲載
- ・「平成 21 年度に係る業務の実績に関する評価」
:平成 22 年 9 月 1 日掲載
- ・「会計検査院の直近の決算検査報告」:平成 22 年 11 月 17 日掲載
- ・「会計検査報告掲載事項の是正処理状況」
:平成 22 年 11 月 17 日掲載
- ・「入札結果・契約結果」(毎月)

- 国等による環境物品等の調達に関する法律による公表
- ・「平成 22 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」:平成 22 年 4 月 30 日掲載
- ・「平成 21 年度における環境物品等の調達実績の概要」
:平成 22 年 6 月 30 日掲載

- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律による公表
- ・「個人情報ファイル簿」変更なし

- 公表は義務付けられていないが、関連部署と連携し、自主的に最新の情報を速やかに公表した資料
- ・企画室
 - * 「月報私学」(毎月)
- ・総務部
 - * 「役職員の報酬・給与等について」:平成 22 年 8 月 25 日掲載
 - * 「私・国・公立学校の学校数、教員数、在学者数の比較」
:平成 23 年 1 月 6 日掲載
 - * 「平成 23 年度職員募集のご案内(文部科学省文教団体職員採用試験)」:平成 23 年 3 月 7 日掲載
 - * 「東北地方太平洋沖地震に対するお見舞い」「学校法人の災害復

	<p>旧等に関するご相談」:平成 23 年 3 月 14 日掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務部 <ul style="list-style-type: none"> * 「財政投融资の活用について」:平成 22 年 6 月 28 日掲載 * 「財投機関債の発行について」:平成 22 年 11 月 22 日掲載 ・ 助成部 <ul style="list-style-type: none"> * 「平成 23 年度予算編成の政策コンテストにおけるパブリックコメントについて(ご案内)」:平成 22 年 9 月 29 日掲載 ・ 私学経営情報センター <ul style="list-style-type: none"> * 「自己診断チェックリスト(大学・短期大学編、高等学校編)平成 21 年度(エクセル版)」:平成 22 年 6 月 14 日掲載 * 「自己診断チェックリスト(大学・短期大学編、高等学校編)平成 22 年度(PDF版)」:平成 23 年 2 月 17 日掲載 * 「自己診断チェックリスト(大学・短期大学編、高等学校編)平成 22 年度(エクセル版)」:平成 23 年 2 月 17 日掲載 * 「平成 22 年度私立大学・短期大学等入学志願動向」:平成 22 年 7 月 31 日掲載 ・ 融資部 <ul style="list-style-type: none"> * 「融資金利表」(毎月) * 「貸付事業の実施状況」(毎月) * 「貸付金に係る償還のご案内」:平成 22 年 8 月 26 日掲載 * 「平成 23 年度施設・設備計画および事業団資金の借入希望についてのお願い」:平成 23 年 2 月 10 日掲載 * 「貸付金に係る償還のご案内」:平成 23 年 2 月 25 日掲載 * 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震で被災された学校法人の皆さまに対する返済猶予の実施について」:平成 23 年 3 月 16 日掲載 	
--	---	--

【大項目】2】	業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A			
【(中項目)2-1】	1 効率的な業務運営体制の確立	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。</p> <p>中期計画:業務の進展・変化に対応し、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行うとともに、私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討を行う。</p> <p>年度計画:私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行う。</p>		H18	H19	H20	H21
<p style="text-align: center;">評価基準</p>		<p style="text-align: center;">実 績</p>		<p style="text-align: center;">分析・評価</p>	
<p>【効率的な業務運営体制の確立】</p> <p>私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行っているか。</p>	<p>組織編成、人員配置の見直し(実績報告書P.95)</p> <p>人員配置及び組織編制の見直しを通じて、効率的かつ機能的な組織運営を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業団全体の業務・相談体制の一層の充実を図るとともに、私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、両事業本部間の人事異動の促進に努めた。 ・ 両業務に精通した職員の育成を図るため、両事業本部がそれぞれ実施する業務研修会への参加を促し、相互の業務内容の理解をより深めることに努めた。 <p>私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討</p> <p>私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、平成20年度に両事業本部統合事務所の整備に関して、統合整備をするうえでの具体的な課題等について検討を行った。そのうえで、両本部の統合整備に関しては、今後の年金一元化等の状況を見極めながら検討を進めていくこととした。しかしながら、「被用者年金制度一元化法案」は、平成21年7月の衆議院解散に伴い廃案となり、政権交代後、新たに国家戦略室の下、新しい年金制度について検討する「新年金制度に関する検討会」が発足(平成22年3月8日)したものの、今後の年金一元化等の状況が不透明であることから、統合事務所の整備に関する更なる検討については今後の審議状況を注視しながら進めることとし、当面、両事務所間での人事異動及び組織・環境の整備などできるものについて積極的に進めていくこととした。</p>		<p>私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点から人員配置及び組織編制の見直しを通じて、効率的かつ機能的な組織運営を積極的に推進しており、評価できる。</p>		

平成 20 年度実績	158,965 千円 (19 年度比 4.6%)
平成 21 年度実績	158,362 千円 (19 年度比 5.0%)
平成 22 年度実績	154,780 千円 (19 年度比 7.2%)

【一般管理費縮減の具体的取組】(実績報告書 P.96)

- ・ 予算の計画的、効率的執行
 - * 一般管理費等の予算執行にあたって、四半期ごとに実績額について予算執行の進捗状況、支出内容を精査するとともに、上半期及び第 3 四半期終了後、各部署に対して下半期の予算執行予定の調査及びヒアリング等を行った。これにより、不必要項目の洗い出し、必要案件への予算の流用等を行うなどにより、予算の計画的、効率的な執行を図った。
- ・ 一般競争契約等による調達価格の削減
 - * 自動車運行業務委託

自動車運行業務委託について、平成 19 年度から一般競争による業者選定を実施しており、更なる削減の工夫として、平成 21 年度より湯島事務所との一括契約とした結果、平成 22 年度は 11,900 千円となり、前年度に比べ年額 1,330 千円の調達価格の削減を実現した。
 - * コピー用紙の購入

コピー用紙の購入について、一般競争による業者選定の実施、湯島事務所との一括契約を行い、経費の削減を図っている。また、平成 22 年度は仕様書の見直しを行った結果、年額 3,458 千円となり、前年度に比べ年額 1,446 千円の調達価格の削減を実現した。
 - * 印刷製本・備品等の購入

印刷製本については、調達額の多寡にかかわらず複数の印刷業者から見積書を徴し、調達価格の削減を図るとともに、印刷物の電子化により印刷部数を削減するなど、印刷製本費の削減を図っている。

また、備品等の購入についても同様に複数の業者から見積書を徴し、調達購入価格の削減を図った。(見積説明会 延べ 78 回実施)
 - * その他

事務用品の再利用を行い、コスト意識の浸透を図った。
- ・ 節電・節水の実施
 - * 事務所内の冷暖房設備の温度設定(夏季 28 、冬季 20)
 - * 休憩時間中の室内照明の消灯
 - * OA機器の電源オフによる節電
 - * エレベーターの運転制限(2 機のうち、1 機は 18 時以降運転停止)

総費用の縮減(実績報告書 P.97～98)

【総費用の削減状況】

(単位:千円)

区 分	平成19年度 金額	第二期中期計画			
		金額	平成22年度		
			対19年度比		
		金額	増減額	増減率	
総費用 (交付補助金・配付 寄附金・雑損を除く)	計画予算 15,626,844	12,944,416	2,682,428	17.2 %	
	実績 14,944,169	12,116,643	2,827,526	18.9 %	

費用の部の合計額には、一般管理費など縮減を図るべき項目のほか、国から交付された補助金と同額を学校法人へ交付する「交付補助金」、学校法人から返還された補助金と同額を国へ返納する「雑損」及び、法人または個人より受け入れた寄付金を学校法人へ配付する「配付寄附金」が含まれているため、これらを除いた額を「総費用」として縮減対象としている。

総費用[交付補助金、配付寄附金、雑損を除く]

平成19年度予算額	15,626	百万円
平成20年度計画予算額	14,092	百万円(対19年度予算比 9.8%)
平成21年度計画予算額	13,495	百万円(対19年度予算比 13.6%)
平成22年度計画予算額	15,626	百万円(対19年度予算比 17.2%)
平成19年度実績額	14,944	百万円
平成20年度実績額	13,442	百万円(対19年度実績比 10.1%)
平成21年度実績額	12,746	百万円(対19年度実績比 14.7%)
平成22年度実績額	12,116	百万円(対19年度実績比 18.9%)

【総費用の縮減への取組】(実績報告書 P.98)

- ・平成22年度の年度計画において、対平成19年度予算比3%以上の水準を目標に総費用縮減に努めることとしている。
- ・総費用の中には、一般管理費等の縮減を図るべき項目と国の予算を受けて計画予算に計上される私立大学等経常費補助金の交付に係る「交付補助金」、私立大学等経常費補助金の精算分の国庫返納に係る費目である「雑損」及び「配付寄附金」が含まれており、これらを一緒に管理すると削減効果がわかりにくいことから、これらを区分して管理し、縮減を図った。
- ・平成19年度計画額と平成22年度計画額について、「交付補助金」、「配付寄附金」、「雑損」を除いた計画額でみた場合、平成22年度は対平成19年度計画額17.2%の縮減をもって編成している。
- ・平成22年度実績額は12,116百万円となり、平成22年度計画額12,944百万円を下回った。平成19年度実績額14,944百万円に対しては、2,828百万円(18.9%)を縮減した。

【(中項目)2 - 3】	3 契約の適正化	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表する。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。</p> <p>中期計画:事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表する。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。</p> <p>年度計画:事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表する。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。</p> <p>さらに、「契約の適正な執行に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成20年12月16日付け総評第157号。総務大臣から文部科学大臣あて。)に基づき、規程などの整備を行うことにより、契約の適正化の一層の推進を図る。</p>		A			
		H18	H19	H20	H21
				A	A
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【契約の適正化】</p> <p>事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとしているか。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表しているか。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については、監事による監査</p>	<p>契約の適正化については、以下のとおり実施した。(実績報告書 P.99 ~ 104)</p> <p>【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】(実績報告書 P.99)</p> <p>事業団の締結する契約については、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等競争性の高い契約に移行することとする「随意契約見直し計画」を策定し平成20年4月に公表した。</p> <p>今年度の取組については、「随意契約見直し計画」に基づき、「業務システムに係る運用支援業務及びセキュリティ維持支援業務」及び「業務システム開発」(調達方式の推移 参照)を一般競争入札へ移行した。</p> <p>平成22年度において締結した契約については、全契約件数29件のうち、一般競争入札が19件(65.5%)、企画競争・公募4件(13.8%)、随意契約が6件(20.7%)となり、一般競争入札等の割合が上昇した。</p> <p>(21年度実績:一般競争入札件数20件60.6%、企画・競争公募型4件12.1%、随意契約件数9件27.3%)</p> <p>この結果、「随意契約見直し計画」の進捗状況は、次表のとおりである。</p>	<p>平成20年4月に公表した「随意契約見直し計画」に基づき、契約の適正化を着実に実施している。平成22年度において締結した契約については、全契約件数のうち、一般競争入札が65.5%、企画競争・公募13.8%、随意契約が20.7%であり、一般競争入札等の割合が上昇しており、評価できる。また、毎月、監事による定期監査において、契約状況の監査を受けるとともに、ホームページ上で契約状況の公表も実施している。</p>			

を受けるとともに、その契約状況を公表することとしているか。

さらに、「契約の適正な執行に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成20年12月16日付け総評評第157号。総務大臣から文部科学大臣あて。)に基づき、規程などの整備を行うことにより、契約の適正化の一層の推進を図っているか。

【契約の競争性、透明性の確保】

・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。

・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。

随意契約見直し計画の進捗状況

	平成18年度実績		見直し計画 (平成20年4月公表)		平成22年度実績		との比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	10	114,591	19	193,994	23	398,285	4	204,291
一般競争入札	10	114,591	18	168,794	19	361,010	1	192,216
企画競争・公募	0	0	1	25,200	4	37,275	3	12,075
随意契約	16	195,443	7	116,040	6	20,638	1	95,401
合計	26	310,034	26	310,034	29	418,923	3	108,890

なお、契約を伴う事業実施案件に係る調達方法、その他契約に関する必要な事項については、事業団内で設置する契約関係分科会、調達委員会において検討及び決定を行い、調達の結果については、毎月実施される監事による定期監査において、当該月の契約状況について監査を受けるとともに、毎月ホームページにおいて契約状況を公表することにより、調達の実施における客観性・透明性を図った。

また、契約に係る公表事項については、平成20年10月に予定価格と落札率を追加し、国の基準と同等の公表内容としている。

契約に係る規程類の整備及び運用状況(実績報告書 P.101)

契約方式、契約事務手続き、公表事項等については、会計規程、会計規程の特例を定める規程、契約結果公表基準で規定しており、国に準じて(包括随意契約条項、公益法人随意契約条項、指名競争契約限度額、予定価格の作成を省略できる金額、公告期間など)適切に整備している。

また、契約の適正化を図る観点から、会計規程第43条に基づき「日本私立学校振興・共済事業団 競争入札関係事務取扱要領」(平成22年3月30日理事長裁定)(総合評価落札方式に関する取り扱いを含む)を別に定めるとともに、このほかに具体的なマニュアルとして「公募・企画競争の手続きに関する標準マニュアル」、「総合評価落札方式実施の手引」(平成22年3月31日財務部長決裁)を作成して、費用の低減、競争性の確保など公正な調達手続きを実施する運用体制を整備している。

契約事務に係る執行体制、審査体制、第三者による委員会等の審議状況(実績報告書 P.101)

契約事務に係る執行体制(共済業務を含む)は、100万円を超える調達案件については、契約課(9名体制)が調達内容の精査等を行うことにより、契約業務の適正化及び一元管理の推

契約の競争性、透明性の確保については、契約方式等の契約に係る規程類やマニュアルを適正に整備し、その執行においては、調達方法・仕様書の内容等について精査・審議する体制を整えており、評価できる。

進を図っている。特に政府調達案件及び 1,500 万円を超える一般調達案件については、調達業務の適正化を図る観点から、契約関係分科会及び調達委員会において調達方法、仕様書の内容等について審議を行っている。

なお、現在のところ第三者機関による審査が求められている対象案件(建設工事及び設計・コンサルティング業務)が少ないこともあり、事業団においては第三者による契約監視委員会等は設置していない。

しかし、平成 18 年 10 月より、対象案件があった場合には文部科学省の入札監視委員会に審議を依頼する体制を整えている。

(平成 22 年度に締結した事業団全体及び助成業務における契約状況)

	平成22年度 (事業団全体)		平成22年度 (助成業務全体)		契約全体に係る 助成業務の割合	
	件数	金額	件数	金額	件数割合	金額割合
競争入札等	280 件	64 億円	19 件	3.6 億円	6.8%	5.6%
企画競争・公募	25 件	5 億円	4 件	0.4 億円	16.0%	8.0%
随意契約	107 件	16 億円	6 件	0.2 億円	5.6%	1.3%
合計	412 件	85 億円	29 件	4.2 億円	7.0%	4.9%

【一者応札・応募の状況】(実績報告書 P.102)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		との増減	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	19	124,938	24	148,471	23	398,285	1	249,814
うち、一者応札となった契約	2	18,191	4	15,574	3	277,832	1	262,258
一般競争契約のうち、 一者応札となった契約	2	18,191	4	15,574	3	277,832	1	262,258
指名競争契約のうち、 一者応札となった契約	0	0	0	0	0	0		
企画競争のうち、 一者応札となった契約	0	0	0	0	0	0		
公募のうち、 一者応札となった契約	0	0	0	0	0	0		
不落随意契約のうち、 一者応札となった契約	0	0	0	0	0	0		

応札者が一者であった契約の主な原因と改善方策

平成 22 年度において、落札率が高い契約(95%以上)は 2 件、応札者が 1 者のみの契約については、3 件が該当した。

【個々の契約の競争性、透明性の確保】

・再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。

・一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。

一者応札については、その原因について監事が月次の定期監査等で分析を行い、仕様書の改善等を促すことにより、多くの業者が参入出来るように指導をしており、評価できる。

なお、再委託をしている案件はない。

<p>【関連法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 ・ 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。 ・ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」とい 	<p>応札者が一者であった契約の主な原因は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 平成 22 年度私学振興事業本部の業務システムに係る運用支援業務及びセキュリティ維持支援業務 (現在稼動しているシステムのセキュリティレベルを維持するのが困難であることに加え、引継ぎ期間が短かったため。) * 平成 22 年度私学振興事業本部における業務システム開発 (現在稼動しているシステムのセキュリティレベルを維持するのが困難であったため。) * 平成 22 年度私学振興事業本部事務所昇降機保守業務 (21 年度の入札金額が低額であったため、昨年度入札に参加した 1 者が 22 年度入札を見送ったため。) <p>これらを含む調達案件については、毎月実施する監事による定期監査及び契約課の業務監査において、契約内容や入札参加者が一者であった場合の理由など入札の状況について確認し、一者参入の契約のうち、問題があると思われるものについては、仕様書を取り寄せ、内容をチェックした上で、表記内容を工夫することなどによって、出来る限り多くの業者を参入させる努力を行うよう指導している。このほか、一者応札・応募の改善方策としては、引き続き調達予定の公表、公告期間の確保、公告方法の改善、参加招請の実施などの競争性を確保する方策のほか仕様の見直しを行うことにより、他の業者が参加しやすいよう改善に努めていくこととしている。</p> <p>一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性(実績報告書 P.103) 一般競争入札において、制限的な応札条件による一者応札の案件はない。</p> <p>再委託の有無と適切性(実績報告書 P.103) 一般競争入札において、再委託している案件はない。</p> <p>入札結果の公表(実績報告書 P.103) 入札結果の公表については、「契約結果公表基準」に基づいて毎月「契約結果一覧」及び「入札結果一覧」をホームページで公表している。 環境物品等の調達については、「平成 22 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき目標を定め実施している。</p> <p>【関連法人の有無】(実績報告書 P.103) 平成 22 年度は関連公益法人 との契約について該当はなかった。独立行政法人会計基準に定める関連公益法人等については、存在しないことを毎決算ごとに確認している。</p>	<p>関連公益法人は存在しない。</p>
--	--	----------------------

<p>う。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。</p>	<p>関連公益法人:独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。</p>	
--	---	--

【(大項目)3】	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	【評定】 A			
【(中項目)3-1】	1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	【評定】 A			
【(小項目)3-1-1】	(1) 収支計画に沿った適切な運営状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。</p> <p>中期計画:事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。</p> <p>年度計画:収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。</p>		H18	H19	H20	H21
				A	A
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【収支計画に沿った適切な運営状況】</p> <p>収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努めているか。</p> <p>(当期総利益(又は当期総損失))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。 ・ また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。 	<p>(1) 収支計画に沿った適切な運営 (実績報告書 P.105 ~ 106)</p> <p>平成 22 年度収支計画については、中期計画における各事業の計画予算額及び人件費を含む経費等の縮減・効率化の計画に基づき作成した。特に事業団の財政運営の健全化を図る観点から、貸付事業における収益を確保し、併せて業務運営の経費等の縮減・効率化に努めることとした。</p> <p>収支計画の作成</p> <p>助成業務において行う各種事業の実施に係る経費については、国からの運営費交付金を受けておらず、貸付事業における収益をもって人件費を含む一切の経費を賄っている。</p> <p>事業費を伴う事業のうち、収支計画で利益(損失)が生じるのは、貸付事業(一般経理)のみであり、補助事業(補助金経理)、受配者指定寄付金事業(寄付金経理)、学術研究振興基金事業(学術研究振興基金経理)については、収益と費用が同額であり、利益(損失)は生じない収支構造となっている。また、助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の差額を財源として、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、その一部を財源として、財団法人 私学研修福祉会に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れ等を行っている。</p> <p>収支計画の作成に当たっては、貸付事業における収益を確保し、財務運営の健全化を図るため、貸付計画額(900 億円)の達</p>	<p>収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努めており、評価できる。</p> <p>貸付計画額 900 億円に対し、貸付額は 701 億円(執行率 78%)であることについては、学校法人側の事業の取りやめや計画の見直し等の特殊事情があり、事業団に対する評価を下げるまでには至らないが、今後、貸付計画の実行性を高めていくことを期待する。</p> <p>なお、事業団の助成業務においては、国からの運営費交付金を受けていない。</p>			

<p>(利益剰余金(又は繰越欠損金))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 ・ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。 	<p>成、繰上償還の計画的な受入(50億円)、貸付資金の安定的な調達(借入金670億円、私学振興債券80億円)等の事業計画に基づき、貸付金利息、借入金・債券利息等を積算し、運営経費については、人件費を含む経費等の縮減・効率化の計画に基づき積算した。</p> <p>収支計画に沿った運営</p> <p>平成22年度貸付事業については、貸付計画額900億円に対して貸付実績額は701億円、繰上償還受入計画額50億円に対して56億円(補償金付繰上償還を除く)、借入計画額670億円に対して466億円、私学振興債券発行計画額80億円に対して同額となった。</p> <p>この結果、貸付金利息と借入・債券利息との収支差は、計画時の2,194百万円に対して2,202百万円と8百万円増額となった。貸倒引当金繰入は計画額168百万円に対して260百万円と92百万円の繰入となった。人件費、一般管理費、業務経費等については、1,771百万円の計画額に対して1,574百万円と197百万円削減することができた。</p> <p>これらにより、平成22年度の当期総利益は、386百万円となり、計画時の272百万円に対して、114百万円増額することができた。</p> <p>【利益剰余金について】(実績報告書 P.106)</p> <p>利益剰余金の発生要因(利益構造) (実績報告書 P.106)</p> <p>助成業務は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行している。助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の利息収支差額を財源として、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、これを財源として、私学教職員の研究事業に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れを行うなど、いわば私立学校に利益を還元する循環型の業務運営を行っている。</p> <p>利益及び損失の処理 (実績報告書 P.106)</p> <p>助成業務で生じた利益は、繰り越した損失があればそれを埋め、残余の額から助成金・長期勘定繰入の財源額を控除した額</p>	
--	---	--

<p>解消計画がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるか。 <p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析が行われているか。 利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。 目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方を定める等、適切に活用されているか。 	<p>は積立金として整理し、損失を生じたときは、積立金を減額して整理することとなっており、事業団の積立金は損失を補填するためのものである。</p> <p>また、積立金の処分については、事業団法第 36 条及び同法施行規則第 12 条で定められており、中期目標の期間の最後の事業年度において積立金のうち 20 億円を超える部分の額を国庫納付することになっている。</p> <p>平成 21 年度利益処分の状況(実績報告書 P.106)</p> <p>平成 21 年度の利益金は利息との収支差額から人件費を含む業務運営費を控除した後、貸倒引当金(276,459 千円)を繰り入れた結果 214,197 千円となった。このうち、平成 22 年度に財団法人私学研修福祉会に対し 100,000 千円を助成金として交付、長期勘定への繰入を 70,000 千円とした結果、平成 22 年度末の積立金残高は 1,254,464 千円となった。これは事業団助成勘定における、損益取引で生じた過去の利益の蓄積(留保)分であり、この積立金を十分に保有することにより経営の厳しくなった学校法人に対する貸付の将来的な貸倒に備える必要があるためである。</p> <p>なお、目的積立金に係る条項は事業団法にはない。</p> <p>平成 22 年度利益処分(案)の状況(実績報告書 P.106)</p> <p>平成 22 年度の利益金は利息との収支差額から人件費を含む業務運営費を控除した後、貸倒引当金(260,823 千円)を繰り入れた結果 386,628 千円となった。</p> <p>また、この利益金については、平成 23 年度の財団法人私学研修福祉会に対する助成金として 100,000 千円、長期勘定へ繰入れ 100,000 千円、その残余を積立金として整理し、平成 22 年度末の積立金残高は 1,441,093 千円となる予定である。</p> <p>なお、貸倒引当金の積み増しの要因は、東日本大震災により被災した貸付先法人の被害状況及び担保物件の状況等の実態を自己査定に反映させることによるものである。</p>	
---	--	--

<p>【法人の長のマネジメント】 (リーダーシップを発揮できる環境整備) ・法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。</p>	<p>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】 (実績報告書 P.106・124・144) 事業団(助成業務)は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行している。助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息の差額を財源に、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄っている。</p> <p>内部統制について 法人の長のマネジメント(実績報告書 P.114) (リーダーシップを発揮できる環境の整備状況) 理事会及び運営審議会 理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備については、理事長並びに各理事の責任体制の明確化と意思決定の迅速化・透明性を確保する観点から、平成16年度において事業団法の規定との整合性を図りつつ、理事会規程を整備し、業務運営上の意思決定機関としての理事会の役割を明確にした。 理事会は、理事長及び理事により構成され、各担当理事は、理事長が指示する業務運営の目標、基本的考え方(中期目標・中期計画・年度計画等含む。)の下で、担当する業務の執行方針を定め、その実施につき理事長に対し責任を負う。非常勤理事(4名)は、理事会に出席し、事業団の外部理事の立場から業務運営全般について意見を述べている。 監事は、理事会に出席し意見を述べることもできるほか、理事長に提出した監査結果の報告書を理事会に提出することができる。これにより、事業団としての意思決定を行うべき重要な事項については、外部からの非常勤理事を含む理事会で審議したうえで、理事長が決定することとなっている。 また、理事長が外部の有識者の意見を聞く諮問機関として事業団の業務の運営に関する基本的事項について審議するため組織された運営審議会を設置しており、これにより業務運営の一層の適正性が担保されている。 理事会及び運営審議会において審議された内容は、各部署の管理職が審議内容等を各職員に報告するとともに、理事会における議事録を内部職員向けポータルサイトに掲載することで周知徹底を図っている</p>	<p>法人の長である理事長が、人事・予算等の意思決定において、リーダーシップを発揮できる環境が整備され、実質的に機能しており、評価できる。</p>
--	---	---

執行役員会議(実籍報告書 P.114)

執行役員会議は理事会で決定した基本方針等の下で、具体的な業務運営についての実質的な協議を行う場及び理事会への提出議案を整理し、事前の調整等を行い、当面する懸案事項及び今後の重要課題について協議する機関として随時開催しており、審議決定機関ではないものの、「危機管理」、「法令遵守」、その他緊急事態には迅速かつ的確な対応を決定できる体制をとっている。(東日本大震災に係る対応項目別 - 75 参照)

なお、会議結果については、各部署の管理職が検討内容等を各職員に報告し周知徹底を図っている。

人事(実績報告書 P.114)

理事長の権限に関して、職員の採用、配置換、昇任、管理職への登用などについて、理事長により決定された人事異動基本方針に沿って、担当理事の下で原案を作成し、理事長が決定・実施している。

また、部次長職の人事異動発令に際して、各担当部署における重要課題に対する取組の姿勢等について理事長から直接指示が与えられるとともに、その他の人事異動発令、管理職研修等の機会に事業団の職員としてあるべき姿勢について教示がなされている。

予算・決算(実績報告書 P.114)

予算の執行のうち、貸付事業における財源の調達など重要事案については、理事長が決定している。

決算についても年度計画と同様に、担当理事に報告するとともに、理事会において審議し、理事長が決定している。さらに、助成勘定では財務諸表の信頼性を高めるため、自主的に監査法人の監査を実施しているが、監査法人から監査意見を受領する際、財務諸表作成責任や内部統制を構築する責任が理事長にあることを確認している。

<p>(法人のミッションの役職員への周知徹底)</p> <p>・ 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。</p>	<p>契約(実績報告書 P.115)</p> <p>契約については、1,500 万円(政府調達適用基準額と同額)を超える政府調達案件(一般調達案件も含む)は、担当理事を委員長とする調達委員会において審議した後、契約金額により定められた専決者から承認を受けている。これにより理事の責任体制の明確化と権限の委譲により意思決定の迅速化が図られている。ただし、契約金額が1億円を超える契約については重要事案として、理事長が決定している。</p> <p>法人のミッションの役職員への周知徹底(実績報告書 P.115)</p> <p>事業団助成業務における法人としてのミッションは、「中期計画の前段に「基本方針」として明記している。この基本方針は、平成20年3月18日の第45回運営審議会及び第66回理事会において、審議された後、文部科学大臣の認可を受けたものである。</p> <p>その内容については、管理職が全職員に理事会の資料を基に報告するとともに、議事録についても、内部職員向けポータルサイトに全役職員に伝達し周知徹底を図っている。</p> <p>年度計画作成時・年度計画の進捗管理においても、中期目標・中期計画を記載したシートを用いて常に法人としてのミッションを意識・共有する等全職員に周知徹底を図っている。</p> <p>また、年度初め(4月)・半期(10月)・年末(12月)・年始(1月)など節目の時期には、全役職員を対象にした理事長による講話があり、随時意識共有を図っている。</p> <p>東日本大震災への対応(実績報告書 P.115～117)</p> <p>東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)発生直後に、理事長が臨時の執行役員会議(平成23年3月14日)を開催し、理事を本部長とした「私学事業団緊急災害対策本部会議」を立ち上げ、さらに、当会議を通じて相談窓口の設置、学校法人等の被災状況の確認、ホームページ等による情報提供、返済猶予等事業団として早急に取り組むべきことの指示をすると同時に、被害を受けた法人及び加入者等に対し、事業団の組織を挙げて全力で支援を行うよう全役職員に直接呼びかけた。東日本大震災に伴い具体的に対応した措置は以下のとおりである。</p>	<p>法人のミッションについて、管理職が全職員に理事会の資料を基に報告するとともに、議事録についても、内部職員向けポータルサイトに全役職員に伝達し周知徹底を図る等、随時、全職員の意識共有を図る体制を整えており、評価できる。</p>
---	--	---

「事業団緊急災害対策本部会議」の開催

- ・第1回(平成23年3月14日開催)
- * 設置要綱の概要説明・構成メンバーの検討
- * 災害相談窓口の設置
- ・第2回(平成23年3月28日開催)
- * 被害状況報告
- * 事業団の対応案検討・現状報告
- * 今後の課題等を各課に指示

「助成業務の主な対応措置」

- * 「東北地方太平洋沖地震に対するお見舞い」「学校法人の災害復旧等に関するご相談」のホームページへの掲載(平成23年3月14日)
- * 「災害対策相談窓口」を設置し、被災した学校法人等からの経営相談に応じた。(平成23年3月14日)
- * 被災された学校法人に対し、平成23年3月期の元金の償還及び利息の支払いを猶予した。(元利合計6法人、19,038,325円)
- * 「平成23年東北地方太平洋沖地震で被災された学校法人の皆さまに対する返済猶予の実施について」のホームページへの掲載(平成23年3月16日)
- * 既存メニューにおける支援策を検討し、平成23年4月7日付けで「東日本大震災等で被災された学校法人に対する融資制度のご案内」を通知した。
- * 補助金最終交付(平成23年3月18日送金予定)にあたり、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟及び長野の11県に大学、短期大学を設置する78法人に対して、法人が指定する金融機関の口座へ送金が可能かどうかを、各法人へ電話で照会した。この結果、最終交付を支障なく実行することができた。
- * 平成21年度に交付した補助金の実地調査を、当初は52法人63校に対して実施する計画であったが、平成23年3月25日に調査を予定していた1法人1校は、先方の了解を得て、中止とした。

<p>【監事監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。 ・ 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。 	<p>「共済業務の主な対応措置」</p> <ul style="list-style-type: none"> * 東京臨海病院救急車(1台)の貸し出し(平成23年3月16日～23日:公立気仙沼総合病院) * 宿泊施設(会館等)の被災した加入者への提供(平成23年3月16日～6月30日:宿泊料無料、食事代は実費負担) * 被災した加入者等が保険医療機関等において受診した際の一部負担金の徴収猶予及び減免等の措置を講じること、加入者証等がなくても保険医療機関等において受診できること、加入者証等を紛失した場合でも速やかに再発行を行うこと等を平成23年3月18日ホームページに掲載。 * 東京臨海病院看護師(1名)の派遣(平成23年3月22日～25日:宮城県内の医療施設及び避難所) * 学校法人等に対し被災に伴う各種届出書類の提出期限の延長、掛金の納付期限の延長、災害見舞金の支給等、各種共済事務の取扱いについて学校法人等代表者・任意継続加入者宛に通知文書送付。(平成23年3月29日付け通知文書送付、同30日ホームページに掲載) <p>国の公益通報者保護制度への対応(実績報告書P.117)</p> <p>公益通報者保護法(平成18年4月1日施行)に基づき、平成18年度に「私学事業団公益通報者保護ガイドライン」を策定した。当該ガイドラインにより、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する公益通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を図っている。</p> <p>【監事監査】</p> <p>監事監査における、法人の長のマネジメントについて</p> <p>(実績報告書 P.117～118)</p> <p>平成18年度より、監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による外部監査という三様のモニタリングを実施し、業務の適正かつ効率的な運営を確保するとともに会計の適正を期する監査体制を整えている。監事においては、下記の監査実施以外に理事会、執行役員会議、その他重要な会議への出席や原議書の回付等を通じ組織の意思決定状況などを確認している。</p>	<p>監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による外部監査という三様監査を実施する体制を整えている。</p> <p>監事は、監査結果を「監査結果報告」により理事長に報告するとともに、監査において指摘した事項及び指摘事項に対する事業団からの措置状況結果について、執行役員会議、理事会を通じて報告している。</p> <p>更に、理事会、執行役員会議及びその他重要な会議への出席、原議書の回付等を通じ組織の意思決定状況</p>
--	---	--

監査項目に「前年度の年度計画の実績」及び「当年度の年度計画の進捗状況」を設けており、数値が記載されている定量的な事項について確認を行うとともに、特に定性的な記載の計画事項については、前年度の年度計画の評価と当年度の年度計画の達成状況について確認し、必要に応じ意見を述べている。平成 22 年度は以下のとおり監事監査、内部監査、外部監査(項目別 - 91 参照)を実施した。

理事長は、毎年度当初に監事から監査計画について報告を受け、監査終了後概ね年 4~5 回実施結果の報告を受けるとともに監事と意見交換を行っている。

・監事監査

(定期監査)

月例監査(毎月実施)

決算監査(九段)

平成22年 5月28日

経理第一課

(業務監査)

平成22年 5月21日

人事課

平成22年 6月 4日

総務課

平成22年 7月30日

経理第一課

平成22年 8月24日

企画室

平成23年 2月18日

私学経営情報センター

・内部監査

平成22年 6月 4日

総務課

平成22年 7月30日

経理第一課

平成22年12月10日

融資部

などを確認しており、評価できる。

法人の長及び役職員に対する監査結果の報告状況

(実績報告書 P.118)

監事監査及び内部監査の結果については、監査終了後「監査結果報告書」を作成し、理事長に報告している。また、監事監査において指摘した事項並びにそれに対する事業団からの措置状況結果については、半期ごとに執行役員会議で報告するとともに、理事会においても年1回報告し、役職員への周知を図った。

監事監査における指摘事項への対応状況**(実績報告書 P.119)**

理事長は、監事監査の指摘事項について監事と意見交換を行い、その後各担当理事に指摘事項を書面で伝達して措置結果について改善するよう指示を出している。各担当理事は、理事長からの指示に基づき速やかに改善に取組、措置結果について理事長へ報告を行い、理事長は監事へ改善した結果を書面により報告している。

【(小項目)3-1-2】	(2) 自己収入確保の状況	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:その他必要な収益確保の観点から、自己収入の確保に努める。</p> <p>中期計画:その他必要な収益を確保し、適切な財務内容の実現を図る観点から、刊行物の販売及び事務所内の会議室等の一般利用を促進し、自己収入の確保に努める。</p> <p>年度計画:刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入等の自己収入の確保に努める。</p>		A			
		H18	H19	H20	H21
		A A			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【自己収入確保の状況】</p> <p>刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入等の自己収入の確保に努めているか。</p>	<p>(2) 刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入により、自己収入の確保に努めた。(実績報告書 P.107 ~ 108)</p> <p>刊行物販売に係る収入</p> <p>平成 16 年度より特定非営利活動法人「学校経営研究会」を販売元とし、「今日の私学財政」等の刊行物の委託販売を行っている。平成 22 年度の刊行物による収入は 2,542 千円で販売による利益は 2,013 千円であった。</p> <p>平成 22 年度に販売した刊行物は 21 種、1,344 冊であり、平成 21 年度の 26 種、2,252 冊を下回った。</p> <p>なお、これらの刊行物は業務上、私学へ情報の還元を行うことを第一の目的としており、その上で販売も行っているものである。</p> <p>[販売経緯・販売価格]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 8 月刊行・販売開始 <販売価格 2,000 円> 「今日の私学財政 - 平成 21 年度版 - 」(幼稚園・特別支援学校編) ・平成 22 年 8 月刊行・販売開始 <販売価格 2,000 円> 「今日の私学財政 - 平成 21 年度版 - 」(専修学校・各種学校編) ・平成 22 年 12 月刊行・販売開始 <販売価格 3,500 円> 「今日の私学財政 - 平成 22 年度版 - 」(大学・短期大学編) ・平成 22 年 12 月刊行・販売開始 <販売価格 2,300 円> 「今日の私学財政 - 平成 22 年度版 - 」(高等学校・中学校・小学校編) <p>[刊行物販売状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刊行物販売冊数 1,344 冊(平成 21 年度 2,252 冊) ・当期販売益 	<p>刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入等の自己収入の確保に努めており、刊行物販売収入および事務所内会議室貸与収入減をセミナー収入増で補完できたのは評価できる。</p>			

刊行物販売収入	2,542 千円 (平成 21 年度 4,113 千円)
販売原価 (印刷費)	529 千円 (平成 21 年度 866 千円)
除却額	0 千円 (平成 21 年度 22 千円)
当期販売益	2,013 千円 (平成 21 年度 3,225 千円)

(注)金額は消費税込みで計上している。

事務所貸与に係る収入

九段事務所内にある食堂及び講堂等の会議室については、自己収入の増加を図る観点から一般に貸会議室等として開放している。

平成 22 年度は私学関係者及び利用企業等の経費節減や東日本大震災の発生による 3 月の利用需要が減少し、平成 21 年度に比べ下回った。[9,199 千円 (平成 21 年度) 7,924 千円 (平成 22 年度)]

セミナー収入

平成 22 年度において、大学・短期大学法人の理事長、学長等のリーダーを対象として「私学リーダーズセミナー」を企画、全国 7 会場で開催したことによりセミナー収入が大幅に上回った。[315 千円 (平成 21 年度) 3,630 千円 (平成 22 年度)]

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		備 考
	金 額	金 額	前年度 増減額	金 額	前年度 増減額	金 額	前年度 増減額		
刊行物販売収入	(千円) 1,905	(千円) 3,810	(千円) 1,905	(千円) 4,113	(千円) 303	(千円) 2,542	(千円) 1,571		
事務所貸与料	7,312	7,740	428	9,199	1,459	7,924	1,275		
宿舍使用料	1,305	1,688	383	1,430	258	1,329	101		
セミナー収入	1,950	0	1,950	315	315	3,630	3,315		
講師派遣料	1,365	1,561	196	1,650	89	1,350	300		
その他	472	318	154	425	107	270	155	情報開示手数料等	
合 計	14,309	15,117	808	17,132	2,015	17,045	87		

【(中項目)3-2】	2 財務内容の管理・運営の適正化	【評定】 A			
【(小項目)3-2-1】	(1) 財務内容の透明性等の確保の状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させる。また、財務状態の健全性の確保及び財務内容等の一層の透明性を確保する。</p> <p>中期計画:事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、引き続き決算情報・セグメント情報について公表内容の充実を図る。</p> <p>また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、自主的に導入した公認会計士の監査を継続する。</p> <p>年度計画:事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を予算配分や業務運営の効率化に反映させる。</p> <p>決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、平成21事業年度決算内容のダイジェスト版を作成し、公表するとともに、自主的に導入した公認会計士による監査を実施し、平成21事業年度独立監査人による監査報告書を公表する。</p>		H18	H19	H20	H21
<p style="text-align: center;">評価基準</p>		<p style="text-align: center;">実 績</p>		<p style="text-align: center;">分析・評価</p>	
<p>【財務内容の透明性等の確保の状況】</p> <p>事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を予算配分や業務運営の効率化に反映させているか。</p>	<p>事業ごとの評価分析・業務報告書の公表内容の充実・公認会計士の監査を以下のとおり実施した。(実績報告書P.109～110)</p> <p>事業経費に係る予算配分及び執行</p> <p>予算配分については、各事業の年度計画に基づき積算するとともに、特に学齢人口の減少等に伴い経営が厳しい状況にある私学をよりいっそう支援するために、経営支援・情報提供・融資事業の強化を図り、またその他の業務に関しても前年度の執行状況等を勘案した上で予算を編成した。業務運営の効率化にあたっては、四半期ごとの実績額について、予算執行の進捗状況、支出内容の精査、各部署に対する下半期の予算執行予定調査等を行い、予算の計画的及び効率的な執行を図った。</p> <p>決算情報・セグメント情報について公表内容の充実</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日に閣議決定)において、「総務省は事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。」とされた。</p> <p>これを受けて業務報告書に係る掲載内容を平成20年度より改訂し、法人概要等の「基本情報」、「事業説明」に加え、「簡潔に要約された財務諸表」、事業の種類別セグメント情報などの「財務情報」を掲載した。平成21年度から、公表内容の充実を図る観点から決算内容のダイジェスト版として助成業</p>		<p>事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を予算配分や業務運営の効率化に反映させており、評価できる。また、決算情報・セグメント情報について公表内容の充実を図っている。</p>		

務(助成勘定)及び共済業務(短期勘定、長期勘定、福祉勘定、共済業務勘定)の5勘定の決算の概要を作成した。これらの内容と、平成22年度より、会計監査人による監査報告書を併せ、決算承認後平成22年11月11日にホームページで公表することにより、国民に分かりやすい形での情報開示を行った。

財務諸表等に係る会計監査人による監査(実績報告書 P.118)

独立行政法人は、独立行政法人通則法により財務諸表について会計監査人の監査を受けなければならないこととされている。助成業務については独立行政法人に準じた管理手法が導入されているものの、会計監査人の監査を受けるひつようは義務について事業団法には、規定されていない。しかし、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、平成18年度から自主的に監査法人による監査を導入しており、平成22年度においても引き続き監査法人による監査を実施した。

平成22年9月21日～9月22日	期中監査
平成22年10月20日～10月22日	期中監査
平成22年11月4日	監査計画説明
平成22年11月4日	理事者とのディスカッション
平成22年1月11日～1月14日	期中監査・システム監査
平成22年3月7日～3月11日	期中監査
平成23年4月5日	預金・預金証書・たな卸資産等の実差
平成23年5月16日～6月3日	期末監査
平成23年6月9日	監査報告会

【実物資産】

(保有資産全般の見直し)

・実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。

・見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。

【実物資産の保有状況】

実物資産の名称と内容、規模(実績報告書 P.112～113)

助成勘定において保有する土地、建物等は、九段事務所及び職員寮2棟の土地、建物である。九段事務所内にある会議室は、自己収入の増加を図る観点から従来より一般に貸会議室として開放している。

また、職員寮については、国立寮は入居率50%、中井寮は入居率100%となっており、助成業務の保有する資産について遊休状態になっているものはない。なお、国立寮10戸のうち3戸は入居できない状況であったため、実質的な入居率は71%である。

職員寮である国立寮は入居率50%で高いとは言えず、改修工事を実施している3戸を含め、残り5戸の入居率増に務める必要がある。

なお、「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産はない。

・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか(取組状況や進捗状況等は適切か)。

(資産の運用・管理)

・資産の活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その理由は妥当か。

・実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。

減損会計上においても、助成業務の各事業に関して、中期計画に照らし、業務の実績が著しく低下しているか否かについて定量的指標を設け判断しているが、減損が認識または減損の兆候がある固定資産はなく、減損の計上はない。

建物概要一覧

施設名	開所年月日	建築基準法による面積(m ²)		登記簿上による延べ面積	建物概要(登記上)	登記簿上の土地面積	所在地
	年月日	建築面積	建物延面積				
九段事務所	S50.11.8	1,120.38	6,104.20	5,873.27	地上6階	1,717.01	東京都千代田区富士見1-10-12
中井深交寮	S39.5.30	39.73	119.13	119.13	地上3階	79.80	東京都新宿区中井1-12-8
国立深交寮	S54.10.11	313.48	697.32	609.52	地上3階一部2階	661.15	東京都国立市中1-6-19
助成勘定所有計		1,473.59	6,920.65	6,601.92		2,457.96	

国立深交寮、中井深交寮については、開所年月日不明のため、建物を登記した日を記載している。
中井深交寮はS39年4月28日に、国立深交寮はS54年7月5日に竣工式を行っている。

敷地全てが私学事業団保有、建物全てが単独に使用する庁舎等

実物資産の借上げ状況

施設名等	所在地	借上対象	借上先	借上面積	借上料
役員宿舎	東京都新宿区市谷 甲良町	建物及び付属設備	民間	71 m ²	2,400 千円

実物資産の保有の必要性について(実績報告書 P.112 ~ 113)

九段事務所については、私学振興政策の中心的実施機関として、学校法人等への助成・貸付事業を行うとともに、喫緊の課題である学校法人の経営活性化・再生支援に積極的に取り組んでいる。

私学振興を円滑に実施するためには、学校法人に対するきめ細かな相談体制を確立するなど、サービス向上に努めることが求められている。なかでも、近年少子化等の影響を受け、学校法人を取り巻く経営環境の激化に伴い、各法人の経営改善への取組に対する支援業務がさらに拡大する傾向にあり、それらの法人との直接的な行き来が年々増大している。

また、中央教育審議会大学分科会の第四次報告でも示されている「文部科学省及び事業団の経営相談機能を充実し、学校法人の経営者が将来的な方向性を早期に判断し得るように促す」ためには、文部科学省との連携が必須である。

以上のことから、私学振興事業を適切かつ総合的、効果的に推進していくために九段事務所そのものを保有する必要がある。(九段事務所については、事

<p>【金融資産】 (保有資産全般の見直し) ・金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。</p>	<p>務室3フロアー、役員室5室、会議室7室) また、中井寮及び国立寮については、職員の福利厚生事業の一環として必要である。 さらに、役員宿舎については、遠隔地より就任した理事長について、通勤の利便上事業団事務所近傍に居住を必要とするためである。 有効活用の可能性等の多寡(実績報告書 P.113) 九段事務所内にある食堂及び講堂等の会議室については、資産の有効活用及び自己収入の増加を図る観点から一般に貸会議室等として開放している。事務所内会議室の貸与料については、平成21年度より複数年契約を導入した一般競争入札を行ったことにより、料率として平成21年度以降3年間は当月売上高(職員食堂分は除く)の10%(平成20年度6%)としている。 以上のことから、事務所内会議室の収入は、平成20年度と比較して大幅に上回ったが、平成22年度については、利用企業等の経費の削減による利用減に加え、東日本大震災の発生による利用減により昨年実績を下回った。 (平成20年度:7,740千円、平成21年度:9,199千円、平成22年度:7,924千円) 活用状況が不十分な実物資産の有無とその理由(実績報告書 P.113) 平成22年度の国立寮の入居率は、50%であるが、国立寮10戸のうち3戸は22年度中に改修工事を実施し、入居できない状況であったため、実質的な入居率は71%となる。 なお、3戸のうち2戸については、給排水管を含め、台所回りの工事を行っており、1戸については、入居している職員の希望により、集会室への改修工事を実施している。 また、修繕後の入居者増にも努め、平成23年4月には6戸の使用が予定されている。 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組(実績報告書 P.113) 九段事務所内にある食堂及び講堂等の会議室の有効利用については、複数年契約の2年目であることから現在見直しの予定はない。</p> <p>【金融資産の保有状況】(実績報告書 P.111～112) (金融資産の名称と内容、規模) 現金・預金(実績報告書 P.111) 現金・預金の平成22年度期末残高は、13,315百万円となっている。</p>	<p>保有する現金・預金、有価証券といった金融資産は、事業目的・規模に沿ったものであり、評価できる。 資金運用については、国債等償還確実性の</p>
--	---	---

<p>・ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <p>・ 資金の運用状況は適切か。</p> <p>・ 資金の運用体制の整備状況は適切か。</p> <p>・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び</p>	<p>助成勘定における現金・預金のその大部分が、受配者指定寄付金事業により受け入れた寄付金 10,631 百万円(79.8%)である。</p> <p>受配者指定寄付金は私立学校の教育と研究のために、一般から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する制度である。この制度を利用して私立学校に寄付をした会社等法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金に算入することが認められており、私立学校に寄付をした場合に寄付金支出額全額を損金算入できる唯一の制度となっている。</p> <p>一方、一般経理の現金・預金は、2,532 百万円(19.0%)となっており、これは、翌年度の期首(5 月まで)に発生する貸付金の財源とするほか、人件費等の業務経費(3 億円)や財政融資資金借入金等の元利金返済額(20 億円)にも充てられる。</p> <p>有価証券(実績報告書 P.111)</p> <p>有価証券の平成 22 年度期末残高は、5,527 百万円となっており、全て学術研究振興基金で保有しているものである。</p> <p>学術研究振興基金は、事業団が広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、その運用益をもって、私立大学等における学術研究に直接必要な経費の助成を行うことを目的に設定されたものである。</p> <p>保有資産の見直し(資産の売却や国庫納付等)</p> <p>助成勘定においては、九段事務所のほか、職員住宅の土地・建物を保有しているが、ともに利用に供しており、現在遊休資産は保有していない。</p> <p>また、事業団の保有する固定資産については、事業団減損処理取扱基準(平成十九年三月三十日理事長裁定)に基づき、各年度において減損対象固定資産に係る兆候判定を行っているが、遊休状態になっているものや稼働率が著しく低下した状態が続いているなどの減損の兆候はない。</p> <p>なお、事業団(助成業務)は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行している。(実物資産の保有の必要性については、項目別 - 92 を参照)</p> <p>【資金運用の基本的方針の有無とその内容】</p> <p>資金運用の基本的方針(実績報告書 P.111)</p> <p>助成勘定において保有する有価証券は事業団自身が長年の募金活動によって積み上げた基金であるため、償還の確実性が高い国債、地方債、その他文部科学大臣の指定する有価証券(政府関係機関債等)を取得することとし、かつ満期保有を原則とした運用方針としている。</p> <p>(資金の運用体制の整備状況及び法人の責任の分析状況)</p>	<p>高いものに限定し適切に行っている。</p> <p>貸付金・未収金等の債権回収についても、毎年度回収計画を策定し、貸付審査及び回収率向上に向けた取組を着実にしている。</p>
--	---	---

規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。

(債権の管理等)

- ・ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。
- ・ 回収計画の実施状況は適切か。()貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、()計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。
- ・ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。

この運用を評価するための基準は特段設けていないが、監事による定期監査(月例及び決算)において、有価証券在高や資金運用状況について監査を受けるとともに、事業団内部に設けられた資産運用部会において、半期ごとの資金運用状況について評価を受けている。

なお、平成 22 年度の学術研究振興基金の運用益は 94 百万円であった。

【貸付金・未収金等の債権回収の実績】(項目別 - 25・26)

回収計画の有無とその内容(再掲) **(実績報告書 P.59)**

事業団では、各貸付先法人の償還期日及び償還額に基づき、当該年度の回収計画を策定し、実施している。

回収計画の実施状況(再掲) **(実績報告書 P.59・111)**

平成 22 年度全体の回収計画額(各貸付先法人から償還が予定されている貸付金の総額)63,112,490 千円に対する回収実績額は 62,613,936 千円となり、回収率は 99.21%となった(繰上償還及び延滞債権額を除く)。

なお、回収計画額と回収実績額との差額 498,554 千円は、平成 22 年 9 月に発生した新規滞納 45,565 千円(1 法人)、平成 23 年 3 月に発生した新規滞納 4,990 千円(2 法人)、長期滞納法人の 431,079 千円(16 法人)及び償還猶予法人の 16,920 千円(3 法人)の平成 22 年度約定償還分である。

事業団では、新規滞納発生法人については融資課が電話督促による早期回収を、長期滞納法人については審査・管理室が個別法人の状況を把握したうえで債権の回収に努めている。

【貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組】

貸付の審査に係る取組 **(実績報告書 P.61)**

平成 22 年度においても引き続き、信用格付(金融庁による「預金等受入機関に係る検査マニュアル」に準じ、事業団が作成した債務者区分をいう。)により、学校法人等に係る信用リスクを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証ひょう並びに必要な応じて行う現地調査等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検討し、学校法人等への適切な貸付けを行った。

回収率の向上に向けた取組 **(実績報告書 P.61)**

- ・ 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握することにより、滞納の抑制に努めた。
- ・ 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行い、3 か月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の

<p>【知的財産等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な財産の処分に関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。 	<p>滞納解消・回収に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて顧問弁護士の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努めた。 <p>貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額 / 貸付金等残高に占める割合 (実績報告書 P.62)</p> <p>平成 22 年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権(貸倒懸念債権・破産更正債権等)の割合は 1.90%と前年度と比較し 0.12%増加した。これは東日本大震災による影響を自己査定に反映させた結果、延滞債権に区分された法人(7 法人)があったこと、新規に長期滞納(6 か月以上元利金を滞納)した法人(1 法人)があったことによりリスク管理債権額が増額したためである。</p> <p>知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況 (実績報告書 P.113)</p> <p>特許権等の知的財産については、助成業務においてはその業務の性格上保有はしておらず、また今後も保有する予定はない。</p> <p>重要な財産の処分に関する計画</p> <p>実物資産をはじめとして、重要な財産の処分に関する計画はない。</p>	<p>特許権等の知的財産は保有していない。</p>
--	--	---------------------------

【(小項目)3-2-2】 (2) 財政状態の健全性の確保の状況		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させる。また、財務状態の健全性の確保及び財務内容等の一層の透明性を確保する。</p> <p>中期計画:総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行う。</p> <p>年度計画:総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行う。</p>		A			
		H18	H19	H20	H21
				A	A
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【財政状態の健全性の確保】</p> <p>総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努め、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行っているか。</p> <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <p>・法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。</p>	<p>(2) 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行う。(実績報告書 P.120～125)</p> <p>事業団においては、平成 21 年度の業務実績報告書に総合的なリスク管理体制の整備の実績として、2 つの検討会議の検討内容について記載したが、文部科学省独立行政法人評価委員会 日本私立学校振興・共済事業団部会の平成 21 年度に係る業務の実績に関する評価における留意事項において、内部統制の一環として「リスクの優先順位付けや対応計画は策定されておらず、今後改善の余地があるもの」との指摘を受けた。</p> <p>事業団としては、これまでも「チェックの強化」や「マニュアルの整備」などの部署ごとのリスクへの対応や情報システムに関するリスクへの対応など部分的な取組はあったが、評価委員会が求めているような組織全体での総合的なリスクマネジメントという観点では取組が不十分であることが明確に示された。</p> <p>そこで、この度の指摘を機にこの課題に取組、組織全体での総合的なリスクマネジメント体制を整備するため、事業団の助成業務におけるリスクマネジメント(共済業務を含む事業団全体として取り組むには、対象範囲が膨大であり、取りまとめに相当な時間と労力がかかるため、対象業務を助成業務に限定)について検討することとし、中期計画・実績評価部会の中に「リスクマネジメント検討チーム」を組織し検討を行うこととした。</p> <p>チームの検討において、事業団(助成業務)におけるリスクの定義については、独立行政法人固有のリスクである「法人のミッションを果たすために与えられた中期目標を目標・計画においてより高い水準で具体化さ</p>	<p>総合的なリスク管理、債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努め、信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行っている。また、組織全体での総合的なリスクマネジメント体制整備のためのリスクマネジメント検討チームの活動、リスクの洗い出し、リスク管理への取組内容についての中間取りまとめの作成など具体的な進展が見られ評価できる。</p> <p>今後、貸付実績大幅減や繰上げ償還増等、経営を圧迫する事態に備え、より柔軟でスリムな体質に変革が必要である。</p> <p>私学からの繰上償還は、私学と事業団の利害が対立する部分であるが、繰上償還の希望に沿うことは私学の財政の改善につながり、事業団のミッションにも沿うものであることから、事業団におけるリスクも含めてそのあり方について検討する必要がある。</p>			

<p>・ その際、中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に注目しているか。</p>	<p>せることを阻害する要因」と「事業団の組織運営上の支障となる要因または事業団に損失をもたらす要因」が適切と考え、リスクマネジメントの基本的枠組みについては、危機の発生前(予防・抑制)の リスクの特定 リスク分析 リスク評価 リスク対応と危機の発生後を想定した初期対応と復旧プロセスの策定を行うことにより、事業団におけるリスク管理活動(PDCA サイクル)として、確立させることが必要であるとした。</p> <p>今年度は、まず手始めとして、助成業務に携わる全職員を対象にリスクに関する無記名のアンケートを実施してリスクの洗い出しを行い、そのアンケートを集計、精査し 64 種類のリスクとして分類し、当該年度の区切りとして「中間まとめ」を作成した。</p> <p>なお、今後は、個々のリスクについて影響度と発生頻度等の指標を使って評価したリスクマップを作成、そしてリスクへの対応について検討するとともに、これらの一連の結果を執行役員会議に報告し、事業団全体としての体制整備を提案することとしたい。</p> <p>中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等(実績報告書 P.117)</p> <p>助成業務においては、従来、中期目標・中期計画及び年度計画を達成するために、四半期ごとの年度計画の進捗管理を行っていたが、平成22年度からは、中期計画・実績評価部会において、その進捗状況を事業団内で共有するため、各課からの報告等により第2四半期からの進捗管理(特筆すべき実績が少ない第1四半期を除く)を行うこととした。</p> <p>各課からの報告等に基づき年度計画等の達成状況を把握し、進捗の遅れている項目については、その原因を分析するとともに年度内に達成できるように改善方策を確認した上で、進捗管理内容については、理事長をはじめ役員に説明し、理事長までの供閲文書として決裁を行った。</p> <p>なお、第3四半期分については、平成23年度の年度計画(予算及び人件費等含む)策定の参考資料とすることから、各課とのヒアリングを行い、年度終了後には、「年度計画の実績自己点検評価(助成業務)」として取りまとめ、理事会に報告することとしている。</p> <p>平成 22 年度の助成業務における、総合的なリスクマネジメントに向けた取組み(実績報告書 P.121 ~ 122)</p> <p>・ 調査票の検討</p> <p>企画室においてリスクマネジメントに関連する情報を収集し、すでに対</p>	
---	--	--

<p>(内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。 ・総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行っているか。 	<p>応しているリスクを含め業務の過程に内在するリスクなどを洗い出すための調査の実施に向け、調査票の案を検討・作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・実績評価部会での検討 <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・実績評価部会(平成22年11月16日開催)において、以下の2点を議論し決定した。 <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・実績評価部会の下にリスクマネジメント検討チームの設置 助成業務に携わる全職員を対象とした無記名アンケート調査の実施 ・アンケートの実施・集計 <ul style="list-style-type: none"> アンケート実施の前に、全職員(臨時職員を含む)を対象に説明会を6回開催し、アンケートの趣旨や記載方法等についての説明を行ったうえで、調査を実施した。(平成22年12月17日締切) 提出状況については、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 職員(研修生を含む) 提出率96.3%、リスク数479件 全職員(臨時職員含む) 提出率97.1%、リスク数559件 ・中期計画・実績評価部会におけるアンケート結果等 <ul style="list-style-type: none"> 企画室において、アンケートの記載内容を精査し、集計した全559件のリスクについて、種類別に整理した結果、64種類のリスクに分類することができ「リスク小分類集計表」としてまとめた。この内容は、中期計画・実績評価部会(平成23年3月4日)に報告し、各部署に示した。 ・内部統制の強化とリスク管理への取組について(中間取りまとめ)の作成 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度のリスク管理への取組内容については、「内部統制の強化とリスク管理への取組について(中間取りまとめ)」として作成し、理事長をはじめ全理事・監事に説明の上、理事長までの供閲(平成23年3月31日付け)とした。 <p>「助成業務における財政計画に関する検討会議」(実績報告書P.122)</p> <p>事業団の助成業務は貸付事業から生じる収益により、他の助成業務の経費をまかなっており、安定的な運営には利益金の確保が必要となる。その一方で、私学振興策として小規模の私立学校への配慮も求められており、こうした要求に応えることが組織運営上の重大な課題となっている。</p> <p>このような課題への対応として、平成21年度から立ち上げた「助成業務における財政計画に関する検討会議」において平成22年度も引き続</p>	
--	--	--

き、貸付財源の検証及び調達にかかるコストの検証や貸付額の規模の継続の可能性等財務シミュレーションを行うことにより、今後の安定的な運営のための条件や目標などを数値として捉え、今後の財政運営上の課題や検討事項とした。

「助成業務における財政計画に関する検討会議」

第1回 平成22年6月25日

第2回 平成22年11月2日

第3回 平成23年2月25日

貸付・借入利息収支差の改善(実績報告書 P.122)

助成業務では、収支状況の改善を目的として、貸付事業における貸付利率について、財投借入利率に上乗せするスプレッドを0.3%とし、貸付・借入利息収支差額(貸付金利息と借入金利息、債券利息、債券発行費の合計額の差)の改善を図っている。

また、学校法人からの繰上償還受入予定額を平成15年度から段階的に減額し、貸付金利息の減収の抑制を図っている。

平成22年度の貸付・借入利息収支差の実績額は、2,202百万円となり、計画額2,194百万円に対して8百万円の増額となった。

繰上償還(補償金付繰上償還除く)の抑制(実績報告書 P.122～123)

貸付先学校法人からの繰上償還の受入れは、貸付金利息の減収を招くこととなる。また、平成10年10月以前に貸付けた資金の繰上償還については繰上償還補償金が付されていないため、国等に返済できないことから、繰上償還された利率より低い利率で新たな貸付けが実行される。金利の逆ざや分は事業団が被ることになり、学校法人からの補償金を付さない繰上償還は財務の悪化につながる。

このため、平成15年度から繰上償還受入基準を制定し、繰上償還を希望する学校法人に対して受入基準の内容及び事業団が行う貸付制度の役割を周知することにより、繰上償還問題に対する理解を求めている。繰上償還の受入れに際しては、受入基準に従い、学校法人の規模や財務状況を考慮しながら計画的に受け入れている。

平成22年度の繰上償還受入予定額は前年度同額の50億円とした。受入実績額は56億円(補償金付繰上償還を除く)となり、受入予定額を上回ったが、これには債権保全の観点から将来的に貸倒リスクが高まる可能性のある貸付先学校法人より受け入れた3億60百万円が含まれている。

また、繰上償還の受入れにあたっては、原則として3月に受け入れる

こととし、逸失する貸付利息を最小限に抑えた。

財政融資資金への繰上償還(実績報告書 P.123)

貸付事業の財源の一部である財政融資資金借入金については、平成 10 年度から逸失利息を補償金として支払うことで繰上償還が可能となった。これに合わせ事業団の貸付金についても同様な制度を設けた。これにより学校法人から補償金付繰上償還を受け入れた場合はその同額相当を財政融資資金に繰上償還し、財政融資資金借入金の支払利息負担の軽減を図っている。平成 22 年度は学校法人から受け入れた補償金付繰上償還を財源とし、財政融資資金に対して 12 億 50 百万円の繰上償還を行い、支払利息の軽減を図った。

資金管理に係る取組(実績報告書 P.123)

市場リスク、流動性リスクを意識し、月末の資金残高についてできるだけ圧縮することを基本的な方針とした資金繰り表を毎月作成するとともに、貸付の必要時期に応じた資金調達を実施し、支払利息の負担軽減を図った。また、補償金付繰上償還等により一時的に滞留資金が生じた場合は、資金の必要時期まで譲渡性預金又は大口定期預金等、普通預金より利率の高いもので運用した。

取引金融機関の経営状況の確認(実績報告書 P.123)

取引金融機関の経営状況を把握するため、平成 22 年度においても「私学事業団における預金管理等の取扱い方針(平成 16 年 12 月 3 日理事長裁定)」に基づき、取引金融機関の格付け及び株価の動向について監視を行うなど安全性を確認し、預金の適正な管理及び運用を図った。

信用リスク管理に係る取組 (実績報告書 P.123 ~ 124)

(自己査定基準に基づく債務者区分)

貸付債権のもつ信用リスクの程度を把握し、適切なリスク管理を行うため、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に準じた自己査定基準に基づく債務者区分(破綻先、 実質破綻先、 破綻懸念先、 要注意先のうち要管理先、 要注意先のうちその他、 正常先)を行った。

滞納法人に対しては顧問弁護士の意見を踏まえ、面接、文書、出張等の方法により督促を行い、リスク管理債権の圧縮に努めた。貸付条件緩和法人等のリスクの高い法人については、融資部に所属する審査・管理室と学校法人の経営支援を行う私学経営情報センターと密接な連携を図り、協働してリスク管理債権の圧縮に努めたが、平成 22 年度は

東日本大震災の被災状況を反映させた結果、平成 22 年度末のリスク管理債権額は 11,759 百万円となり、前年度に比べ 749 百万円増となった。この結果、リスク管理債権額の総貸付残高に対する割合は 1.90%となった。

適正な貸倒引当金の設定(実績報告書 P.124)

貸倒引当金については、平成 21 年度に「貸付事業(助成業務)の改善充実に関する検討会議」を立ち上げ、近年の民事再生適用時の担保価値の減額状況、少子化の進行による私学の経営状態の悪化に備えるため、貸付債権の将来における損失の可能性を見据え、平成 21 年度においては、監査法人の助言を参考に貸倒引当金の算出のための基準である自己査定基準について、格付けに係る債務者区分の区分方法を見直し、改正した。平成 22 年度決算では、貸倒引当金について担保評価の見直し等により 260 百万円の積み増しを行い、今後の損失の可能性に備えた。

また、東日本大震災により被害を受けた貸付先法人の被災状況を自己査定に反映し、貸倒引当金を積み増すことにより適切なリスク管理を実施した。

【財務状態の健全性の確保及び収支状況の改善に向けた取組】

国から運営費交付金を受けずに業務を遂行している助成業務にとって、貸付事業の安定化が助成業務全体の財務の健全性の確保につながることから、施設・設備計画及び借入希望に関する調査により今後の借入ニーズを把握するなど、学校法人の訪問等を積極的に行うことにより、借入需要の把握、融資の利用促進を図り、平成 22 年度は 701 億円の貸付額となった。また、平成 21 年度において、貸付債権のもつ信用リスクを早期に把握し、適切なリスク管理を行うため、「貸付債権の自己査定基準」の見直しを行っている。

平成 22 年度以降においては、以下の貸付事業の取組等により、収益の確保と費用の縮減に務め、中期目標期間内に財務状態の健全性の確保及び収支状況の改善を図ることとした。

貸付事業の取組

- ・ 貸付業務の執行管理体制の強化
貸付事業に関する社会情勢等を鑑み、貸付業務の執行管理体制を強化する取組を行った。
- ・ 審査機能の強化

平成 18 年度から「審査・管理室」を設置し、融資相談部門と審査部門を分離している。このことにより部門間の牽制体制が整い、あわせて私学経営情報センターと連携することで、審査機能を強化している。

・ 事後調査の強化

より適正な債権保全を図るため、融資後のフォローアップに力を入れ、貸付先法人をモニタリングする体制を整えた。

・ リスク管理債権への有効的な対応

審査・管理室を設置し、延滞債権について専門家の支援を得ながら迅速に対応するとともに、私学経営情報センターと協働体制を整え、リスク管理債権への対応の強化を図った。

・ 貸付計画額の達成

融資担当部門と審査部門を切り離し、審査の厳格化を図りつつ、学校法人へのサービスの向上を図るため、融資相談から申込み・契約・保全・償還までの一元的事務処理体制を構築している。また、学校法人の資金ニーズの日常的な把握に努め、能動的かつ機動的に貸付の促進を図り貸付計画額を達成した。

・ 繰上償還の抑制

繰上償還を希望する学校法人に対して、「貸付金の繰上償還基準」の趣旨について理解を求めるとともに、利子助成制度による繰上償還の抑制等により収益の確保を図った。

・ 適切な貸倒引当金の設定

平成 21 年度に見直しを行った「貸付債権の自己査定基準」を基に、監査法人の助言を参考に、貸付債権の格付けを行った。また、必要に応じて「貸付債権の自己査定基準」の見直しを行っている。

・ 貸付法人のモニタリング

初回元金返済(入金確認)までは融資担当がモニタリングする体制を構築し、また、初回元金返済以降のモニタリングも継続し、貸付法人の状況変化を把握している。

会計監査人による監査

平成 18 年度から自主的に導入した監査法人による監査を継続して実施し、財務諸表等の適正性及び信頼性を高めている。このことにより貸付財源の円滑な調達を図っている。

【(中項目)3 - 3】	3 人件費の削減等	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを行う。また、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等の趣旨に沿って独立行政法人等が行う人件費削減の取組を参考としつつ、同様の取組を行う。</p> <p>中期計画: 役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた必要な見直しを進める。</p> <p>また、平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当は含まない。</p> <p>年度計画: 中期計画において「平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う」としていることを踏まえ、最終年度である今年度については、特に超過勤務手当の抑制を中心として計画の達成を図る。</p>		A			
		H18	H19	H20	H21
				B	A
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【人件費の削減等】</p> <p>中期計画において「平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う」としていることを踏まえ、最終年度である今年度は、特に超過勤務手当の抑制を中心として計画の達成を図っているか。</p>	<p>人件費の削減について以下のような取組を実施した。(実績報告書 P.126 ~ 127)</p> <p>人件費の削減への取組</p> <p>事業団は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において「共済組合類型の法人」と整理されており、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)の総人件費改革の実行計画等の「特殊法人及び認可法人」の対象外となっている。</p> <p>しかしながら、助成業務については、中期目標で「行政改革の重要方針」の趣旨に沿って独立行政法人等が行う人件費削減の取組を参考としつつ、同様の取組を行う。」と指示され、中期計画において「平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う。」ことを掲げている。</p> <p>平成22年度については、業務の効率性・有効性に配慮しつつ、引き続き管理職の3ポスト(企画室次長、システム管理室次長、私学経営情報センター次長)について兼務をさせるとともに、課長補佐ポスト(寄付金課課長補佐)を削減し、その分を係長ポスト(学術研究振興基金係長)として振り替えた。</p> <p>また、超過勤務手当の抑制については、毎週水・金曜日を定時退勤日とし、内部ポータルサイト及び放送を通じて定時での退勤を奨励したほか、文部科学省及び私学団体に対し、協力を依頼した。さらに定例の会議において、毎月の進捗状況をグラフ等で示し、部署ごとに超勤抑制に向けて取組んだ結果、実績額が39,905千円となり平成21年度の52,660千円を大幅に下回るようになった。</p> <p>この結果、平成22年度の人件費の実績額は833,972千円(予算額921,252千円)とな</p>	<p>人件費削減については、特に超過勤務手当の抑制に取組んだ結果、平成22年度の人件費の実績額は833,972千円(予算額921,252千円)となり、平成17年度実績額に対し7.5%、平成17年度予算額に対し10.8%の削減であることから、着実に実施しており、評価できる。</p>			

【総人件費改革への対応】

- ・ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調か。また、法人の取組は適切か。

り、平成 17 年度実績額に比べ 7.5% (人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた率)、また、平成 17 年度予算額に比べ 10.8% (同上)の削減となった。

【総人件費改革への対応】

(単位:千円、%)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
人件費予算額 (対 17 年度削減率)	969,770	966,491 (0.3%)	965,253 (0.5%)	964,167 (0.6%)	933,589 (3.7%)	921,252 (5.0%)
人件費決算額 (予算執行率)	933,557 (96.3%)	935,522 (96.8%)	940,122 (97.4%)	916,386 (95.0%)	861,214 (92.2%)	833,972 (90.5%)

(単位:千円、%)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
人件費決算額	933,557	935,522	940,122	916,386	861,214	833,972
決算額による 対 17 年度 人件費削減率		0.2%	0.7%	1.8%	7.7%	10.7%
人件費削減率 (補正值)		0.2%	0%	2.5%	6.0%	7.5%

人件費削減率(補正值):「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分の増減率を除いた削減率である。

平成 18 年、19 年、20 年、21 年、22 年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ 0%、+0.7%、0%、-2.4%、-1.5%である。

【給与水準】

- ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。

役職員の報酬・給与等の水準の公表について(実績報告書 P.127)

独立行政法人は、総務大臣が定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与等の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、役職員の報酬・給与等の水準の公表を行っている。本事業団については当該ガイドラインに基づく公表の対象外とされているため、国からラスパイレズ指数は提供されていないものの、業務運営の透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすため、自主的に給与等の実態をとりまとめ、実績を公表している。今年度も役職員の報酬・給与等について取りまとめ平成 22 年 8 月 25 日に

給与水準については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与等の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づく公表の対象外であるが、業務の透明性確保とその説明責任を果たすため自主的に公表しており、評価できる。

なお、日本私立学校振興・共済事業団の助

<p>・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。</p> <p>【諸手当・法定外福利費】</p> <p>・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。</p>	<p>ホームページに公表した。</p> <p>福利厚生費の見直し状況(実績報告書 P.127)</p> <p>国におけるレクリエーション経費の取扱い(総人恩総第 774 号 平成 20 年 7 月 30 日)を踏まえ、平成 20 年度より 厚生施設利用補助の法人支出 職場における役職員互助組織に対する法人支出を全て取りやめた。</p> <p>なお、レクリエーション経費以外の福利厚生費として、法定福利費(私学共済長期掛金、同短期掛金、介護掛金、児童手当拠出金、労働保険料)のほか、健康診断表及び常備薬代といった役職員の健康保持・増進にかかる支出をした。</p>	<p>成業務においては、国からの運営費交付金を受けていない。</p> <p>福利厚生費については、「国におけるレクリエーション経費の取扱い」を踏まえ、適正な見直しを行っており、評価できる。今後、社会一般の情勢を見つつ弾力的に対応する必要がある。</p>
--	---	--

【(中項目)3 - 4】

4 期間全体に係る予算

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

中期計画:期間全体に係る予算 別紙1

年度計画:予算 別紙1

H18

H19

H20

H21

A

A

評価基準

実績

分析・評価

【収入】

【平成 22 年度収入状況】 (実績報告書 P.129) 単位:百万円

収支報告は適正と評価できる。

収入	予算額	決算額	差引増減額	備考
借入金	67,000	46,600	20,400	1
私学振興債券	8,000	8,000	0	
貸付回収金	67,742	69,559	1,817	2
貸付金利息	13,040	12,339	701	3
預金利息	3	3	0	
国庫補助金	322,182	322,182	0	
受入寄付金	16,013	13,615	2,398	4
受入基金	6	8	2	
基金受取利息	109	113	4	
雑収入	48	2,472	2,424	5
計	494,146	474,894	19,252	

(注)百万円未満切り捨てである。

【主な増減理由】

- 1 貸付金の実績減による借入金の減
- 2 貸付回収金の実績増
- 3 貸付額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減
- 4 受入寄付金の実績減
- 5 補助金返還額の増等

【支出】

【平成 22 年度支出状況】 (実績報告書 P.129)

単位:百万円

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
貸付金	90,200	70,139	20,061	6
借入金償還	54,154	55,404	1,250	7
借入金利息	9,829	9,165	664	8
債券利息	1,030	999	31	
債券発行諸費	30	30	0	
助成金	70	100	30	
交付補助金	322,182	322,182	0	
配付寄付金	16,013	12,630	3,383	9
学術研究振興費	130	130	0	
人件費	1,106	1,015	91	10
一般管理費	175	154	21	10
業務経費	459	387	72	10
長期勘定へ繰入	35	70	35	
雑支出	35	2,455	2,420	5
計	495,450	474,865	20,585	

(注)百万円未満切り捨てである

【主な増減理由】

- 5 補助金返還額の増等
- 6 貸付金の実績減
- 7 財政融資資金の繰上返済による増
- 8 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減
- 9 配付寄付金の実績減
- 10 人件費・経費の節減による減

【(中項目)3 - 5】

5 期間全体に係る収支計画

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

中期計画:期間全体に係る収支計画 別紙2

年度計画:収支計画 別紙2

H18

H19

H20

H21

A

A

評価基準

実績

分析・評価

【収支計画】

【平成 22 年度収支計画】 (実績報告書 P.131)

単位:百万円

収支計画は適正と評価できる。

区分	計画額	実績額	差引増減額
費用の部(D)	351,174	349,384	1,790
経常費用	351,174	349,384	1,790
業務費	350,547	346,394	4,153
交付補助金(A)	322,182	322,182	0
借入金利息	9,805	9,117	688
債券利息	1,034	1,000	34
債券発行費	29	29	0
配付寄附金(B)	16,013	12,630	3,383
学術研究振興費	130	130	0
貸倒引当金繰入	168	260	92
業務経費	1,184	1,043	141
(うち一般経理分)	(1,179)	(1,039)	140
一般管理費	591	534	57
雑損(C)	35	2,455	2,420
臨時損失	-	0	0
固定資産除去損	-	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
収益の部	351,446	349,771	1,675

経常収益	351,389	349,735	1,654
補助金等収益	322,182	322,182	0
貸付金利息	13,007	12,314	693
			6
寄附金収益	16,148	12,763	3,385
			7
財務収益	3	2	1
雑益	48	2,472	2,424
			5
臨時利益	56	35	21
前期損益修正益	56	35	21
当期総利益	272	386	114
総費用(D-A-B-C)	12,944	12,116	828
利息収支差	2,194	2,202	8
(+ - - -)			
人件費、一般管理費、業務経費等	1,771	1,574	197
(+ +)			
貸倒引当金繰入()	168	260	92
当期総利益(再掲)	272	386	114

(注) 百万円未満切り捨てである

【主な増減理由】

- 1 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減
- 2 配付寄附金の実績減
- 3 貸倒引当金の増
- 4 人件費・経費の節減による減
- 5 補助金返還額の増等
- 6 貸付額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減
- 7 受入寄附金の実績減

【(中項目)3 - 6】

6 期間全体に係る資金計画

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

中期計画:期間全体に係る資金計画 別紙3

年度計画:資金計画 別紙3

H18

H19

H20

H21

A

A

評価基準

実績

分析・評価

【資金計画】

【平成 22 年度資金計画】(実績報告書 P.133)

単位:百万円

資金計画は適正と評価できる。

区分	計画額	実績額	差引増減額
資金支出	593,402	580,916	12,486
業務活動による支出	495,260	474,711	20,549
交付補助金支出	322,182	322,182	0
貸付による支出	90,200	70,139	20,061
長期借入金の返済による支出	54,154	55,404	1,250
借入金利息支出	9,829	9,165	664
債券利息支出	1,030	997	33
受配者指定寄付金の配付による支出	16,013	12,596	3,417
学術研究振興費の交付による支出	130	130	0
人件費支出	1,020	936	84
その他の業務支出	700	3,159	2,459
法人税等の支払額	-	0	0
投資活動による支出	98,037	106,034	7,997
定期預金の預入による	-	45,385	45,385

支出				
譲渡性預金の預入による支出	98,037	60,530	37,507	
有形固定資産の取得による支出	-	20	20	
投資有価証券の取得による支出	-	97	97	
財務活動による支出	105	170	65	
助成金の交付による支出	70	100	30	
長期勘定へ繰入による支出	35	70	35	
翌年度への繰越金	13,079	13,165	86	
資金収入	592,207	582,863	9,344	
業務活動による収入	494,139	474,823	19,316	
都道府県等受託収入	1	1	0	
国庫補助金収入	322,182	322,182	0	
貸付金の回収による収入	67,742	69,559	1,817	
貸付金利息収入	12,983	12,274	709	
長期借入れによる収入	67,000	46,600	20,400	
債券の発行による収入	8,000	8,000	0	
受配者指定寄付金の受入による収入	16,013	13,584	2,429	
基金利息の受取額	107	108	1	
その他の業務収入	105	2,510	2,405	
利息の受取額	3	3	0	
投資活動による収入	98,061	108,031	9,970	
定期預金の払戻による収入	-	47,348	47,348	
譲渡性預金の払戻による収入	98,037	60,530	37,507	

投資有価証券の売却による収入	23	153	130
財務活動による収入	6	8	2
民間出えん金の受入による収入	6	8	2
前年度よりの繰越金	14,275	11,218	3,057

(注) 百万円未満切り捨てである

【主な増減理由】

- 1 貸付金の実績減
- 2 財政融資資金の繰上返済による増
- 3 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減
- 4 配付寄付金の実績減
- 5 経費の節減による減
- 6 補助金返還額の増
- 7 貸付回収金の実績増
- 8 貸付額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減
- 9 貸付金の実績減による借入金の減
- 10 受入寄付金の実績減

【(大項目)4】	短期借入金の限度額	【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期計画:短期借入金の状況 年度計画:短期借入金の状況		H18	H19	H20	H21
評価基準	実績	分析・評価			
・短期借入金はあるか。	【短期借入金の有無及び金額】 短期借入予定なし				

【(大項目)5】	その他、主務省令で定める業務運営に関する重要事項	【評定】			
		A			
【(中項目)5-1】	1 施設・設備に関する計画	【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期計画:なし 年度計画:なし		H18	H19	H20	H21
評価基準	実績	分析・評価			

必須記載事項のうち、評価基準については、政策評価・独立行政法人評価委員会より示される評価の視点等に基づき、毎年適宜更新する。

【(中項目)5 - 2】	2 人事に関する計画	【評定】 A			
【(小項目)5 - 2 - 1】	(1) 適切な人事配置の状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。</p> <p>中期計画:業務執行の効率化を図るため、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行う。</p> <p>年度計画:人事異動基本方針に基づき、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組などを十分考慮した人員配置を行う。</p>		H18	H19	H20	H21
				A	A
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【人事に関する計画】</p> <p>人事異動基本方針に基づき、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組などを十分考慮した人員配置を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 人事管理は適切に行われているか。 	<p>人事異動基本方針に基づき職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組などを十分考慮した人員配置を行うため以下の取組を行った。(実績報告書P.135)</p> <p>人事に関する計画の有無及びその進捗状況</p> <p>「人事異動基本方針(平成19年3月20日理事長決裁)」は、助成業務における文部科学省独立行政法人評価委員会による毎年度の「業務の実績評価」及び共済業務における共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う毎年度の「取組みの実績評価」の結果を踏まえ、今後の業務運営について一層の効率化を図るとともに、透明性の確保と説明責任の履行に応えるために策定した。</p> <p>平成23年度人事異動については、人事異動基本方針に基づき、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、業務改善状況、組織見直しの必要性等について、各部署の課長相当職に対してヒアリングを行い、これを参考として適正な人員配置に努めた。</p> <p>なお、平成22年度においては、管理職に退職者がでなかったことから昇任人事は行わなかった。</p> <p>今後、管理職者の登用については、「管理職登用候補者の選考について」に基づき、課長補佐職として2年以上の経験を有する者に提出を課したレポート内容及び人事関係資料及び面接により選考を行い、その結果を登載した「管理職登用候補者名簿」の中から、理事長が様々な要素を考慮し、管理職へ登用する者を決定する予定である。</p> <p>常勤職員の削減状況(実績報告書P.136)</p> <p>常勤職員については、特に計画的な削減を行っているわけではないが、第二期中期計画開始時の人員を増加させることのないように努めている。</p> <p>常勤職員、任期付職員の計画的採用状況(実績報告書 P.136)</p> <p>常勤職員については、退職者数や人件費削減を勘案して採用人</p>	<p>人事異動基本方針に基づき職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組などを十分考慮した人員配置を適切に行っており、評価できる。</p>			

数を決定している。平成 22 年度には 2 名を採用(うち 1 名は非常勤職員から登用)した。

任期付職員については、平成 23 年度計画における「文部科学省 文教団体職員採用試験の活用のほか、多様な方法により優れた人材の確保に努める。」により、採用を検討している。

危機管理体制等の整備・充実に関する取組状況 (**実績報告書 P.136**)

職員に多くの部署を経験させる観点から定期的な人事異動を行い、様々な職務に関する情報の共有化や相互の連絡・協調の強化に努めることにより、相互牽制の強化や担当者不在時の円滑な対応など、業務上の危機の発生の抑制を図っている。

なお、事業団における危機管理体制等の整備については、九段事務所及び湯島事務所が地震災害等により被害を蒙った場合などの非常事態を想定し、業務が停滞することを最小限に抑え、かつ職員等の安全及び財産の保全を図ることを目的として両事務所における災害対策組織並びに災害復旧活動等に関する必要な事項を定めた「日本私立学校振興・共済事業団災害対策要綱」(平成 16 年 11 月 17 日に制定、平成 21 年 5 月 26 日に一部改正)を制定している。

また、要綱においては、以下の項目についても定められており今回の東日本大震災時にも適用された。

- ・ 災害発生時の職場における行動基準
- ・ 災害発生時の活動にあたっての手順、心構え
- ・ 災害発生時の任務分担(災害対策本部組織において全ての職員がいずれかの災害対応グループに所属する)
- ・ 職員の出勤判断基準
- ・ 災害発生後の復旧・事業継続活動
- ・ 地域住民に対する協力等
- ・ 九段事務所・湯島事務所避難経路・避難場所

なお、平成 23 年東日本大震災による災害に関し、事業団の業務を迅速かつ適切に実施するため、事業団内に企画・総務担当理事を本部長とした九段事務所・湯島事務所合同の緊急災害対策本部を設置し、被災状況の把握や災害復旧に係る支援及び私学共済加入者に対する支援の方法の検討並びに関係機関との連絡・調整にあたった。なお、決定事項については、事業団ホームページ随時掲載し周知を図った。

【(小項目)5 - 2 - 2】	(2) 人材確保に向けた取組状況	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。</p> <p>中期計画:優れた人材を確保するため採用方法の充実を図る。</p> <p>年度計画:文部科学省文教団体職員採用試験の活用のほか、多様な方法による優れた人材の採用方法について検討する。</p>		A			
		H18	H19	H20	H21
				A	A

評価基準	実績	分析・評価
<p>【優れた人材の採用と必要な人材の確保】</p> <p>文部科学省文教団体職員採用試験の活用のほか、多様な方法による優れた人材の採用方法について検討しているか。</p>	<p>(2) 文部科学省文教団体職員採用試験を行うほか、資格や専門的な能力を有する者等を随時採用する方法を検討するなどして優れた人材の採用に努めるため以下の取組を行った。(実績報告書 P.137～138)</p> <p>文部科学省文教団体職員採用試験(実績報告書 P.137)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度採用試験(実施日:平成22年5月23日) *平成22年度においても、試験日を早期(平成15年度までは、7月末)に設定することにより、優秀な人材の確保に努めた。 *文部科学省文教団体職員採用試験は、文部科学省が所管する独立行政法人・財団法人等のうち文教関係団体8団体で組織し、そのスケールメリットにより採用に係る経費を縮減し、1団体では募集が困難である受験者数を確保するために統一試験として実施した。 <p>なお、文部科学省文教団体職員採用試験実施のメリットとしては、このほかにも、他団体のホームページを通して、当事業団の採用情報を発信することができる。試験規模が大きいため(平成22年度当該試験への申込者数3,033人)、多くの学生の目にとまることが考えられることから、多種多様な人材の受験が見込まれる、の2点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> *第一次合格者の決定の際、作文試験を点数化し、教養試験の点数と組み合わせて総合的な判定を実施した。 *第二次試験において面接を2回実施した。その際、面接方法については、受験生の緊張を和らげ、能力をより発揮できるよう面接者を昨年度と同様に5人とした。 <p>また、平成19、20、21年度に引き続き、逆質問形式(受験生から面接者に質問)を取り入れた面接を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> *文部科学省文教団体職員採用試験の実施により、平成23年 	<p>文部科学省文教団体職員採用試験の活用のほか、非常勤職員を正規職員に登用する制度を設け、1名に登用する等、多様な方法による優れた人材の採用を行っており、評価できる。</p>

	<p>4月に1人(うち助成業務は0人)を採用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度採用予定者の募集に係る広報について <ul style="list-style-type: none"> * 就職情報サイト(毎日就職ナビ、日経ナビ)掲載を開始した(平成23年3月11日)。 * 試験要項等を事業団ホームページに掲載した(平成23年3月7日)。 * 試験要項等を大学宛に発送した(平成23年3月16日)。 * 受験希望者に対する事業説明会を実施した(平成23年3月25日 出席者67名)。 <p>多様な方法による優れた人材の採用方法についての検討及び実施 文部科学省文教団体職員採用試験の活用のほか、多様な方法による優れた人材の採用方法について検討した。この結果、非常勤職員を正規職員に登用する制度を設け、1名に登用した。</p> <p>多様な雇用形態の活用</p> <p>以下の取組を通じて必要な人材を確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上を図る観点から、文部科学省との人事交流を実施した。 ・平成21年度に引き続き、非常勤職員を総務課、人事課、経理第一課に配置した。 	
--	--	--

【(小項目)5-2-3】	(3) 職員の資質・能力向上に向けた取組状況	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。</p> <p>中期計画:計画的に研修を行うなど職員の資質向上を図る。</p> <p>年度計画:今後の事業団に必要な人材を育成するという観点に立った工夫を加えつつ、研修実施要領に基づき、一般研修として管理職研修、係長・主任研修、新入職員研修、人事院式監督者研修等を、専門研修として実務研修、派遣研修を引き続き実施する。</p>		A			
		H18	H19	H20	H21
				A	A
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【研修実施要領に基づく研修の実施】</p> <p>今後の事業団に必要な人材を育成するという観点に立った工夫を加えつつ、研修実施要領に基づき、一般研修として管理職研修、係長・主任研修、新入職員研修、人事院式監督者研修等を、専門研修として実務研修、派遣研修を引き続き実施しているか。</p>	<p>(3) 日本私立学校振興・共済事業団職員研修実施要領(平成 12 年 5 月 29 日理事長決裁)に基づき、職務と責任の遂行に必要な知識・技能等を修得させ、その他必要な職員の能力・資質等を向上させるために組織的かつ計画的に以下の研修を行った。(実績報告書P.139～143)</p> <p>新任管理職研修(平成 22 年 5 月 20 日:5 人(うち助成業務 2 人))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに課長職に就任した職員に対し、管理職としての責任の遂行に必要な知識・技能等を修得させることを目的として実施した。研修内容は、「セクハラ・パワハラ防止」「理事講話」「メンタルヘルス・労務管理」等である。 ・ アンケートによる研修効果の確認 <p>管理職としての職務の遂行、部下への対応に必要な知識・技能等の修得ができたとする内容が多数であった。</p> <p>係長・主任研修(平成 22 年 7 月 12～13 日:22 人(うち助成業務 8 人))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長:平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日までの間に係長相当職に昇任し、同様の研修を受講していない職員 ・ 主任:平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 10 月 1 日までの間に主任に昇任し、同様の研修を受講していない職員を対象に 係長の立場、役割を認識、 係長としての役割を果たすために必要なリーダーシップと問題解決能力の強化、 部下の能力向上のための技術の習得を目的として実施した。 ・ アンケートによる研修効果の確認 <p>係長の役割を果たすうえで必要なスキルを身につけることができた。</p>	<p>事業団職員研修実施要領に基づき、新任管理職研修、係長・主任研修、新入職員研修及び勉強会等、多彩なプログラムを呈して効果的かつ活発な研修を着実に実施しており、評価できる。</p>			

	<p>また、業務上起こる問題の解決方法について、他の参加者と議論しながら解決方法を具体化したことで理解が進んだ。</p> <p>新入職員第一次研修(平成 22 年 4 月 1 日～6 日:6 人(うち助成業務 1 人))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用直後の職員に対し、職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、社会人としてのビジネスマナーやビジネススキルの向上を目的として実施した。 ・ 感想文による研修効果の確認 <p>社会人としてビジネスマナーの重要性や、組織の中での役割や協調性等が十分に理解されており、本研修の効果が確認された。</p> <p>新入職員第二次研修(平成 22 年 7 月 5 日～7 日:8 人(うち助成業務 2 人))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該第二次研修は、採用後 1 年未満の職員に対し、事業団の各業務における職務の概要の修得を目的として実施した。 ・ アンケートによる研修効果の確認 <p>所属部署以外の業務内容を知る機会となり、これらに深く関心を持つとともに、他部署とのつながりや事業団の全体像の把握に役立つなど、本研修の効果が確認された。</p> <p>文部科学省文教団体共同職員研修会 (平成 22 年 9 月 8～10 日:3 人(うち助成業務 1 人)) (平成 22 年 10 月 13～15 日:3 人(うち助成業務 1 人))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間管理者を対象に、業務の遂行及び部下を管理・監督するために必要な知識・技能を修得させ、組織全体の業務の向上と運営の能率化及び職場の円滑な人間関係の確保を図ることを目的とした研修を行った。 ・ 研修効果の確認(平成 22 年 10 月実施分と合わせて実施) <p>ロールプレーを取り入れるなど、職場における円滑な人間関係の確保を図り、担当部署において的確に業務を遂行する能力の養成に効果的な研修内容であったことを受講者に確認した。</p> <p>私立学校の活性化に向けた勉強会</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 回 (平成 22 年 6 月 24 日: 出席者 33 人) 第 2 回 (平成 22 年 6 月 30 日: 出席者 28 人) 第 3 回 (平成 22 年 7 月 9 日: 出席者 29 人) 第 4 回 (平成 22 年 7 月 30 日: 出席者 29 人) 第 5 回 (平成 22 年 12 月 10 日: 出席者 36 人) 	
--	---	--

第6回(平成23年1月25日:出席者30人)

第7回(平成23年2月14日:出席者43人)

・当該研修は、私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組を支援するために、改善方策の考え方、改革の実践などを学び、私学の現状を把握し、私学経営情報センター職員が行う経営相談等の業務に資することを目的として実施した。

・実施に際しては、以下の事項に留意した。

* 私立学校関係者を含む外部講師による実践的な講義内容であるため、私学経営情報センター職員以外の事業団役職員にも参加の機会を与えた。

* 今後の事業団に必要な人材を育成するという観点に立ち、部長会、課長会でアナウンスをすることにより、職員の参加を促した。

・アンケートによる研修効果の確認

外部講師による研修は、時事問題や民間企業等における意識・見解を垣間見ることができ、私立学校法人が直面する課題の解決に参考になったことが確認できた。

簿記研修

平成22年7月1日~8月2日:週2回1人

平成22年7月23日~8月27日:週2回1人

平成22年9月7日~10月15日:週2回1人

平成22年12月14日~平成23年1月28日:週2回1人

・助成業務全般に共通した知識である学校法人会計を理解する上で最低限必要となる知識を修得することを目的として実施した。

・研修内容

* 場所:大原学園東京水道橋校

* 講座名:簿記3級基礎講義

* 受講者数:4人

・資格試験

平成22年11月21日及び平成23年2月27日に実施された検定試験(日本商工会議所)において3名が合格した。資格試験に合格していない者に対しては、次回試験日を知らせ、再チャレンジを促している。

	<p>職員内部研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人会計と財務分析に係る研修 <ul style="list-style-type: none"> * 私学経営情報センター職員による「学校法人会計の基礎知識」及び「財務諸表を用いた財務分析」(新入職員や希望者を対象とした初級レベル)の研修を行った。 * 特に新入職員や共済事業からの異動者のスキルアップに役立ち、事業団職員の能力、資質の向上が図られた。 ・情報セキュリティ研修 <ul style="list-style-type: none"> * 業務で使用するパソコン、電子ファイルの扱いを中心に「情報セキュリティ」として業務上取り扱う情報の管理についての研修を行った。 * 研修効果の確認 インターネット、電子メール利用に関する注意事項について、いくつかの事例が紹介され、日頃から問題意識を持つことの重要性について再確認された。 	
--	---	--

【(中項目)5 - 3】	3 研修等助成に関する計画	【評定】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期目標:私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。 中期計画:私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。 年度計画:私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。		H18	H19	H20	H21
				A	A
評価基準	実績	分析・評価			
【研修等助成に関する計画】 私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図っているか。	3 教職員の研修等に対する助成事業(実績報告書P.144) 助成事業は、私立学校教育の振興上必要と認められる事業(私立学校の教職員の相互扶助、私立学校の教職員の福祉、私立学校の教職員の研修を目的とする事業など)を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、当該事業についての助成金を交付する事業である。現在、私立学校教職員の資質の向上のため(財)私学研修福祉会(以下「福祉会」という。)が行う各種研修事業への助成及び私立学校教職員の福利厚生充実を図るため事業団の年金給付事業である長期給付事業(長期勘定)の長期給付整理資源・旧私学恩給財団既年金者増額費への繰入れを実施している。 ・ 研修事業に対する助成金の交付 国公立と並んで公教育の担い手である私立学校の教職員の質的向上を図るための研修事業は、我が国の高度な教育研究実現のために重要であり、私学振興の観点からも一層の充実、発展が望まれているところである。また、公立の教職員の研修に要する費用が法的に保障されているのに対し、私学の教職員の研修に対する公的助成制度はないことから、この格差是正のためにも、私学の研修事業への助成は必要と考えられる。 ・ 長期勘定への繰入れ 従前の旧私立学校教職員共済組合が実施する年金給付事業に対して交付していた助成金は、平成10年の統合による事業団発足に伴い、勘定間の資金の繰入れ処理となり、「長期勘定へ繰入れ」として整理した。 財団法人 私学研修福祉会概要(実績報告書P.16・P.144) 財団法人私学研修福祉会は、私立学校教職員の研修と福祉を図ることを目的として、昭和31年に全私学の総意のもとに設立さ	教職員の研修等に対する助成事業の充実を継続して図っており、評価できる。			

れた団体であり、私学教職員の資質向上を図るため各種の研修事業を実施するとともに、私立学校教職員の福利厚生を図るために、各種研修会等の会議室、宿泊室を整備し、私立学校の中央センターとしての機能と役割を果たしその運営にあっている。

現在、私学教職員の資質向上を目的として、各種研修会事業、海外研修事業、研修成果刊行等事業を行っている。

助成金等の財源の確保(実績報告書P.144～145)

事業団は国から運営費交付金を受けておらず、学校法人への貸付事業における貸付金利息と借入金利息の差額を財源として人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄っている。そのうえで、決算において利益が生じた場合に、これを財源として助成事業を実施していることから、助成事業の充実は貸付事業における収益の確保が前提となっている。

平成 22 年度の交付・繰入れ状況(実績報告書P.145～146)

平成 22 年度は、前事業年度の損益上の利益金 214,197 千円のうち、100,000 千円を福祉会が実施する各種研修会事業等に、70,000 千円を共済業務が行う長期給付事業にそれぞれ利益処分として整理し、下記のとおり私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図るための交付、繰入れを行った。

・研修事業に対する助成金の交付

平成 22 年度は、「各種研修会事業」に対して助成を行い、交付額は、対前年度同額の 100,000 千円とした。(平成 23 年 2 月 24 日)

また、福祉会からは、研修の実施状況及び助成金交付の適切性・合理性を把握するため「研修事業費助成金に係る事業の実績報告書」等の提出を受けている。

・長期勘定への繰入れ

平成 22 年度は、共済業務が行う年金給付事業である長期給付事業(長期勘定)に対して、対前年度 20,000 千円増の 70,000 千円の繰入れを行った。(平成 23 年 3 月 4 日)

【(中項目)5 - 4】		4 中期目標期間を超える債務負担		【評定】				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		中期計画:なし						
年度計画:なし				H18		H19	H20	H21
評価基準		実績		分析・評価				